

下関市中心市街地活性化基本計画

平成21年12月

山口県下関市

平成21年12月 7日認定

平成23年 3月31日変更

平成24年 7月13日変更

平成24年12月19日変更

平成25年 7月25日変更

平成25年11月29日変更

平成26年 3月28日変更

平成26年11月27日変更

～ 目 次 ～

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 下関市及び中心市街地の概要	1
[2] 本計画策定の背景と意義	4
[3] 中心市街地の現況分析	5
[4] 地域住民のニーズ等の把握・分析	23
[5] 中心市街地活性化に向けたこれまでの取り組みと評価	29
[6] 下関市のまちづくりの考え方	35
[7] 中心市街地活性化の課題	40
[8] 中心市街地活性化の基本方針	43
2. 中心市街地の位置及び区域	47
[1] 位置	47
[2] 区域	48
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	52
3. 中心市街地の活性化の目標	59
[1] 中心市街地活性化の目標	59
[2] 目標年次の考え方	60
[3] 数値目標の設定とその考え方	60
[4] 具体的な目標値の考え方	61
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に 供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	81
[1] 市街地の整備改善の必要性	81
[2] 具体的事業の内容	82
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	89
[1] 都市福利施設を整備の必要性	89
[2] 具体的事業の内容	90
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の 供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業 等に関する事項	95
[1] 街なか居住の推進の必要性	95
[2] 具体的事業の内容	96

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	101
[1] 商業の活性化の必要性	101
[2] 具体的事業等の内容	102
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	115
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	115
[2] 具体的事業の内容	116
◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	118
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	119
[1] 市町村の推進体制の整備等	119
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	123
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	131
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	133
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	133
[2] 都市計画手法の活用	133
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	135
[4] 都市機能の集積のための事業等	137
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	138
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	138
[2] 都市計画との調和等	138
[3] その他の事項	139
12. 認定基準に適合していることの説明	140

- 基本計画の名称：下関市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：山口県下関市
- 計画期間：平成 21 年 12 月から平成 27 年 3 月まで（5 年 4 月）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

【1】下関市及び中心市街地の概要

(1) 下関市の概況

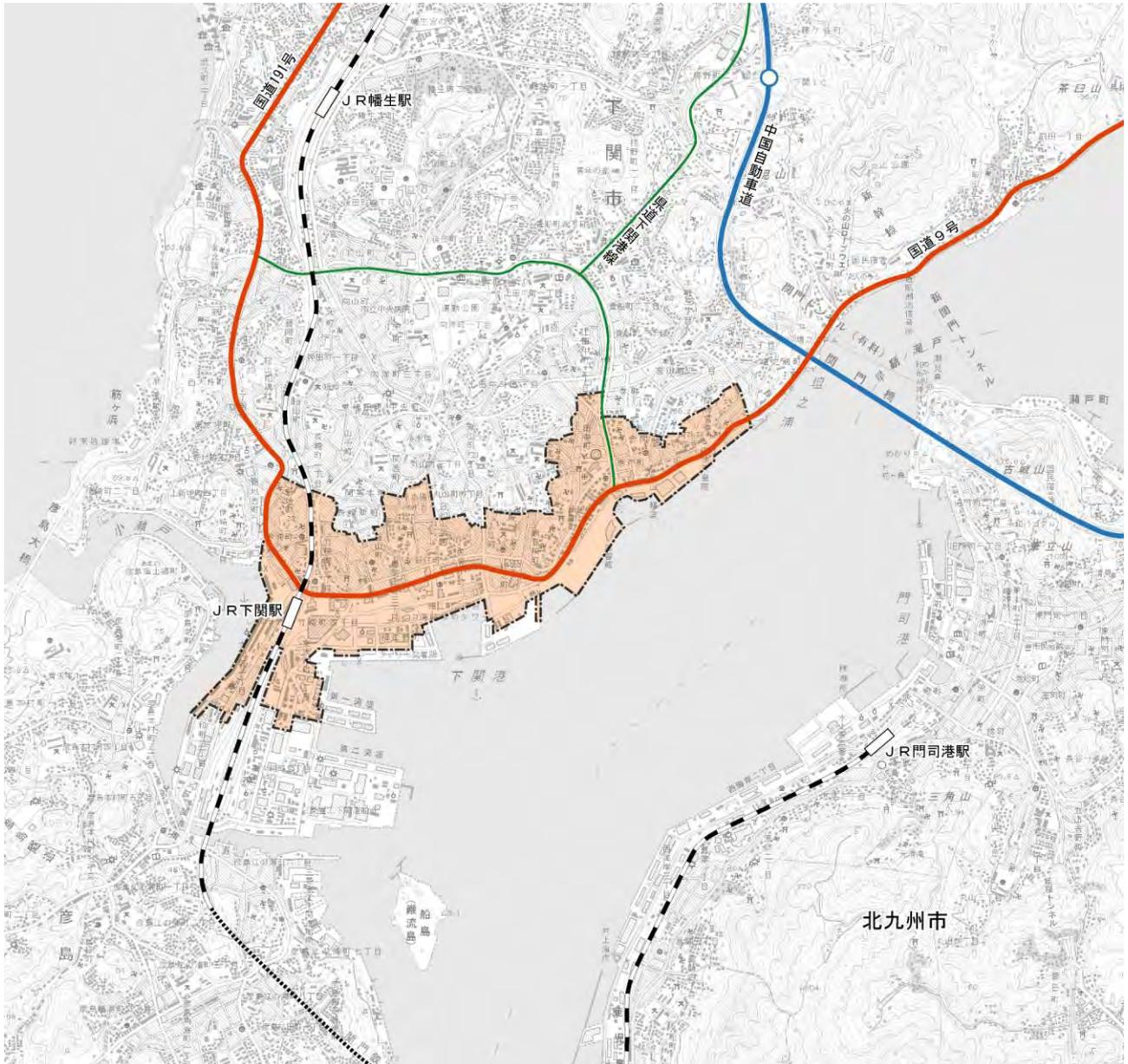
- ・ 本市は、山口県の南西端、本州の最西端に位置し、関門海峡を隔てて九州に面し、古くから九州や大陸方面を結ぶ内外交通の要衝として発展した港町である。1889（明治 22）年に全国で初めて市制が施行された 31 市のうち、県内で初めて赤間関市として発足した。1899（明治 32）年に赤間関港（現下関港）が第一種港湾として開港、1901（明治 34）年に現在の山陽本線が開通、英国領事館が置かれ、1902（明治 35）年に下関市として改称後、1905（明治 38）年に関釜連絡船が就航する等、近代日本の西の玄関口として繁栄してきた。
- ・ 市制施行後は、周辺市町村の合併により市域を拡大し、1942（昭和 17）年の関門トンネル（鉄道）の開通、1951（昭和 26）年の特定重要港湾の指定、1958（昭和 33）年の関門国道トンネルの開通、1973（昭和 48）年の関門橋の開通により、広域交通利便性が飛躍的に向上した。
- ・ 対岸の北九州市との繋がりも深く、近年では市民や経済界の交流イベント、関門海峡を挟んだ一体的な景観形成等、様々な分野で連携した取り組みが進んでいる。
- ・ 2005（平成 17）年 2 月 13 日に旧豊浦郡の 4 町（菊川町・豊田町・豊浦町・豊北町）との合併、同年 10 月 1 日中核市への移行により、市域面積 716.06 平方キロ、人口約 29 万人の新市として、魅力ある都市づくりを進めている。



▲ 下関市域

(2) 中心市街地の概況

- ・ 中心市街地は、市域南部、関門海峡を隔てて門司港と面する位置にあり、本市の玄関口であるJR下関駅周辺地区と、下関市立しものせき水族館<愛称：海響館>（以下、海響館という）や唐戸市場を含む唐戸周辺地区が東西の核となっている。
- ・ この中心市街地には、県内最大の商業施設であるシーモール下関をはじめとする商業集積地区が形成され、また国・県・市の行政施設、市民会館、海峡メッセ下関等の公共公益施設や各種事業所等の多様な都市機能、日本の近代建築を代表する歴史的建造物が集積している。



▲中心市街地の位置

(3) 商業活動の概況

- ・ 本市の商業は、古くは北国航路の開発によって北前船の寄港地として西日本における物産集散の一拠点をなし、街には問屋が軒を競い、「西の浪華」と称されるほどの繁栄ぶりを見せた。その後明治時代に入ると鉄道の発達により物資は陸上輸送に切り替えられて一時的に衰微の兆しが見うけられたが、大陸との往来が頻繁になってくると、交通、通商上の要衝として再び商業界は活況を呈してきた。これに加えて遠洋漁業の根拠地となってからは水産業を背景にさらに活況を呈するようになってきた。
- ・ 関門国道トンネル、関門橋の開通など交通網の整備にともなって通過都市への運命を辿るとともに、1966年に日本一を誇った水揚量も、オイルショックや輸送環境の変化により、70年代以降は減少の一途を辿ってきた。
- ・ 本市の商店街は、一定地域に集中せず、生活エリア毎に集積しており、それぞれ地域生活の核的なものとして地域に根づき、地元の生活を支え必要とされて発展してきた。しかし中心商店街がないため、多くの購買力が北九州特に小倉に吸い取られていることから、「ストップ・ザ・小倉」を合言葉に官民挙げた一大プロジェクトとして、1977年に「シーモール下関ショッピングセンター」がオープンした。これにより小倉への流出は確かに減少したものの、下関駅周辺にある店舗がシーモールへ入店するため商店街から転出したり、人の流れが駅とシーモールの狭い範囲に限定され、周辺商店街への来街者が減少することにもなった。
- ・ また、スーパーマーケットなどの大量販売業者が自動車社会の到来による郊外開発などによって勢力を増してゆき、1980年代後半から90年代になると、規制緩和や新業態の開発の影響などによる流通構造の変化と中心市街地の地価の高騰などから、郊外部開発（スプロール化）が進み、自然発生的に成長してきた商店街は、顧客ニーズへの対応の遅れなど個店の近代化の遅れにより、衰退していった。

[2]本計画策定の背景と意義

(1)策定の背景

- ・本市は、平成 17 年 2 月 13 日に旧豊浦郡 4 町と合併し、新「下関市」として新たなスタートを切った。
- ・旧下関市では、平成 12 年 3 月に旧法（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律）に基づき「下関市中心市街地活性化基本計画」を策定・公表し、当該計画に基づき様々な取組みを進めているところであり、海響館、カモンワープ等の集客施設整備により交流人口が増加するとともに、対岸の北九州市門司地区との連携した取組みも深まりつつある。
- ・本市における商業は、小売販売額ベースで県下トップのシェア約 20%（平成 19 年）を占めるものの減少傾向にあり、商業の衰退傾向に歯止めがかかるには至っておらず、より一層の振興策を講じていくことが求められる。
- ・一方、我が国の総人口は、2004 年（平成 16 年）12 月の 1 億 2,784 万人でピークを迎えたとされ、今後未だかつて経験したことのない人口減少社会へ突入することが予測されている。山口県下最大の人口を有する本市の人口も近年、一貫して低下傾向を示しており、今後とも減少傾向が続くものと予想される。また、平成 17 年時点における高齢化率も 25.5%（国勢調査）で、中核市の中で最も高いものとなっている。
- ・連続休暇の増加や広域交通基盤整備等により、今後とも他都市から本市を訪れる観光客の増加が期待される反面、各都市間や都市圏間の競争が激化することも予想される。
- ・こうした社会経済情勢が大きく変化する中で、新たな視点に立ったまちづくりの対応が求められている。

(2)基本計画策定の意義

- ・本市において中心市街地活性化基本計画を策定する意義は、今後、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応し、持続的に繁栄していくためのものであり、行政・経済はもとより教育・文化・福祉等、高次な都市機能・都市基盤を備え、市民や来街者の様々な活動の舞台となる本市の中心市街地において、その担うべき役割を再構築し、真に中心市街地活性化に資する施策や事業を総合的かつ一体的に展開していくため、本計画を策定するものである。

[3] 中心市街地の現況分析

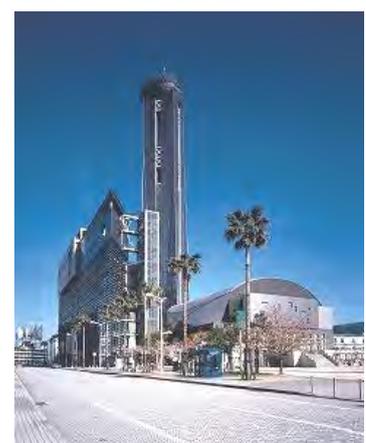
(1) 既存ストック状況の分析

① 歴史的・文化的資源

- ・ 中心市街地は、源平壇之浦の合戦に敗れ、わずか8歳で関門海峡に入水した安徳天皇を祀る赤間神宮、奇兵隊を日本ではじめて結成した幕末の風雲児高杉晋作の終焉地をはじめ、近代建築を代表する旧下関英国領事館、旧秋田商会ビル等、数多くの歴史的・文化的資源を有している。
- ・ 旧英国領事館については、市民ギャラリーとして利用されているほか、講演会等も開催されるなど、観光資源としてだけでなく、市民生活とも密着した活用がなされている。
- ・ 維新・海峡ウォーク、しものせき海峡まつり、西日本有数の花火で知られる関門海峡花火大会、馬関まつり等、数々の伝統行事や市民主体で行われるフェスティバルのメイン会場となっている。
- ・ こうした歴史的・文化的資源は、海峡の街下関が有する個性であり、旧計画で掲げた「下関らしさ」を具現化する重要な資源としてまちづくりに活かすこととしている。

② 景観資源

- ・ 明治以降、大陸との玄関口として栄えた中心市街地では、数々の近代建築物をはじめ、リトル釜山フェスタ、関門海峡花火大会が市民や観光客にとって四季の風物詩として認知されている。
- ・ 近年では、360度のパノラマが満喫できる143mの展望室を有する海峡ゆめタワーが本地区のランドマークになり、「恋人の聖地」として新たなスポットとなっている。
- ・ また、平成18年4月夜間景観形成基本方針を策定し、「光」というフィルターを通して昼間の景観では気づかなかった都市の魅力を再発見し、また、新たな魅力を創出させるため夜間景観形成の取組みを開始している。



③社会資本や産業資源

(産業資源)

- ・ 中心市街地の商店街を形成する唐戸・グリーンモール等は、飲食店を含め相当数が集積し、経営者の大半が他から通勤する形態となっており、休日や夜間休業の店舗も多く、最寄品の取扱いが大半を占めている。買回り品の多くは駅前のシーモールに集中している。
- ・ 地方卸売市場としては珍しい販売形態をとる唐戸市場は、農産物の直売所もあり漁業者や農業者が軒を並べて販売し、あらゆる食材を取り揃え総合食料品センターとしての役割も果たしている。市民や観光客を対象とした交流活動も盛んで、唐戸市場まつりを4月の春まつり、10月の秋まつりとして実施している。隣接して立地するカモンワーフは、海産物・土産物等多彩なショップが並ぶシーサイドモールとして、海響館、唐戸市場とともに賑わいの拠点となっている。
- ・ ホテルは下関駅周辺に比較的集中して立地している。



(公共施設)

- ・ 公共施設では、国・県・市の行政施設のほか、海峡メッセ、下関市民会館等の集客性の高い施設が中心市街地に立地している。
- ・ 海響館は、年間約60万人の入館者数を有し、唐戸市場、カモンワーフ等を合わせ本市の観光入込み客の中核的施設となっている。

(都市基盤施設)

- ・ 都市計画道路は、中心市街地を東西に貫く下関駅・唐戸線、唐戸・壇ノ浦線（国道9号）、下関駅西側を南北方向に通る下関駅・福江線（国道191号）、竹崎・長崎線（県道南風泊港線）、唐戸・筋川線（県道下関港線）等により骨格的道路網を形成しており、臨港道路を含め臨海部では比較的広幅員の道路が整備されている。竹崎・園田線（市道竹崎・宮田線）では、シンボルロード整備事業が完了している。
- ・ 中心市街地内には、近隣公園1、街区公園8の計9カ所の都市計画公園がある。

(市街地整備)

- ・ 戦後、戦災復興土地地区画整理事業をはじめ、細江、下関駅前、西部の計4カ所、97.2haの土地地区画整理事業が行われている。また、3地区で市街地再開発事業が行われ、各地区レベルの商業・業務の受け皿や、地域コミュニティの拠点機能を有するものとなっている。

▼市街地再開発の概要（中心市街地区域内）

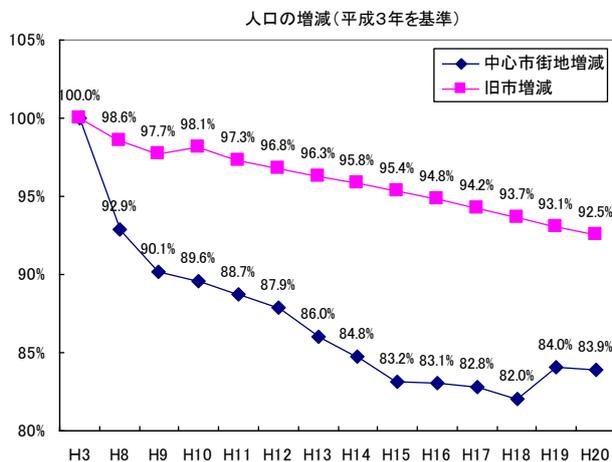
名称	事業主体	面積	事業期間	概要
唐戸地区第一種市街地再開発事業	組合	約0.6ha	昭和57～61年度	店舗、住宅、公共公益施設（ホール・会議室）、駐車場、その他
唐戸町6番地東地区第一種市街地再開発事業	組合	約0.3ha	平成元～4年度	店舗、住宅、駐車場、その他
細江地区12街区第一種市街地再開発事業	個人	約0.5ha	平成3～19年度	店舗・オフィス、住宅、公共公益施設（しものせき市民活動センター、消費生活センター）、その他

(2) 統計データ等に基づく現況分析

①人口動向

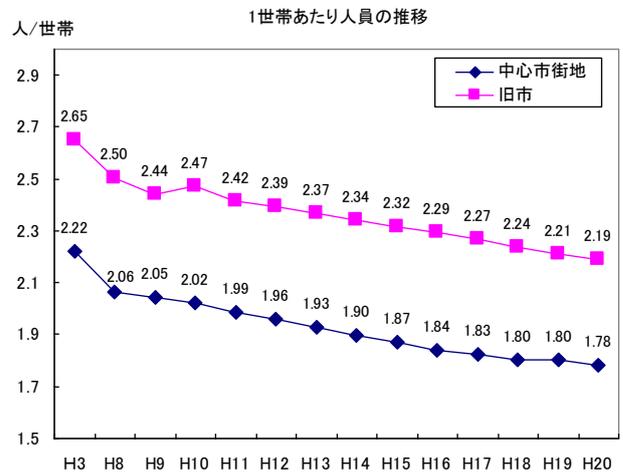
(中心市街地人口が減少、世帯分離が進展)

- ・ 旧市全域の人口は、平成3年以降の平成20年まで17年間で7.5%減少し、1世帯あたり人員も2.65人から2.19人まで低下している。
- ・ 一方、中心市街地の人口は、同期間で16.1%も減少し、旧市全域に比べ人口減少が顕著である。1世帯あたり人員も2.22人から1.78人まで低下し、旧市全域に比べ世帯分離が進行している。
- ・ ただし、中心市街地では平成18年から19年にかけては人口が増加に転じ、その後、平成20年にかけて微減傾向となっている。
- ・ 中心市街地の人口が回復傾向にある平成17年以降、全市における旧下関市の人口構成比率は微増傾向、旧町部で微減傾向にあり、全市的に人口が減少するなか、依然として人口分布は都市部に集中している。



▲人口の増減

資料：下関市住民基本台帳，外国人登録



▲1世帯あたり人員の推移

資料：下関市住民基本台帳，外国人登録
(各年10月1日時点)

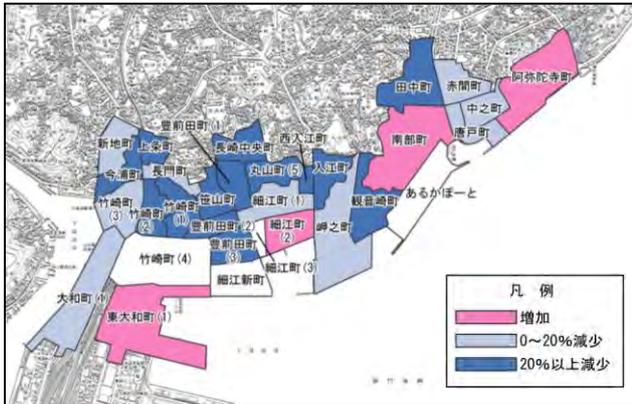
▼中心市街地を取り巻く市域全体の人口分布

	平成17年		平成18年		平成19年		平成20年	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
旧下関市	247,981	83.8	246,459	83.9	244,916	84.0	243,464	84.1
(中心市街地)	(10,818)	(3.7)	(10,724)	(3.6)	(10,986)	(3.8)	(10,962)	(3.8)
旧菊川町	8,537	2.9	8,473	2.9	8,416	2.9	8,384	2.9
旧豊田町	6,709	2.3	6,604	2.2	6,533	2.2	6,456	2.2
旧豊浦町	20,228	6.8	20,069	6.8	19,861	6.8	19,617	6.8
旧豊北町	12,594	4.3	12,269	4.2	11,935	4.1	11,649	4.0
計	296,049	100.0	293,874	100.0	291,661	100.0	289,570	100.0

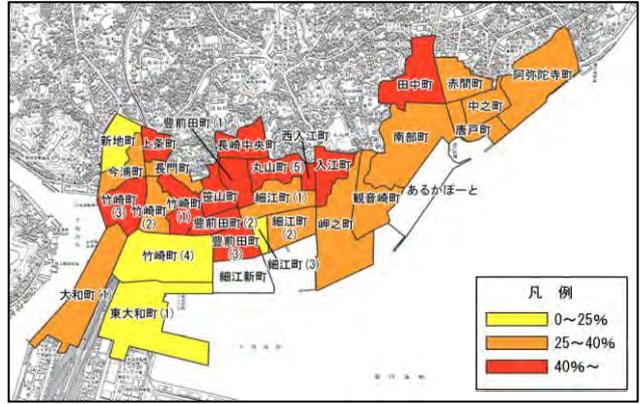
資料：下関市住民基本台帳，外国人登録

(分譲マンション立地地区での人口増)

- 町丁目別の人口をみると、大型マンションの立地が見られる南部町、細江2丁目では人口増加が見られるが、今浦、上条、豊前田1～3丁目、竹崎1～2丁目、田中、観音崎、入江、丸山5丁目、長崎中央、笹山での人口減少が著しく、中心市街地全体の人口増に結びついていない。



▲中心市街地の人口増減率 (H20/H10)

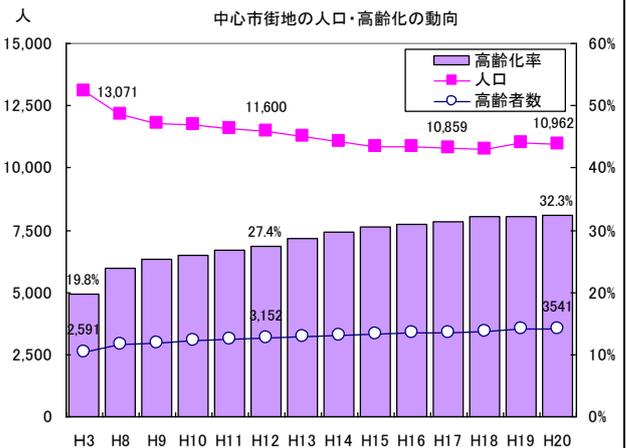


▲中心市街地の高齢化率 (H20)

資料：下関市住民基本台帳、外国人登録、各年10月1日時点

(中心市街地は高齢化が進行)

- 中心市街地の65歳以上の高齢者の割合は、平成3年の19.8%から平成20年には32.3%と3人に1人は高齢者となっており、旧市全域の割合26.1%(平成20年)と比べても高い。
- 近年の大型マンション立地がみられる地区では高齢化率が相対的に低く、高齢化の進展に歯止めが掛かっている。

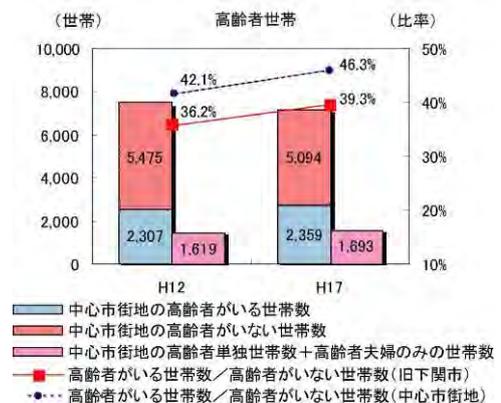


▲中心市街地の人口・高齢化の動向

資料：下関市住民基本台帳、外国人登録、各年10月1日時点

(高齢者の単独世帯と夫婦のみ世帯の増加)

- 中心市街地における高齢者のいる世帯数、及び高齢者のみの世帯数(高齢者単独世帯+高齢者夫婦のみの世帯数)は、いずれも平成12~17年で増加傾向にある。
- また、全世帯に占める高齢者がいる世帯の割合は、旧市全体よりも中心市街地の方が高く、平成17年で46.3%となっている。



▲高齢者世帯の動向

資料：国勢調査

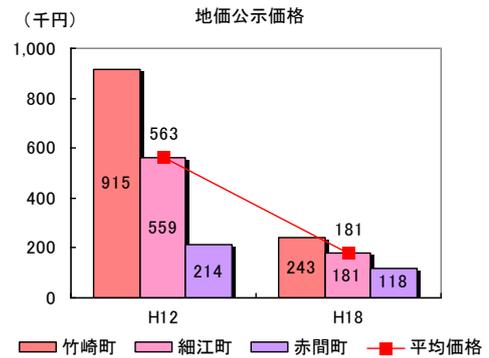
【人口に関連する問題点の整理】

- ・ 中心市街地では人口減少が続くなか、H18年にマンションの立地により人口が一時増加に転じたが、まとまった低未利用地が概ね活用されたこと、並びに最近年の経済の停滞等を受けてマンション等の住宅建設は低下し、H19年からは再び人口が減少傾向となっており、高齢化率が高く、また、高齢者の単独世帯が増加傾向にあるため、まずは高齢者にとって暮らしやすい街の形成が求められる。
- ・ また、高齢者への対応のみならず、街の活力やコミュニティの維持の観点からは、若年世代や子育て世代などに居住地として選んでもらえるような環境整備を図ることが求められる。

②土地利用

(中心市街地の地価は大きく下落)

- ・ 自動車中心のライフスタイル、大規模商業施設の郊外立地等を受けて、中心市街地の商業地の地価は近年下落を続け、最も地価の高い下関駅直近の竹崎町の公示価格は、平成18年には平成12年の約27%まで落ち込んでいる。
- ・ 下関駅周辺では最近、分譲マンションの立地が顕在化しているが、こうした地価の下落もその要因の一つと考えられる。



▲地価の推移

資料：地価公示

(低・未利用地の活用の進展)

- ・ 下関駅周辺でのマンションの立地（東大和町）、豊前田3丁目の海峡あいらんど21地区での低・未利用地活用事業など、中心市街地では土地の有効利用が進められている。
- ・ 一方で、平成19年4月現在、細江町1～3丁目、豊前田町2丁目、竹崎町1丁目にある程度まとまった空き地が存在するなど、依然として低・未利用地が点在している。

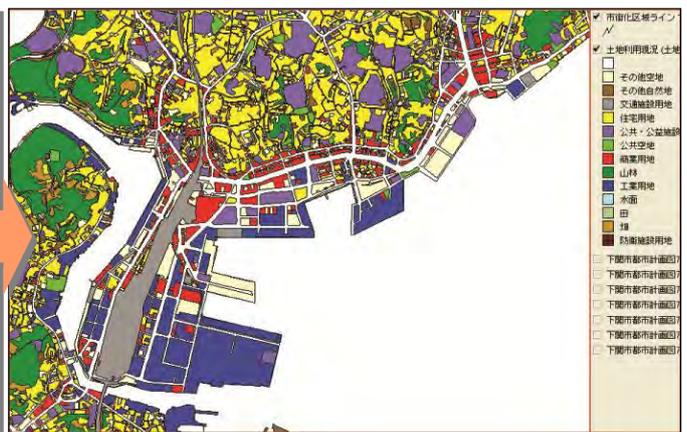


▲空き地の分布状況

資料：下関商工会議所資料

平成9年

平成19年



▲中心市街地の土地利用の変化

資料：都市計画基礎調査（山口県）

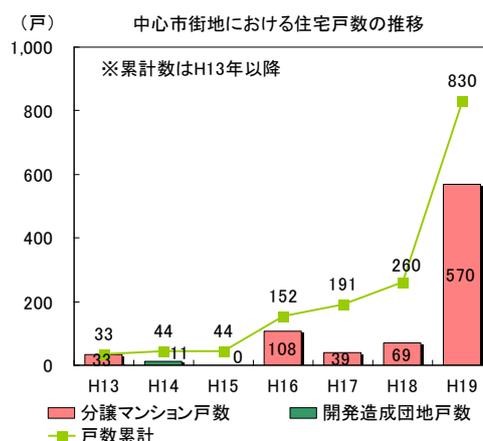
【土地利用に関連する問題点の整理】

- 近年、地価の低下を受けて、中心市街地内の低未利用地へのマンション等への立地は進展したが、臨海部では、今後の下関港湾機能の再編（物流機能から中心市街地の活性化につなぐ交流やにぎわい機能への土地利用転換）が課題となっていること、並びに、斜面住宅地では、依然として老朽家屋の更新が進まず、高齢化や人口減少の一因となっているため、今後は関門海峡を見下ろす好ロケーション等を生かしながら、便利で快適な都心住宅地として再生を図ることが求められる。

③まちなか居住

（近年では分譲マンションの立地が顕著）

- 平成 15 年まで低迷していた分譲マンション戸数は、平成 16～18 年には年 40～100 戸程度建設され、平成 19 年には下関駅周辺の細江 3 丁目での再開発や大型マンション立地によって 570 戸が立地する等、まちなか居住が進行しつつある。

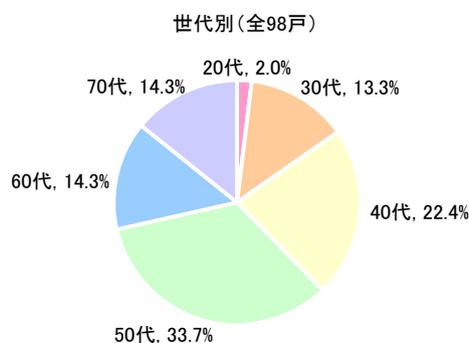


▲ 中心市街地の住宅戸数の推移

資料：下関市都市計画課

（マンション世帯主は中年世帯層が目立つ）

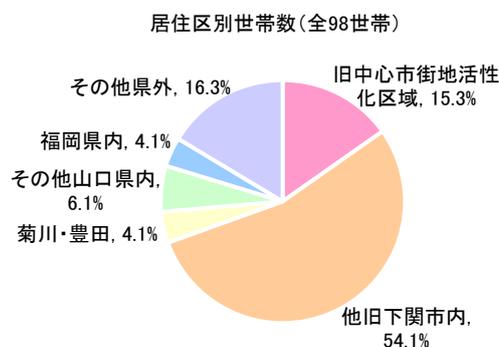
- 細江地区 12 街区第一種市街地再開発事業に伴い建設された「ヴェルタワー下関」には、公益施設や商業施設のほか、分譲マンションが整備されている。分譲結果をみると、世帯主世代別では 50 代が最も多く、中年世帯となる 40～50 代では全体の約 6 割を占める。



▲ 分譲マンション入居者の世代構成

（マンション入居者は旧市内からの住み替えが多い）

- また、同分譲マンションの転入前居住区別世帯数では、旧中心市街地区域とそれ以外の旧下関市内からの転入世帯が全体の 7 割程度であり、市外からの転入が少ない。



▲ 分譲マンション入居者の転入前居住地構成

資料：下関市市街地開発課

【まちなか居住に関連する問題点の整理】

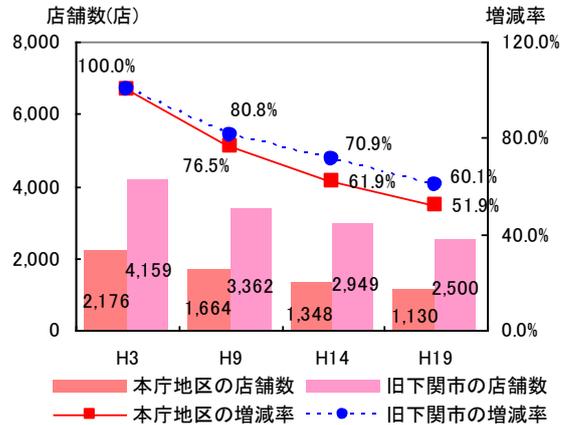
- ・ H19年にマンション建設が進んだ背景には地価の下落があるが、ウォーターフロントの整備が中心市街地のイメージアップにつながったことも要因のひとつと推察される。
- ・ 但し、近年立地するマンションへの入居者が中高年層に偏る傾向があるため、30代等の子育て世代の確保を含め多世代が暮らせる魅力ある居住環境の形成が求められる。

④産業・観光

a. 商業活動

(中心市街地での店舗数・小売販売額が減少)

- ・ 店舗数は平成3～19年で旧市全体、中心市街地を含む本庁地区ともに減少傾向にあるが、本庁地区では大きく減少し、平成19年は平成3年の51.9%まで落ち込んでいる。
- ・ 小売販売額は旧市全体でやや減少傾向にある中、本庁地区では大きく減少し、平成19年には平成3年の73.9%まで落ち込んでいる。

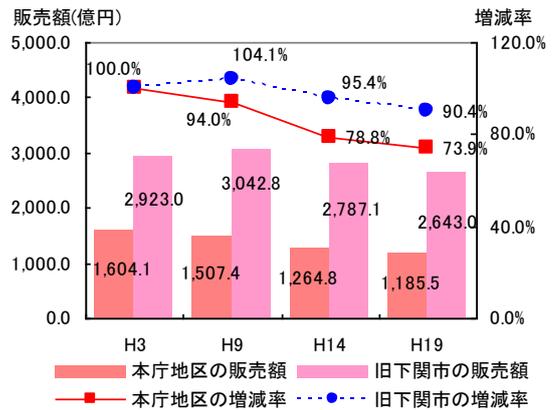


▲店舗数の推移

資料：商業統計調査

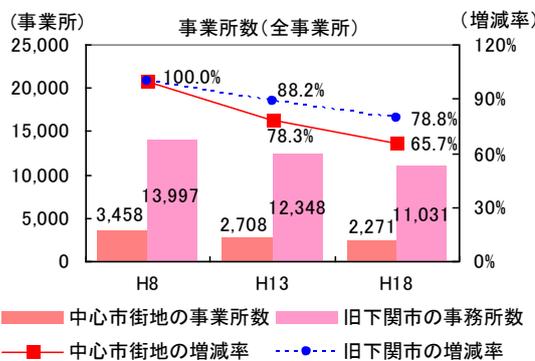
(事業所数、従業者数の減少)

- ・ 旧市全体、中心市街地とも事業所数は減少傾向にあり、中心市街地での平成18年の事業所数は平成8年の65.7%に落ち込んでいる。
- ・ 従業者数も同様に、平成8年28,366人から、平成18年に20,986人と平成8年の74.0%に落ち込んでいる。

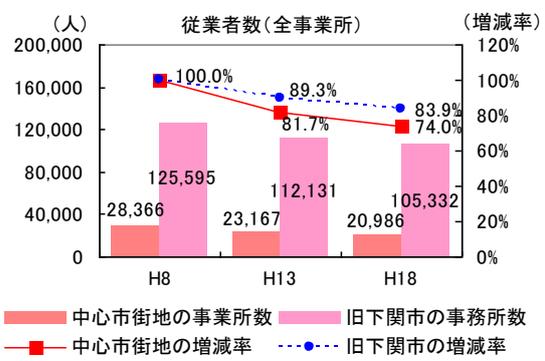


▲商業販売額の推移

資料：商業統計調査



▲事業所数の推移

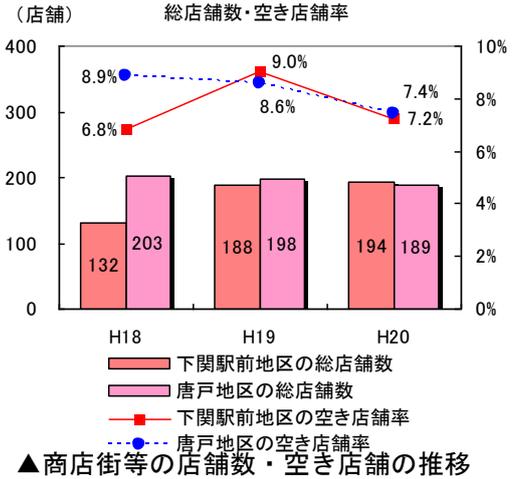


▲従業者数の推移

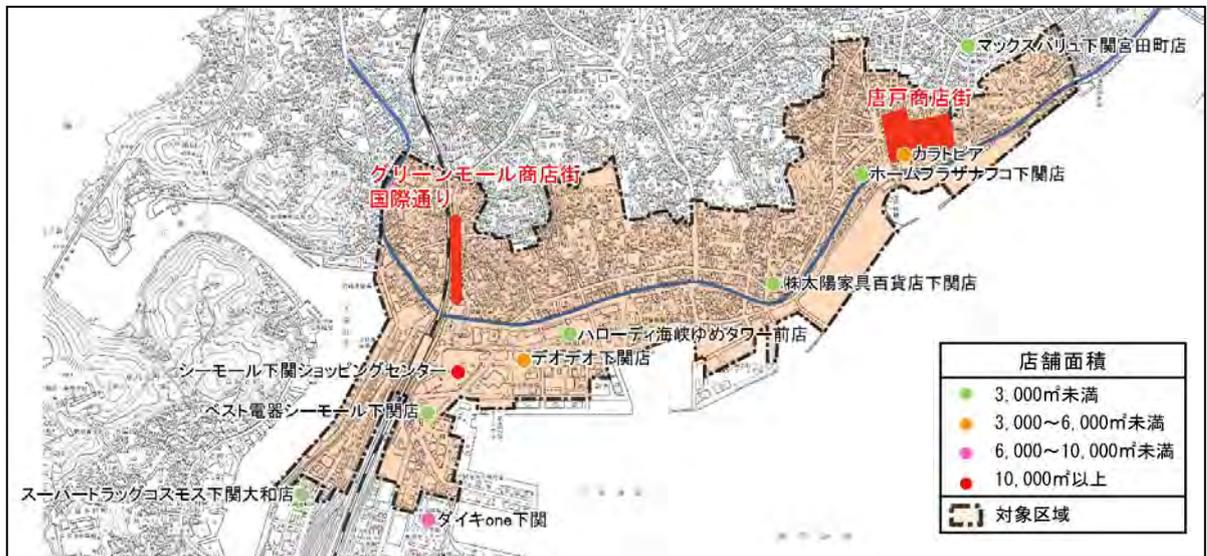
資料：事業所統計調査

(下関駅前での空き店舗率増加・唐戸地区での店舗数減少)

- ・ 下関市内には3つの主要商店街があり、そのうち2つが中心市街地に立地している。
- ・ 平成 18～20 年において、下関駅前地区の総店舗数は増加しているが、空き店舗率は6.8%から7.2%に増加している。
- ・ 唐戸地区では、総店舗数、空き店舗率ともに減少傾向にある。



資料：山口県商店街現況調査



▲商店街と大型小売店の分布

▼下関市内の主要商店街の概況（平成 20 年）

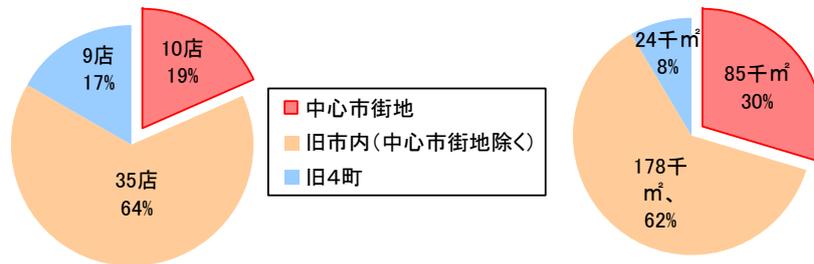
		グリーンモール商店街 国際通り	唐戸商店街
所在地		竹崎町（JR下関駅前）	唐戸地区（下関市役所周辺）
現状	立地状況	JR下関駅から上条町までの直線約800メートルの通り沿いにあり、韓国の民族衣装・食材・雑貨・焼肉店など異国情緒あふれる店をはじめ、ホテル、コンビニ、喫茶店、食堂など200店あまりの商店街が軒を連ねている近隣型商店街。	旧英国領事館を始めとするレトロ建築物や関門海峡という国内外にも有名な地域資源が多数存在する。歴史的にも、唐戸は下関市における小売商業機能や交通機能の中核の役割を果たしてきている。市内でも規模が大きく、業種構成もバランスが取れており、近隣型、地域型としての性格を持つ商店街。面的な広がりを持っており、地区内の大規模小売店舗であるサンリブ唐戸店が商店街の中核的施設となっている。
	エリア内店舗数	194 ※3	189
	空き店舗率 ※1	7.2% ※3	7.4%
	未活用率 ※2	14% ※3	17.4%

※1 実質の空き店舗数に基づく数値（家主に貸す意思のない物件等は含まない）
 ※2 見た目の空き店舗数に基づく数値
 ※3 グリーンモールを含むJR下関駅前地区全体の値

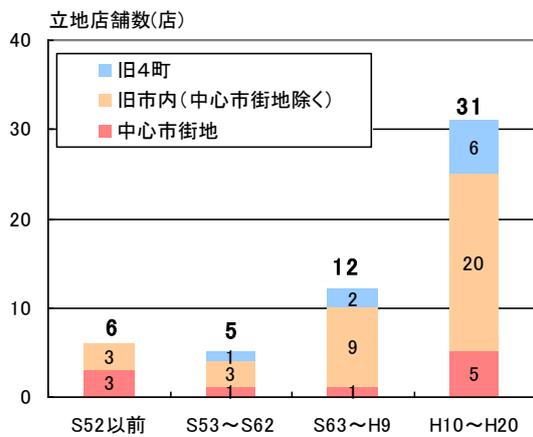
資料：山口県商店街現況調査（H20.10）

(依然として大型小売店の郊外立地が続くなか、近年は中心市街地内にも立地)

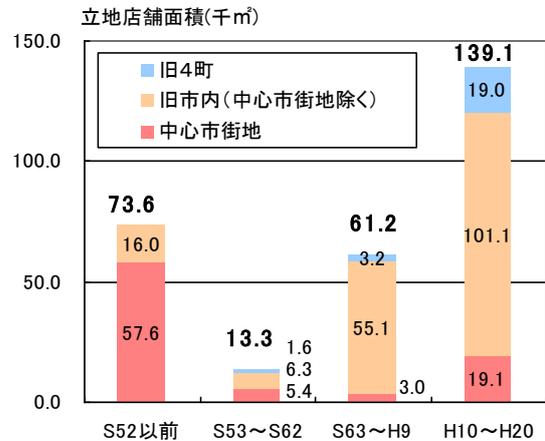
- 中心市街地には、10店舗（市全体の約2割）、85千㎡（市全体の約3割）の大規模小売店が集積している。
- 本市では、これまで大型小売店（10,000㎡以上）の中心市街地からの撤退は無いが、消費者ニーズの多様化、自動車中心のライフスタイルの普及等を受けて、郊外部、いわゆる旧市内、準工業地域等への出店が続いてきた。
- 特に、昭和53年から平成9年までの20年間は、中心市街地への大型小売店の立地は2店舗のみであり、その間、旧市内や旧4町に15店舗の立地があったが、平成10年以降、旧市内等とともに中心市街地への立地が見られる。



▲大型小売店の立地状況 (平成20年7月) 資料: 下関市

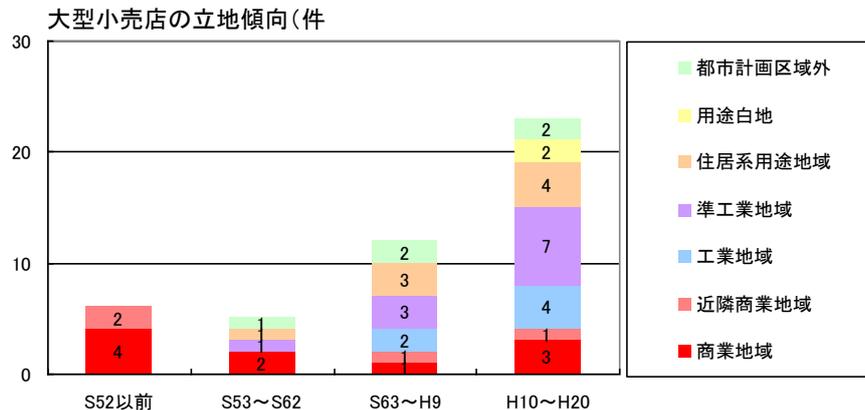


▲大型小売店の立地店舗数の推移



▲大型小売店の立地店舗面積の推移

資料: 下関市



▲大型小売店の立地件数と用途地域の関係 資料: 下関市



▲大型小売店の立地状況 資料：下関市

▼大型小売店の一覧表

	立地区分	店舗名称	店舗所在地	開店日	店舗面積 (㎡)	業態
1	中心市街地	シーモール下関ショッピングセンター	竹崎町 4-1-2 外	S52. 10. 21	54, 052	百貨店・専門店・総合スーパー
2	中心市街地	ベスト電器シーモール下関店	東大和町 1-1-47	H8. 10. 01	2, 999	専門店 (家電)
3	中心市街地	デオデオ下関店	竹崎町 4-7-1	H12. 12. 01	5, 000	専門店 (家電)
4	中心市街地	ダイキ one 下関	東大和町 2-12-12	H14. 4. 27	9, 223	住関連スーパー・総合スーパー
5	中心市街地	ハローデイ海峽ゆめタワー前店	豊前田町 3-20-2	H16. 10. 22	1, 739	食品スーパー
6	中心市街地	スーパードラッグコスモス下関大和店	大和町 2-14-2 外	H20. 11. 01	1, 524	専門店 (医薬品)
7	中心市街地	ホームプラザナフコ下関店	南部町 22-11	S41. 07. 20	1, 489	住関連スーパー
8	中心市街地	㈱太陽家具百貨店下関店	観音崎町 7-11	S43. 04. 01	2, 032	専門店 (家具)
9	中心市街地	カラトピア	唐戸町 4-1	S61. 11. 21	5, 364	総合スーパー
10	中心市街地	(仮称) マックスバリュ下関宮田町店	宮田町 1 丁目 8-1	H21. 06. 05	1, 604	食品スーパー
11	旧市内	マルシヨク塩浜店	彦島町の首町 1-1691 外	H7. 10. 26	1, 924	食品スーパー
12	旧市内	アルク彦島店	彦島福浦町 2-15-1	H8. 07. 23	2, 111	食品スーパー
13	旧市内	マルシヨク迫町店	彦島迫町 3-3054	H15. 10. 16	3, 076	食品スーパー
14	旧市内	サンリブ東駅	羽山町 409-1 外	S49. 04. 26	8, 548	総合スーパー
15	旧市内	山の田ショッピングデパート	山の田本町 20-2	S49. 06. 01	6, 112	総合スーパー
16	旧市内	㈱太陽家具百貨店生活館	生野町 1-1-1	S59. 12. 01	1, 200	専門店 (家具)
17	旧市内	レッド・キャベツ山の田店	山の田本町 1-9	H7. 12. 14	1, 439	食品スーパー
18	旧市内	ヤマダ電機テックランド下関店	武久町 2-478-1	H15. 05. 02	4, 180	専門店 (家電)
19	旧市内	ジャスコ安岡店	梶栗町 4-3-33	H1. 03. 20	5, 342	総合スーパー
20	旧市内	ハイパーモールメルクス綾羅木	綾羅木新町 3-2-1	H6. 12. 09	8, 800	総合スーパー
21	旧市内	ホームプラザナフコ川中店	稗田西町 3-11 外	H12. 07. 28	4, 200	住関連スーパー
22	旧市内	アルク安岡ショッピングパーク	富任町 1-474-6 外	H18. 11. 14	4, 964	総合スーパー
23	旧市内	クスリ岩崎チェーン下関安岡店	梶栗町 3-6-6	H19. 12. 01	1, 334	専門店 (医薬品)
24	旧市内	(仮称) ハローデイ古屋店	古屋町 1 丁目 1762 外	H21. 03. 26	2, 651	食品スーパー
25	旧市内	(仮称) ゆめタウン新下関	伊倉新町 3 丁目 3014-1 外	H21. 11. 26	30, 482	総合スーパー
26	旧市内	明屋書店MEGA新下関店	伊倉新町 2 丁目 2011-5 外 10 筆	H21. 12. 02	1, 463	専門店 (書店)
27	旧市内	ヒマラヤ新下関店	伊倉新町 5 丁目 5009 番地外	H22. 02. 27	2, 360	専門店 (スポーツ)
28	旧市内	ライフコアとみやま下関店	秋根西町 2-6-1	S54. 04. 27	2, 610	総合スーパー
29	旧市内	新下関パワーセンター (旧コスパ 1 街区)	大字石原 277	H12. 07. 07	5, 630	住関連スーパー
30	旧市内	ベスト電器新下関店 丸和新下関店 (旧コスパ 2 街区)	大字石原 319	H12. 07. 07	3, 735	専門店 (家電)・食品スーパー
31	旧市内	コスパ 4 街区	大字石原 103-1	H12. 12. 10	1, 470	専門店
32	旧市内	スーパーセンタートライアル新下関店	一の宮町 1-4-7	H19. 08. 29	2, 285	総合スーパー

▼大型小売店の一覧表（つづき）

	立地区分	店舗名称	店舗所在地	開店日	店舗面積 (㎡)	業態
33	旧市内	スーパードラッグコスモス新下関店	大字伊倉 新下関西土地区画整理事業地内35街区23外18筆	H21.03.14	1,542	専門店（医薬品）
34	旧市内	イオン長府ショッピングセンター	長府外浦町2-1	H17.06.14	11,992	総合スーパー
35	旧市内	ゆめタウン長府	ゆめタウン1-1	H5.06.24	18,413	総合スーパー
36	旧市内	ゆめタウン長府PART2	ゆめタウン2-1外	H6.06.01	5,336	総合スーパー
37	旧市内	ホームプラザナフコ長府店	王司本町3-2-17	H7.09.01	9,621	住関連スーパー
38	旧市内	ホームワイドプラス長府店	長府才川1丁目616番地	H15.11.28	7,521	住関連スーパー
39	旧市内	ヤマダ電機テックランド下関長府店	長府才川町2-474-1外	H18.06.23	2,647	専門店（家電）
40	旧市内	クロスモール下関長府	長府才川1-42	H19.06.01	4,823	専門店（スポーツ）・食品スーパー
41	旧市内	（仮称）ニトリ下関長府店	亀浜町1818番24外3筆	H21.12.04	3,457	専門店（家具）
42	旧市内	アルク小月店	小月駅前1-1-1	S51.07.08	1,371	食品スーパー
43	旧市内	サンモール小月	小月駅前1-1-23	S53.05.12	2,460	専門店
44	旧市内	スーパーセンタートライアル小月店	清末五毛1-4-1	H5.04.07	2,080	総合スーパー
45	旧市内	ウエスタまるき小月店	王喜本町4-1022-1	H16.01.20	1,267	食品スーパー
46	旧4町	菊川ショッピングプラザKプラザ	菊川町大字下岡枝160の1	S56.06.20	1,642	食品スーパー
47	旧4町	ホームセンタージュンテンドー菊川店	菊川町大字下岡枝181	H3.06.28	1,586	住関連スーパー
48	旧4町	とよたショッピングセンター（ラピール）	豊田町大字中村5	H12.12.02	2,761	食品スーパー
49	旧4町	マーレとようら・ジュンテンドー川棚店	豊浦町大字吉永1867-4	H12.03.30	5,540	専門店・住関連スーパー
50	旧4町	川棚サンパル	豊浦町大字川棚6827	H12.11.23	4,761	食品スーパー
51	旧4町	ホームプラザナフコ川棚店	豊浦町大字川棚6361外	H18.04.20	2,802	住関連スーパー
52	旧4町	スーパードラッグコスモス豊浦店	豊浦町大字川棚字羽中6333外	H18.11.18	1,959	専門店（医薬品）
53	旧4町	ホームセンタージュンテンドー滝部店	豊北町大字滝部902	H6.07.01	1,590	住関連スーパー
54	旧4町	丸和滝部店	豊北町大字滝部886-1	H11.07.15	1,132	食品スーパー

資料：下関市

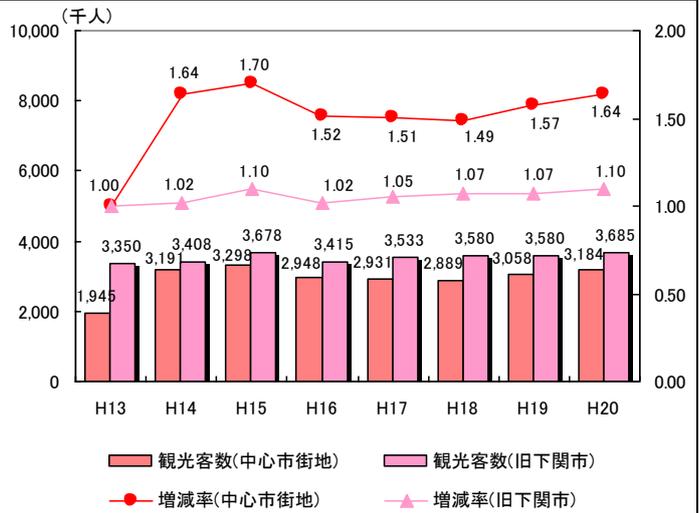
【商業活動に関連する問題点の整理】

- ・ 中心市街地では商業活動が低迷しているが、これは、消費者ニーズの多様化等を受けて郊外型店舗の立地が進行していること、交通基盤の充実により北九州市や福岡市に集客を奪われていること等が要因と推察される。
- ・ 平成21年3月、準工業地域に対する特別用途地区の建築規制条例を施行しており、今後は、10,000㎡を超える大規模集客施設は中心市街地等をはじめとする市内の商業地域等への適切な集積が促進されるものと推察される。
- ・ 既存商店街については、近隣商業機能のみならず観光機能、都心居住者に対するコミュニティ機能等も視野に入れながら、大型小売店との機能分担を図りつつ再生に取り組む必要がある。

b. 観光動向

(中心市街地の観光客数の大幅な増加)

- 旧市全体、中心市街地（唐戸地区・下関駅周辺地区）ともに平成 13～19 年で増加し、中心市街地では 13 年の約 1.57 倍、年間 3,058 千人まで上昇し、対市シェアも 85%となった。特に、唐戸地区での急増が顕著で、海響館、カモンワープ等集客施設整備の効果が表れている。

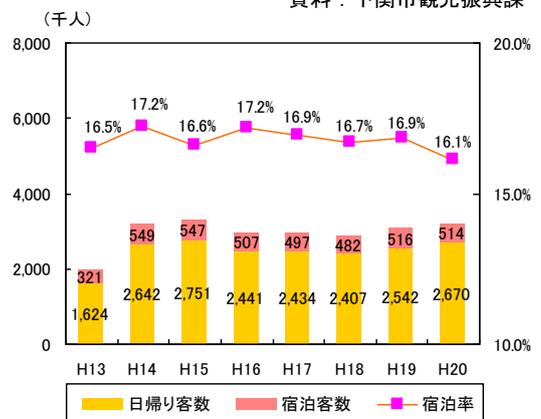


▲観光客数の推移

資料：下関市観光振興課

(宿泊客数の伸び悩みと宿泊率の減少傾向)

- 中心市街地では、平成 13 年から平成 15 年にかけて観光客数の増加に伴い宿泊客数も増加しているが、宿泊率は 16.5%から 16.6%と横ばいとなっている。
- 平成 20 年の宿泊率は 16.1%と伸び悩み、日帰り観光が主体となっている。



▲中心市街地の宿泊客数・宿泊率の推移

※中心市街地の宿泊率は旧市と同じと仮定

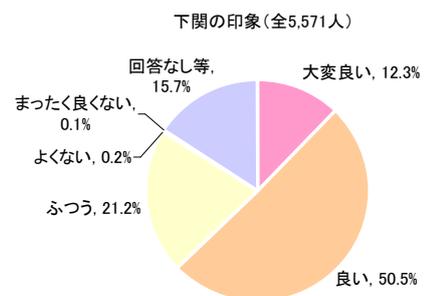
資料：下関市観光振興課

(再訪問意向の低評価)

- 平成 14 年の観光客アンケートでは、旧下関市の印象は「大変良い」と「良い」が全体の 65.8%と、本市に対して好印象を得た観光客が多くなっている。
- 一方、再訪問意向（「また来たいか？」）について、「はい」が全体の 39.0%と過半数に達していない。

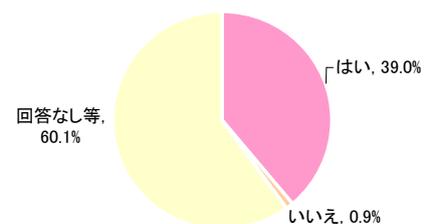
【観光に関連する問題点の整理】

- 平成 13 年意向、大幅に観光客は増加したが宿泊率は延びておらず、中心市街地への滞在時間が少なく経済効果に十分に結びついていないことが問題となっている。
- これは、宿泊施設の整備の遅れや、海響館、カモンワープ等の臨海部のみに観光客が集中し、市街地全体に回遊性や滞在性が十分に備わっていないことい要因として推察されるため、細長い市街地における観光スポットの整備とともに、魅力ある回遊環境の形成が求められる。



▲下関市の印象 (H14)

最訪問意向 (全5,571人)



▲下関市への再訪問意向 (H14)

資料：下関市観光振興課

⑤交通

(下関駅の乗降客数は減少傾向)

- 新下関駅の乗降客数は平成 12～17 年ではほぼ横ばいであるのに対し、同期間の下関駅では約 4% 減少し、17 年で 423.5 万人となっている。

(市内路線バス乗降客数は減少傾向)

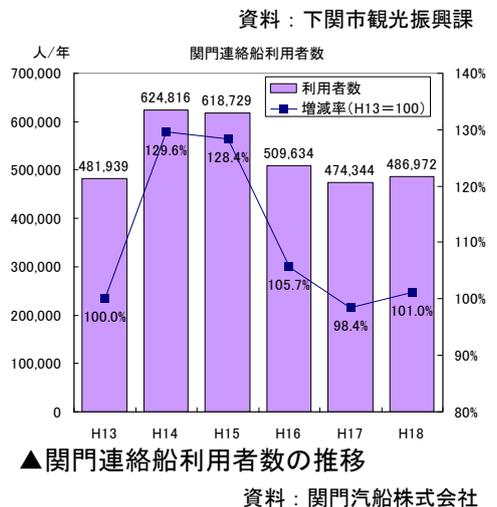
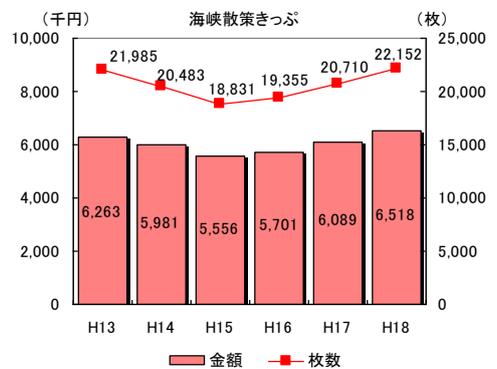
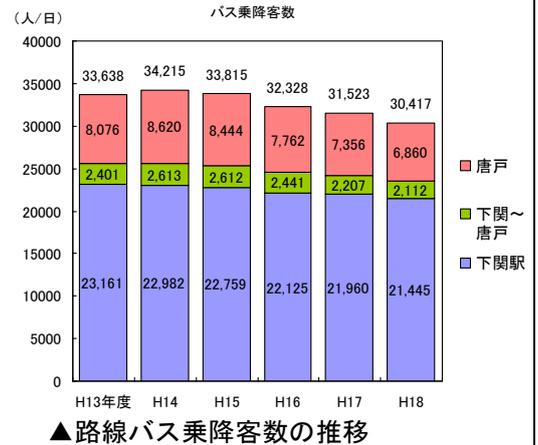
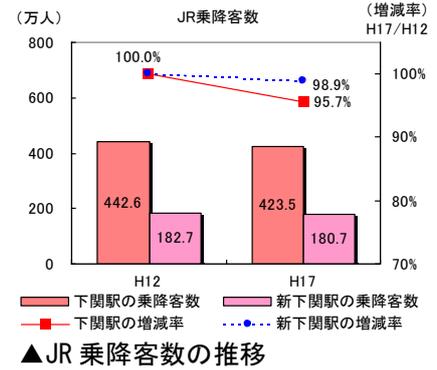
- 中心市街地の下関駅は、陸の玄関口として 1 日乗降客数約 2.1 万人/日 (H18 年度) を有しているが、下関～唐戸間のバス停ではいずれも乗降客数は近年減少傾向にある。
- 下関駅を起点とする山口宇部空港、北九州空港、福岡、大阪方面の長距離バス乗降客数は全般的に増加傾向にあり、人々の活動の広域化が見受けられる。
- 平成 13 年度から循環バスとして、下関駅を起点に駅～細江駐車場～海響館～唐戸間で 1 日 26 往復が運行し、年間 7 万 6 千人 (平成 13 年度) が利用している。(平成 18 年度末で廃止)

(観光客の路線バス利用は増加傾向)

- 観光客向けに利用される海峡散策きっぷは、下関駅～唐戸間の路線バスを 1 日乗り放題で利用できる。しものせき観光キャンペーン (平成 14 年開始) 等の効果により、平成 15 年以降に増加に転じている。

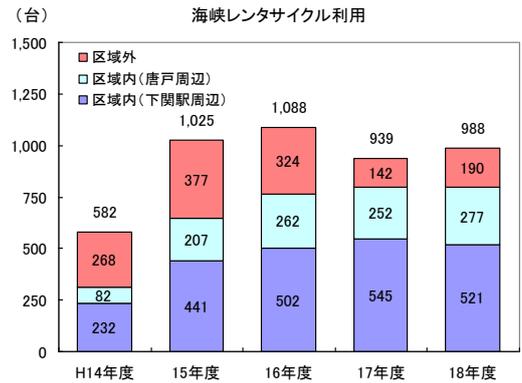
(連絡船の利用者は減少傾向)

- 唐戸栈橋では門司港レトロ地区を 5 分で結ぶ関門連絡船、巖流島への直行便の観光周遊船が発着している。関門連絡船は、平成 18 年で年間約 49 万人の利用者があるが、平成 14 年以降減少傾向にある。



(レンタサイクル利用者は伸び悩み)

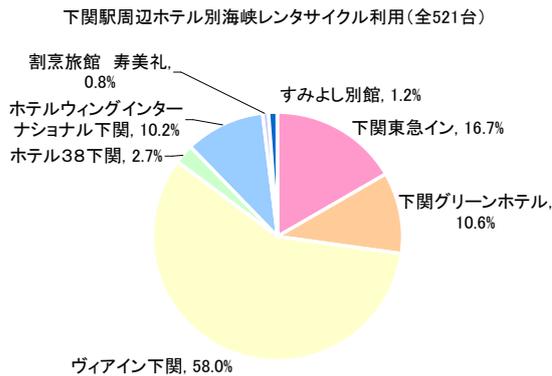
- 下関駅周辺、唐戸地区及び中心市街地東部の長府地区では、計 12 の宿泊施設で貸出し自転車サービスを実施しているが、近年の利用は年間千人程度にとどまり、伸び悩んでいる。



▲海峡レンタサイクルの利用状況

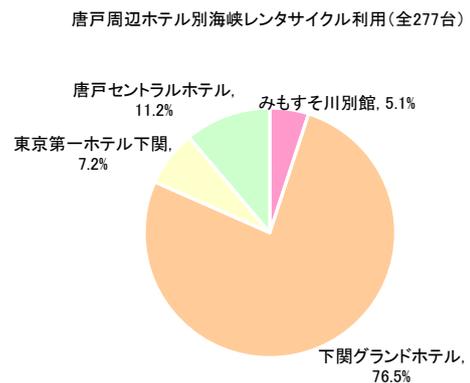
資料：下関市観光振興課

- レンタルサイクル利用は、下関駅周辺に比べ、唐戸周辺での利用は相対的に少なく、平成 18 年のホテル別の利用では、下関駅周辺で、ヴィアイン下関が全体の約 6 割を占め、唐戸周辺は下関グランドホテルが全体の約 8 割を占めている。ホテルによって利用のばらつきが大きく、保有台数だけでなく、立地条件やPR方法等も要因の一つと考えられる。



▲下関駅周辺ホテル別レンタサイクル利用状況

資料：下関市観光振興課

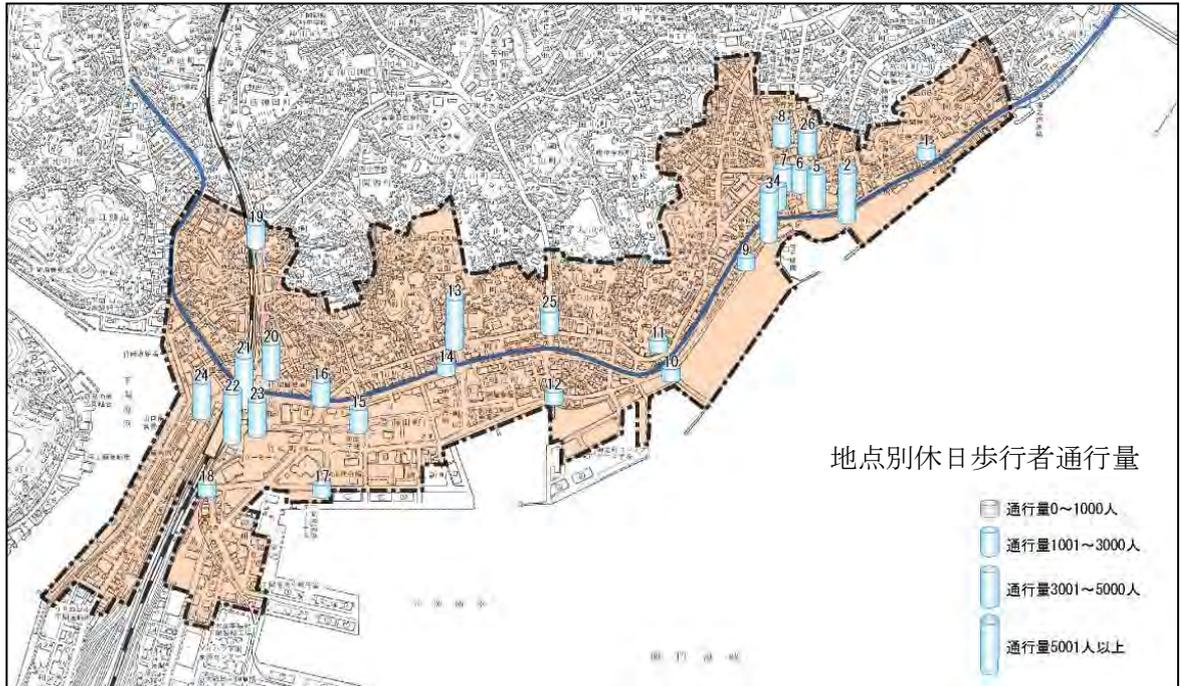


▲唐戸周辺ホテル別レンタサイクル利用状況

資料：下関市観光振興課

(下関駅前、唐戸市場・海響館周辺に集中する歩行者通行量)

- ・ 休日歩行者通行量は、下関駅前、及び唐戸地区臨海部に集中しており、中心市街地中央部では、1,000人/日に満たない地点もある。



▲歩行者通行量

※H20.9.28(日)調査結果、下関市、図中の数値は調査地点番号

(休日の歩行者の賑わいが不足する国道9号以北)

- ・ 中心市街地の多くは、平日の方が通行量が多く(図中●数字)、休日の通行量が多い箇所(図中●数字)は、唐戸市場から海響館、JR下関駅前等に限られている。
- ・ 国道9号以北については、通行量が比較的少なく、また、休日よりも平日が多いなど、賑わい形成に至っていない。



▲歩行者通行量

※休日 H20.9.28(日)、平日 H20.9.17(水)調査結果、下関市、図中の数値は調査地点番号

【交通に関連する問題点の整理】

- ・ 下関駅と唐戸地区等を連絡する路線バスは一定の便数が確保されているものの、路線バスの利用は低下傾向にあるため、利用促進が必要である。中心市街地は海峡沿いに細長い地形であり、徒歩で移動するには無理があるため、自転車やバス等による快適な回遊手段を確保することが重要であり、観光面等も踏まえ、移動自体を楽しむ工夫なども活性化に向けて必要と考えられる。
- ・ 中心市街地内の歩行者は、休日の JR 下関駅前や近年整備された唐戸地区の臨海部に限定しており、既存商店街をはじめ、中心市街地全体に歩行者に賑わいが形成されていないことが問題である。既存商店街の再生や新たな観光・集客機能の強化とともに、それらを結ぶ歩行者自転車動線の形成が必要である。

[4] 地域住民のニーズ等の把握・分析

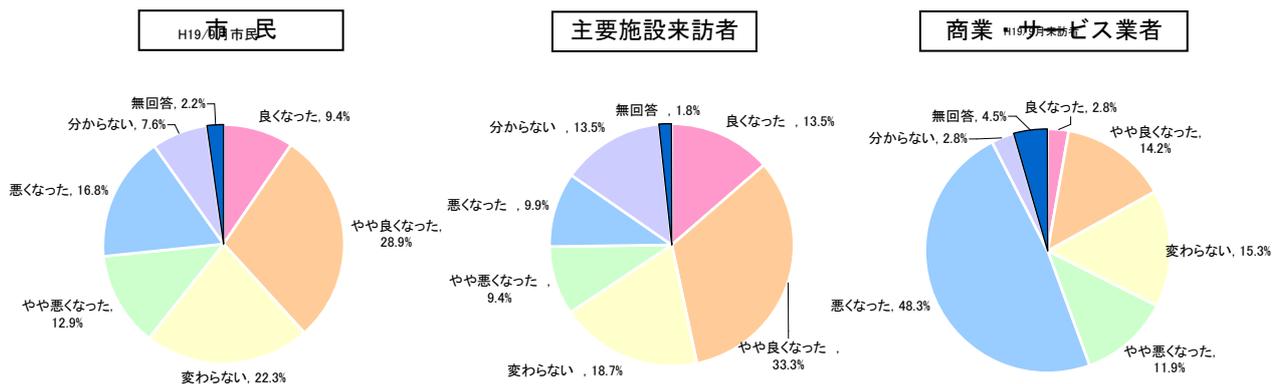
中心市街地活性化に係る一般市民アンケート（543人）、主要施設来訪者アンケート（171人）、及び商業・サービス業者アンケート（176事業所）の調査結果をまとめるとともに、前回調査との比較を含め分析する。

(1) 中心市街地のイメージに対する以前と現在の比較

（市民・来訪者のイメージは向上、商業・サービス業者のイメージは悪化）

- ・市民、来訪者アンケート「中心市街地のイメージに対する以前（5～10年前）と現在の比較」では、「やや良くなった」が最も多くなっており、カモンワークや海響館等集客施設の整備効果がイメージの向上につながったものと考えられる。
- ・一方、商業・サービス業者アンケートでは、市民、来訪者アンケートとは対照的に、「悪くなった」が最も多くなっている。これについては、空き店舗率の増加やグリーンモール、唐戸商店街内の歩行者通行量の減少等にみられる既存商店街の衰退が要因になっているものと考えられる。

▼各アンケート：下関市中心市街地のイメージに対する以前（5～10年前）と現在との比較

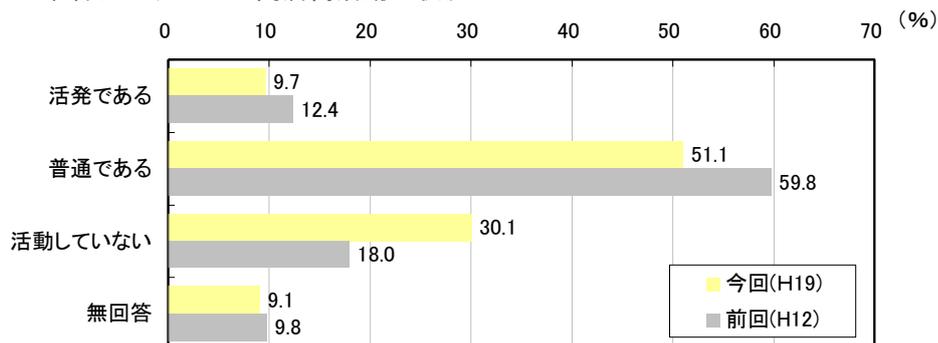


(2) 既存商店街に対する意見

（商店街活動の低迷）

- ・商業・サービス業者アンケート「商店街活動の状況」では、今回調査と前回調査ともに、「普通である」が最も多くなっているが、前回と比較して 8.7 ポイント減少し、また、「活動していない」との回答は、12.1 ポイントと大幅に増加している。中心市街地の店舗数の減少や販売額の減少等、商業活動の停滞が要因になっているものと考えられる。

▼商業・サービス業者アンケート：商店街活動の状況



(魅力ある商店街の形成が強く求められている)

- 各アンケートともに「中心市街地の魅力を高めるために強化すべき機能」では、今回調査及び前回調査において、「魅力ある商店街の形成などの商業機能」が最も多くなっている。グリーンモール、唐戸周辺の歩行者通行量が減少していることから商店街の魅力の低下傾向が顕著であり、今後も継続して既存商店街の活性化に向けた取り組みが求められる。

▼各アンケート：中心市街地の魅力を高めるために強化すべき機能（複数回答）

	市民		来訪者		商業・サービス業者	
	今回 (H19)	前回 (H12)	今回 (H19)	前回 (H12)	今回 (H19)	前回 (H12)
1位	魅力ある商店街の形成などの商業機能 47.0%	魅力ある商店街の形成などの商業機能 56.3%	魅力ある商店街の形成などの商業機能 46.8%	魅力ある商店街の形成などの商業機能 50.3%	魅力ある商店街の形成などの商業機能 53.4%	魅力ある商店街の形成などの商業機能 60.2%
2位	映画館などのレクリエーション機能 37.6%	映画館などのレクリエーション機能 44.3%	周辺市町から人を呼び込む観光機能 33.9%	移動に便利なバスや電車などの交通機能 27.3%	周辺市町から人を呼び込む観光機能 41.5%	映画館などのレクリエーション機能 39.8%
3位	周辺市町から人を呼び込む観光機能 27.1%	移動に便利なバスや電車などの交通機能 26.0%	街路樹や広場などの緑地・広場機能 29.8%	映画館などのレクリエーション機能 39.3%	映画館などのレクリエーション機能 33.0%	移動に便利なバスや電車などの交通機能 15.8%

(空き地・空き店舗対策が求められている)

- 商業・サービス業者アンケート「施設整備以外の取り組み」では、前回調査で「商店街、地元企業や市民などが協力した活性化のための推進組織づくり」が最も多かったが、今回調査では、「空き地や空き店舗の有効活用」の取り組みが最も多くなっている。依然として、中心市街地に空きビル・空き店舗が顕在していること等が、こうした空き店舗対策への関心を強くさせる要因になっているものと考えられる。

▼各アンケート：施設整備以外の取り組み（複数回答）

	市民		来訪者		商業・サービス業者	
	今回 (H19)	前回 (H12)	今回 (H19)	前回 (H12)	今回 (H19)	前回 (H12)
1位	ゴミや派手な看板などがきれいな店舗や商店街づくり 31.5%	四季の草花があふれる歩行者空間の整備 34.0%	ゴミや派手な看板などがきれいな店舗や商店街づくり 39.8%	四季の草花があふれる歩行者空間の整備 34.4%	空き地や空き店舗の有効活用 39.8%	商店街、地元企業や市民などが協力した活性化のための推進組織づくり 30.8%
2位	割引・無料駐車券の発行 31.3%	個人店舗同士や商店街が連携した豊富で多彩な品揃え 29.2%	空き地や空き店舗の有効活用 33.3%	ゴミや派手な看板などがきれいな店舗や商店街づくり 32.8%	商店街、地元企業や市民などが協力した活性化のための推進組織づくり 30.7%	個人店舗同士や商店街が連携した豊富で多彩な品揃え 29.3%
3位	空き地や空き店舗の有効活用 30.9%	割引・無料駐車券の発行 28.8%	下関駅周辺と唐戸が一体となったイベントや売り出し 31.0%	商店街、地元企業や市民などが協力した活性化のための推進組織づくり 30.6%	楽しくてにぎやかなイベントの開催 27.3%	楽しくてにぎやかなイベントの開催 27.4%

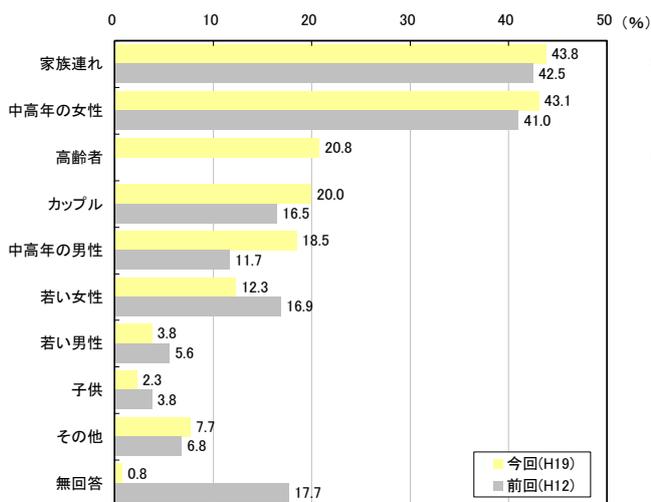
(3) 中心市街地来訪者の利用特性

(中心市街地の来訪者は、中高年が増加、若者が減少)

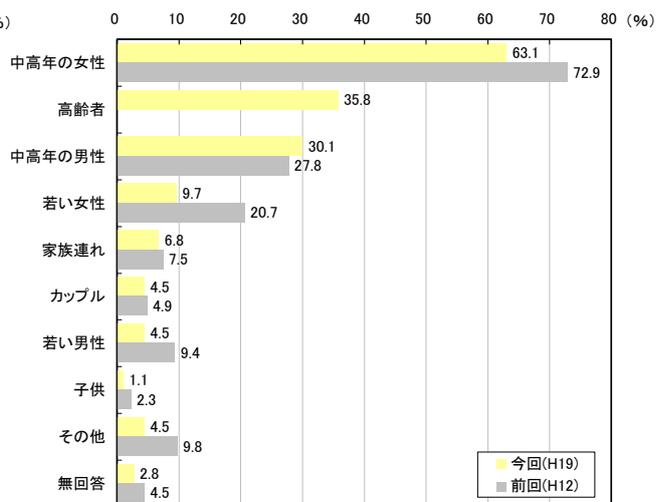
- 商業・サービス業者アンケート「休日・祝日と平日の中心市街地への来訪者」では、今回調査と前回調査ともに、「中高年の女性」が上位を占めている。一方、「若い女性」や「若い男性」の割合が低く、特に、平日の「若い女性」の割合は、前回と比較して-11.0ポイントも大幅に減少している。これについては、若者にとって魅力ある商業施設や娯楽施設が少ないこと等が要因になっているものと考えられる。

▼商業・サービス業者アンケート：

休日・祝日の中心市街地への来訪者（複数回答）



平日の中心市街地への来訪者（複数回答）

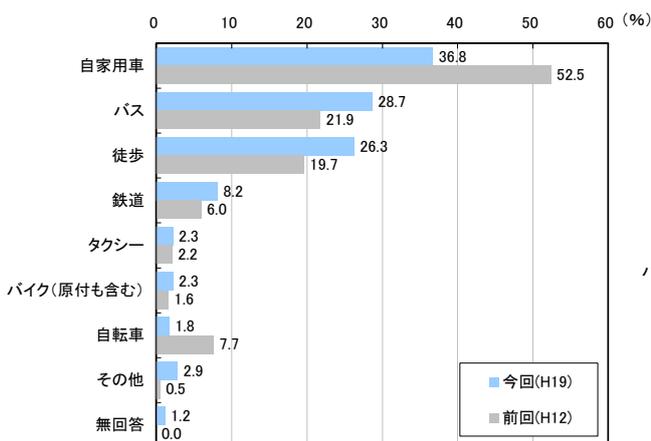


（主要交通手段である自家用車の低下、バスや徒歩利用の増加）

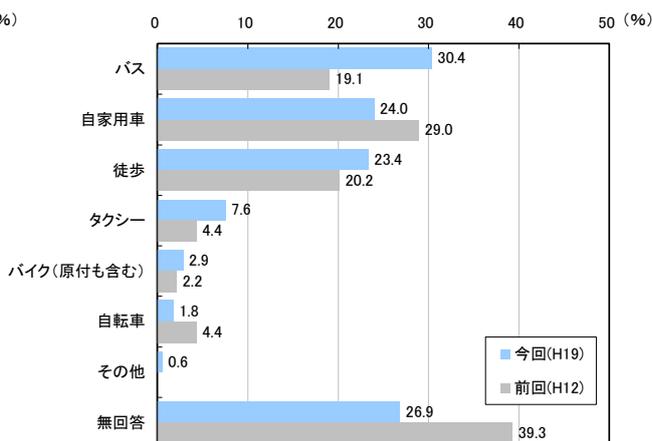
- ・来訪者アンケート「中心市街地への交通手段」では、今回調査と前回調査ともに、「自家用車」が最も多く、依然として主要な交通手段となっているが、前回と比較して-15.7ポイントも大幅に減少し、「自家用車」に次ぐ「バス」や「徒歩」利用がそれぞれ6.8ポイント、6.6ポイント増加している。
- ・また、同アンケート「複数の地区を訪れた方の交通手段」では、前回は「自家用車」が最も多かったが、今回は「バス」の利用が最も多く、次いで自家用車、徒歩となっている。これらについては、路線バスサービスの向上が要因のひとつになっているものと考えられる。

▼来訪者アンケート：

中心市街地への交通手段（複数回答）



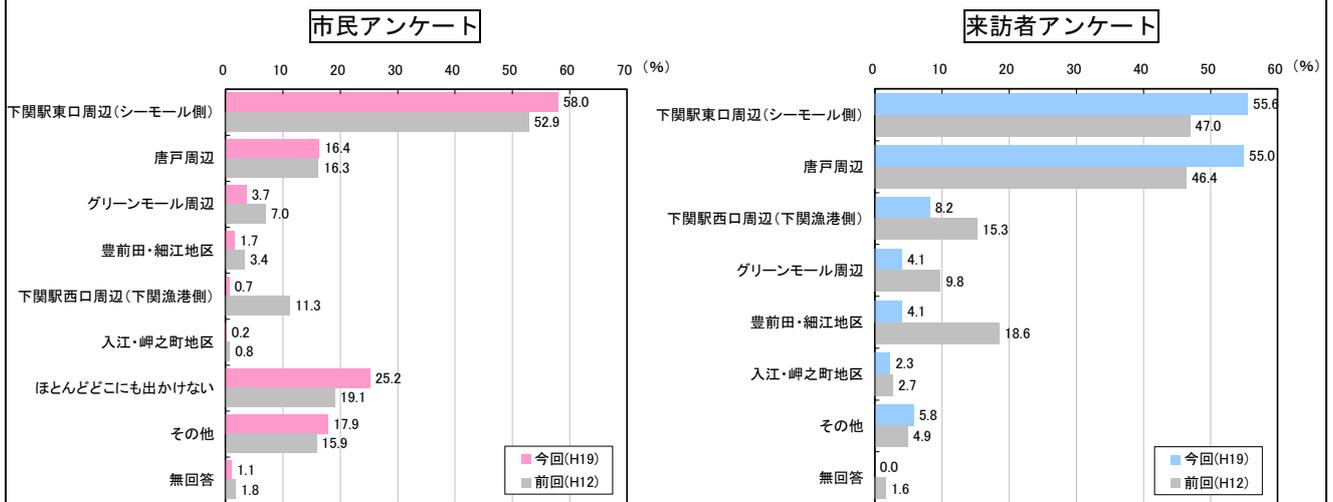
複数の地区を訪れた方の交通手段（複数回答）



（中心市街地内で来訪者の差が顕著）

- ・市民、来訪者アンケート「よく出かける中心市街地」では、今回調査と前回調査ともに、「下関駅東口周辺（シーモール側）」が最も多く、前回と比較して、それぞれ5.1ポイント、8.6ポイント増加している。買い回り品等の多くが下関駅前のシーモールに集中していること等が、駅周辺来訪者の増加につながっているものと考えられる。

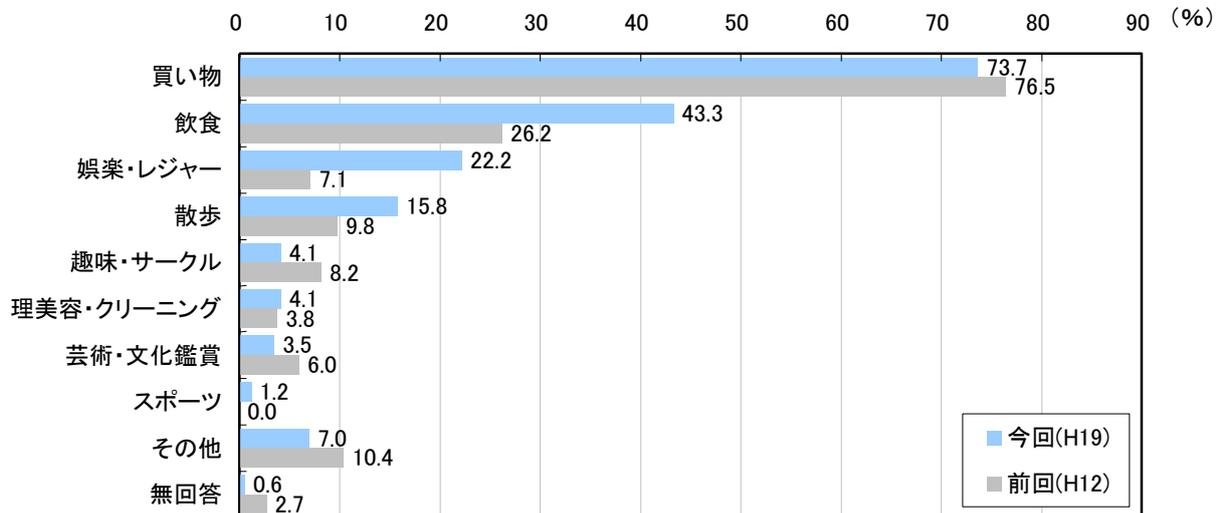
▼市民、来訪者アンケート：よく出かける中心市街地（複数回答）



（飲食や娯楽・レジャーで楽しむ来訪者の増加）

・来訪者アンケート「中心市街地で何をされたか」では、今回調査と前回調査ともに、「買い物」が最も多く、依然として主要な来訪目的となっているが、前回より 2.8 ポイント減少している。一方、「買い物」に次ぐ高い割合となっている「飲食」、「娯楽・レジャー」は、前回と比較して大幅に増加している。カモンワークや唐戸市場をはじめとする飲食店や観光施設等の整備効果が表れていることが要因になっているものと考えられる。

▼来訪者アンケート：中心市街地で何をされたか（複数回答）



(4) 中心市街地の活性化に対する意見

（バス移動の利便性の向上が求められている）

・市民アンケート「まちを活性化させる施設整備」では、前回調査は「海峡の景観を活かした街並みづくり」が最も多かったが、今回は、「100円バス等低料金の交通機関」が最も多くなっており、路線バス等公共交通の利便性に対する期待が大きくなっていることがうかがわれる。

(歩きやすいまちづくりが求められている)

- 市民アンケート「中心市街地に人を呼ぶための観光対策」では、今回調査と前回調査ともに、「それぞれの観光地をつなぎ、分かりやすく歩きやすいまちにする」が最も多く、来訪者アンケートでも2番目に高い割合となっており、来訪者の移動しやすさに配慮した歩きやすいまちづくりへの期待が大きくなっていることがうかがわれる。

(海峡の景観を活かした街並みづくりが求められている)

- 来訪者、商業・サービス業者アンケート「まちを活性化させる施設整備」では、今回調査と前回調査ともに、「海峡の景観を活かした街並みづくり」が最も多くなっている。唐戸地区周辺における海峡の景観を活かしたウォーターフロント整備が強化されたが、今後も継続して事業を進めていくことが求められる。

(観光施設の充実が求められている)

- 来訪者アンケート「中心市街地に人を呼ぶための観光対策」では、前回調査は「それぞれの観光地をつなぎ、わかりやすく歩きやすいまちにする」が最も多かったが、今回調査は、「海（海峡）」を活かした観光施設を充実する」が最も多くなっている。また、商業・サービス業者アンケートでは、今回と前回ともに、「海（海峡）」を活かした観光施設を充実する」が最も多くなっている。中心市街地の観光客数の大幅な増加が顕著になっていることから、今後も継続して海峡の景観を活かした観光施設の整備が求められる。

▼各アンケート：まちを活性化させる施設整備（複数回答）

	市民		来訪者		商業・サービス業者	
	今回 (H19)	前回 (H12)	今回 (H19)	前回 (H12)	今回 (H19)	前回 (H12)
1位	100円バス等低料金の交通機関 38.5%	海峡の景観を活かした街並みづくり 33.0%	海峡の景観を活かした街並みづくり 46.2%	海峡の景観を活かした街並みづくり 50.3%	海峡の景観を活かした街並みづくり 36.9%	海峡の景観を活かした街並みづくり 30.1%
2位	海峡の景観を活かした街並みづくり 37.4%	横浜や神戸などにみられる異国情緒あふれる通り（中華街、韓国街等） 31.6%	100円バス等低料金の交通機関 38.6%	100円バス等低料金の交通機関 42.1%	劇場・映画館などの娯楽施設 36.4%	劇場・映画館などの娯楽施設 27.8%
3位	劇場・映画館などの娯楽施設 36.3%	100円バス等低料金の交通機関 29.2%	カフェテラス（通りに面した店舗外で飲食できる店） 31.0%	横浜や神戸などにみられる異国情緒あふれる通り（中華街、韓国街等） 26.8%	100円バス等低料金の交通機関 32.4%	駐車場 27.4%

▼各アンケート：中心市街地に人を呼ぶための観光対策（複数回答）

	市民		来訪者		商業・サービス業者
	今回 (H19)	前回 (H12)	今回 (H19)	前回 (H12)	今回 (H19)
1位	それぞれの観光地をつなぎ、分かりやすく歩きやすいまちにする 31.7%	それぞれの観光地をつなぎ、分かりやすく歩きやすいまちにする 35.2%	「海（海峡）」を活かした観光施設を充実する 40.9%	それぞれの観光地をつなぎ、わかりやすく歩きやすいまちにする 43.7%	「海（海峡）」を活かした観光施設を充実する 34.7%
2位	「海（海峡）」を活かした観光施設を充実する 30.4%	「海（海峡）」を活かした観光施設を充実する 30.2%	それぞれの観光地をつなぎ、分かりやすく歩きやすいまちにする 37.4%	海（海峡）を活かした観光施設を充実する 39.9%	専門店を充実するなど、にぎわいのある商店街をつくる 26.7%
3位	余暇施設やレジャー施設を充実する 24.3%	「歴史」を活かした観光施設を充実する 23.7%	「歴史」を活かした観光施設を充実する 27.5%	下関市内の交通の便をよくする 25.1%	それぞれの観光地をつなぎ、分かりやすく歩きやすいまちにする 25.6%

※前回の商業・サービス業者アンケートでは、「中心市街地に人を呼ぶための観光対策」の設問は実施されていない。

(中心市街地のきれいなまちづくりが求められている)

- ・市民、来訪者アンケート「施設整備以外の取り組み」では、前回調査は「四季の草花があふれる歩行者空間の整備」が最も多かったが、今回調査では、「ゴミや派手な看板などが無い清潔できれいな店舗や商店街づくり」が最も多くなっている。中心市街地への観光客が増加したこと等から、今後、清潔で美しいまちづくりに向けた取り組みが求められる。

▼市民・来訪者アンケート：施設整備以外の取り組み（複数回答）[再掲]

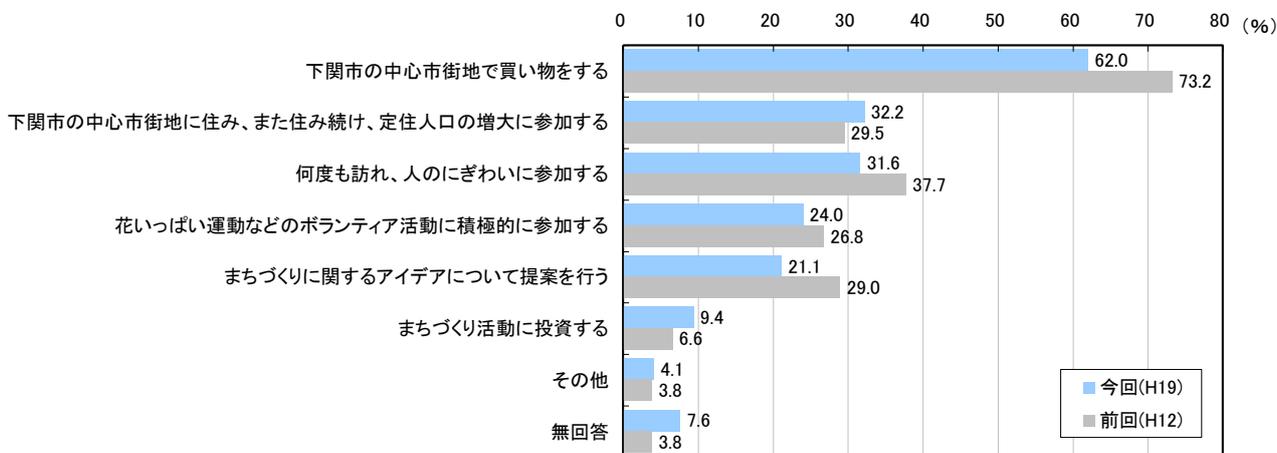
	市民		来訪者		商業・サービス業者	
	今回 (H19)	前回 (H12)	今回 (H19)	前回 (H12)	今回 (H19)	前回 (H12)
1位	ゴミや派手な看板などが無い清潔できれいな店舗や商店街づくり 31.5%	四季の草花があふれる歩行者空間の整備 34.0%	ゴミや派手な看板などが無い清潔できれいな店舗や商店街づくり 39.8%	四季の草花があふれる歩行者空間の整備 34.4%	空き地や空き店舗の有効活用 39.8%	商店街、地元企業や市民などが協力した活性化のための推進組織づくり 30.8%
2位	割引・無料駐車券の発行 31.3%	個人店舗同士や商店街が連携した豊富で多彩な品揃え 29.2%	空き地や空き店舗の有効活用 33.3%	ゴミや派手な看板などが無い清潔できれいな店舗や商店街づくり 32.8%	商店街、地元企業や市民などが協力した活性化のための推進組織づくり 30.7%	個人店舗同士や商店街が連携した豊富で多彩な品揃え 29.3%
3位	空き地や空き店舗の有効活用 30.9%	割引・無料駐車券の発行 28.8%	下関駅周辺と唐戸が一体となったイベントや売り出し 31.0%	商店街、地元企業や市民などが協力した活性化のための推進組織づくり 30.6%	楽しくてにぎやかなイベントの開催 27.3%	楽しくてにぎやかなイベントの開催 27.4%

(5) まちなか定住に対する意見

(まちなか定住意向の増加)

- ・来訪者アンケート「中心市街地の活性化に向けてあなたができること」では、今回調査と前回調査ともに、「下関市の中心市街地で買い物する」が最も多く、次いで「下関市の中心市街地に住み、また住み続け、定住人口の増大に参加する」となっている。特に、「下関市の中心市街地に住み、また住み続け、定住人口の増大に参加する」では、前回と比較して2.7ポイント増加しており、近年、中心市街地ではマンション分譲が顕著になっていることから、今後も継続して中心市街地への定住促進に向けた取り組みが求められる。

▼来訪者アンケート：中心市街地の活性化に向けてあなたができること



〔5〕 中心市街地活性化に向けたこれまでの取り組みと評価

(1) 旧計画に基づく取り組み状況と評価

①旧計画の概要

策定主体	下関市
策定年	平成12年3月
計画の位置付け	中心市街地における市街地の整備改善と商業の活性化に関する計画、中心市街地活性化法（略称）
計画の目標年	おおむね10年間
将来像・理念	海峡の街・動く街 ～“らしさ”を活かしたかたちづくりをめざして～
計画内容・方針	<p>【中心市街地活性化プログラム】</p> <p>■プログラムの基本的考え方</p> <p>Step1：特性（下関らしさ）の抽出と具現化 Step2：水際の大規模プロジェクト等を効果的に活用した交流人口の拡大 Step3：人口の定着・拡大による中心市街地の一体的・持続的発展</p> <p>■基本戦略</p> <p>「下関らしさを活かしたまちづくり」を目標に、以下の2つの基本戦略を設定し、交流人口（観光客含む）の増大を狙う。</p> <p>○ハード戦略：2極コンパスシティ戦略（下関駅周辺・唐戸周辺の拠点強化） ○ソフト戦略：海D○戦略</p> <p>■活性化に向けた具体的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流拠点の創出 水際の大規模プロジェクト等を効果的に活用した観光・レクリエーション拠点整備等 ・景観や土地利用の適正誘導 都市景観形成事業の推進等 ・観光PR強化・充実 新水族館、新唐戸市場等のオープン後の継続的な広報活動等 ・既存資源等の利活用 歴史的建造物の利活用等 ・商業の活性化 商店街のC Iづくり、若手後継者の育成、空き店舗の活用等 ・居住環境の改善 住民参加型住宅の整備等 ・交通ネットワークの向上 中心市街地内外の移動の円滑化・快適性の向上等

②事業進捗状況

旧計画では全体で54事業のうち、完了19事業、実施中18事業で、完了と実施中を合わせた事業の実施率は69%である。市街地の整備改善施策では、環境・景観形成での実施率は高いが、交通施設整備で未実施が多い。商業等の活性化施策は、全般的に実施率が高くなっているものの、商業施設等整備で一部に未実施・中止事業が見受けられる。

また、下関商工会議所TMOが策定したTMO構想に挙げられた事業のうち、旧計画に記載のない独自の事業は23事業あり、完了6事業、実施中4事業で、事業の進捗率は43%である。ソフト関連での実施率は比較的高いが、商業施設等整備のハード施策が立ち遅れている。

▼ 各種事業の進捗状況【旧計画で記載のもの】

事業種別		完了	実施中	未実施・中止	計	実施率
市街地の整備改善	面的整備	1（細江地区再開発）	1	1	3	67%
	建築物整備	1（海響館）	2	2	5	60%
	環境・景観形成	4（公共サイン、JR線ガード下整備、港がみえる丘の径整備、電線類の地中化）	5	1	10	90%
	交通施設整備	1（シンボルロード竹崎園田線整備）	4	7	12	42%
	その他	3（未利用地の活用、観光PRの強化・充実、まちづくりリーダー養成塾）	2	3	8	63%
商業等活性化	商業施設等整備	5（唐戸市場整備、下関漁港市場整備、フィッシャーマンズワーフ建設、大規模商業施設整備、循環バス運行）	2	3	10	70%
	空き店舗対策	1（国際通り整備）	1	—	2	100%
	ソフト関連	3（商店街ニューリーダー育成、商店街活性化研修会、TMOの組織化と計画の推進）	1	—	4	100%
全体		19	18	17	54	69%

※ 実施率は完了と進行中をあわせたもの

※ 事業施策のうち、2以上の種別に関わるものについては、上段の種別として分類した。

▼ 各種事業の進捗状況【下関商工会議所TMOが策定したTMO構想に挙げられた事業で、旧計画に記載のないもの】

事業種別	完了	実施中	未実施・中止	計	実施率
商業施設等整備	—	—	6	6	0%
空き店舗対策	—	—	1	1	0%
ソフト関連	6（観光施設ルート開発、下関・関門散策マップ作成、中心市街地情報発信、コンセンサス形成、まちづくり協議会設置、商店街イメージアップ推進）	4（フィッシャーマンズワーフ連携、商店街等活性化推進（唐戸商店街）、商店街等活性化推進（グリーンモール）、商店街共同販促）	6	16	63%
計	6	4	13	23	43%

※ 実施率は完了と進行中をあわせたもの

③各種事業の分析

旧計画に掲げた中心市街地活性化プログラムの基本的考え方への対応という観点から、主要な事業施策の展開を再整理すると以下ようになる。

<Step1: 下関らしさの抽出と具現化への対応>

- ・ 都市景観形成推進事業や港がみえる丘の径整備、志士の杜整備事業等により、海峡眺望や歴史を楽しみながら散策できる空間が確保されるとともに、市民の健康増進や安全な歩行環境の形成につながっている。
- ・ 観光PRの強化・充実策においては「金子みすゞ詩の小径」や「維新の史跡見て歩きコース案内板」等の整備を行ったほか、観光施設ルート開発事業や下関・関門散策マップ作成事業によりパンフレット等を作成し、観光PRの充実を図った結果、市内外からの来訪者が増加している。
- ・ グリーンモール商店街では、国際通り整備事業や商店街等活性化推進事業等により、地域特性を活かし「リトル釜山」をキーワードとした各種取り組みを展開中である。
- ・ 一方で、唐戸商店街では"英国"というキーワードをコンセプトにして事業展開を行なったが、継続するまでには至らず他の方向性を模索中である。また、短期計画として掲げた下関市役所第一別館の歴史的建造物活用事業については、現在実施中であり、貴重な“らしさ”の発現が少し遅れている。

<Step2: 交流人口拡大への対応>

- ・ 新水族館建設事業により平成13年度に誕生した海響館は、初年度140万人、現在でも60万人/年の入館者を記録するなど、中心市街地のみならず、下関市全体の観光客増加に大いに貢献している。
- ・ また、完了した唐戸市場及びカモンワーフ整備も含め、唐戸地区ウォーターフロント地区の一体感が醸成され、外部からの吸引力が高まっている。
- ・ しかし、海響館以西のウォーターフロント地区については、あるかぼーと民間開発事業により民間事業者による取り組みを進めている段階である。岬之町地区再開発整備事業については、沖合人工島（長州出島）の整備進捗と連動して計画の検討することとしており、具体的な事業展開が定まっておらず、交流人口の創出には至っていない。
- ・ また、JR下関駅周辺地区では、駅ビル改築事業及び関連事業（現在の下関駅にぎわいプロジェクト）を平成21年度から事業開始する予定であり、現段階においては2極コンパスシティ戦略で狙った下関駅周辺の交流人口創出までには至っていない。

<Step3: 中心市街地の一体的・持続的発展への対応>

- ・ 下関駅周辺地区では、細江地区12街区再開発事業の都市型住宅整備及び低・未利用地の有効活用によるマンション建設により、定住人口の増加が図られた。
- ・ ウォーターフロントの整備や観光振興施策等により地域イメージが向上するとともに、関門地域での都市景観形成等の取り組み、道路等をはじめとする生活基盤の整備により居住魅力が向上したことが近年のマンション建設進展の一つの要因となっている。
- ・ また、細江地区12街区に開設したしものせき市民活動センター（ふくふくサポート）の利用者

数も年間 17 千人を超えるなど市民活動の普及・活性化に一定の成果を挙げている。

- ・ 細江町 3 丁目では市民の生涯学習の支援と街なかの回遊性を向上させる社会教育複合施設の建設が完了しつつある。
- ・ 平成 18 年以降、中心市街地は人口増加に転じたが、今後はマンション開発に適した一定規模の種地が乏しく民間による住宅供給の鈍化が想定されるとともに、街なか定住促進事業などの人口定住に向けた施策が実施されておらず、住宅の建設や市街地の更新を促進する直接的な対策が不足している。
- ・ 国道 9 号の電線類地中化、シンボルロード整備事業竹崎園田線及び実施中の下関港臨港道路整備事業により、2 極を結ぶ軸が強化されつつあるものの、2 極の一翼を担う下関駅前の拠点整備や途中の立ち寄り施設等が乏しいこともあり、回遊性の向上に結びついていない。
- ・ 中心市街地内の回遊性向上のため導入された循環バス運行事業が平成 18 年度末で完了するなど、公共交通利用の促進に結びついていない。また、各拠点内においても、下関駅周辺地区の人工地盤延伸事業（現在の下関駅にぎわいプロジェクト）の事業着手予定が平成 21 年度に遅れたことや、唐戸地区のウォーターフロント連携強化事業などが未実施で、回遊性が十分に確保されていない。
- ・ 商店街では、商店街共同施設設置補助事業によるアーケードやシンボルアーチ整備、空き店舗対策やイベント実施など活性化へ向けた各種取り組みを行ってきているものの、歩行者通行量等から推測すると、近隣住民の利用拡大や、ウォーターフロント部来街者を既存の商店街へ誘引するまでには至っていない。

<まとめ>

“下関らしさ”については、可能なものから具現化し、着実したまちづくりに手がけている。

“交流人口拡大への対応”についても海響館やカモンワープ等の大規模集客施設の整備により大幅な観光客の増加が図られており、一定の成果が確認できる。

また、観光による地域のイメージアップと道路等の生活基盤の整備による居住魅力の向上が、間接的に街なかでの住宅需要に結びつき、近年のマンション建設を誘因していると考えられる。

しかしながら、賑わい・集客が唐戸地区ウォーターフロント部のみの「点」的なものとどまり、J R 下関駅前の魅力不足や中心市街地全体での回遊性の低さ、既存商店街の停滞等もあり、「面」的な広がりを持つまでには至っていない。

また、中心市街地内の木造密集住宅や斜面住宅地での空き地、老朽家屋への対策等の問題も残されており、中心市街地の一体的かつ持続的発展には十分に結びついていない現状にある。

(2) その他の取り組み

①都市再生整備計画(海峡パノラマ地区) (まちづくり交付金)

計画区域: JR 下関駅～船島(巖流島)～火の山のウォーターフロント部(約 163ha)

計画期間:平成 16～20 年度

大目標:『交流拠点の整備等による、市民及び来訪者(観光客)がともに楽しめるまちづくり』

目標1:下関駅前の修景整備や中心市街地に点在する歴史的・建築的に重要な建造物等へのライトアップにより、魅力ある景観を創出する

目標2:海峡あいランド21地区において都市再生のための交流施設の整備により、地域の交流人口の拡大を図る

目標3:瀬戸内海国立公園に位置する火の山周辺の歴史的・自然的な資源を活かした観光拠点の整備等により、来訪者(観光客)の増加を図る



▲ 海峽パノラマ地区整備方針概要図

②サイクルタウン下関構想

近年、我が国では急速なモータリゼーションの発展により、慢性的な渋滞などの移動効率の問題や排気ガスによる大気汚染など、様々な問題を抱え込んでいる中、新たな交通手段として自転車交通の役割が再評価されている。

こうした中で市は、「自転車にやさしいまちづくり」をキーワードに、自転車が車両や歩行者と共存し、安全かつ快適に走れる環境整備を目指し、平成 16 年 12 月に「サイクルタウン下関構想」を策定した。

この構想の実現に向けては、道路の新設、大規模な改良等のハード整備の事業展開に当たっては、各事業者は本構想を踏まえ、計画を実施するとともに啓発活動などのソフト事業を進めている。



▲ しものせきサイクルマラソン 2006

▼実施例

- ・路面表示による利用区分の明確化
(国道9号みもすそ川公園前、市道下関駅東駅線 下関運動公園付近)
- ・観光レンタサイクル「源平チャリ」社会実験(平成 17 年 10 月 2 日～11 月 6 日)
- ・しものせきサイクルマラソン(平成 18 年 11 月 19 日、平成 19 年 10 月 7 日、平成 20 年 11 月 3 日)
H20 より「ツール・ド・しものせき」として開催

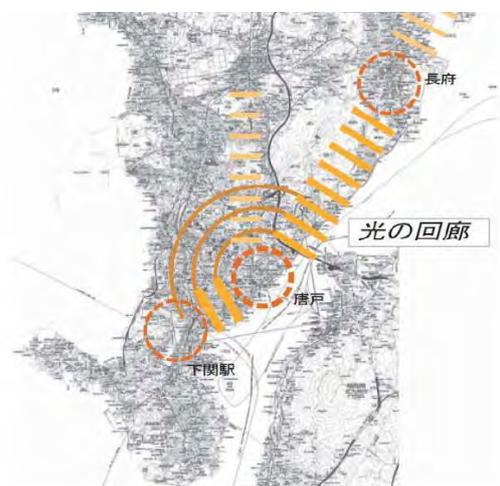
③夜間景観形成に向けた取り組み

下関市では、平成18年4月、「下関夜景創造一千年・明り物語」をテーマに「下関市夜間景観形成基本方針」を策定した。

本方針は、下関市の景観形成推進の基本となる都市景観形成基本計画、関門景観基本構想及び関門景観形成指針などを踏まえ、昼間の景観だけでは気づかなかったまちの魅力を再発見し、新たな魅力を創出させ、下関らしい夜間景観を形成することを目的に策定された。

特に、海峡に沿ってつながるエリア（下関駅～唐戸～長府）では、歴史的にも建築的にも重要な建造物や遺構などが多く集まり、夜間景観形成上も重要な軸であるため、当該ルートを「光の回廊」と定め、唐戸を中心としたエリアから周辺部へ広げていくことで波及効果の高い夜間景観＝光のまちづくりに取り組むこととしている。

▼光の回廊（下関駅～唐戸～長府につながるルート）



▲ 亀山八幡宮のライトアップ

④北九州市との連携の取り組み

北九州市とは、行政による様々な連携事業や環境整備とともに、市民や事業者、民間団体等による連携の取り組みが推進されている。

▼下関市と北九州市との連携の取り組み

- ・市民交流における連携：海峡花火大会
北九州・下関 海の日海峡クルージング など
- ・経済活動における連携：関門海峡観光推進協議会 など
- ・教育文化活動における連携：関門地域共同研究
北九州市と下関市の図書館等広域利用
こども文化パスポート事業 など
- ・交通環境における連携：関門国際航路整備期成同盟会 など
- ・行政間における連携：関門地域行政連絡会議
関門景観条例 など

[6]下関市のまちづくりの考え方

(1)下関市総合計画

下関市は、平成 17 年 2 月に旧豊浦郡 4 町と新設合併を行い、新たに広域となった市域において、合併後はじめての最上位計画である「総合計画」を平成 19 年 3 月に策定している。

平成 19 年度から、平成 26 年度にかけての 8 年間にわたる市のまちづくりの基本理念、将来像等を基本構想として定め、その実現に向けて必要な施策や主要な事業を基本計画として取りまとめた。この中で、中心市街地を含む下関地域は「都市拠点ゾーン」として位置づけ、本市の経済産業の中心として、より高度な都市的サービスを担う地域として発展を目指している。

策定主体	下関市
策定年	平成 19 年 3 月
計画の位置付け	地方自治法
計画の目標年	基本構想：平成 26 年度（8 年間）、基本計画：平成 22 年度（4 年間）
基本理念	自然と歴史と人が織りなす交流都市 ～自然と人、人と人、ふれあいで輝く共創のまちづくりを目指して～
将来像	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報があふれ、活動しやすい便利なまち 2 人と自然にやさしく安全で安心して暮らせるまち 3 将来に希望をもって意欲的に働ける自立したまち 4 観光や交流から生まれる多彩で魅力あるまち 5 誰もが健康で、ふれあいを大切にした温かみのあるまち 6 地域の特色を活かしたまなびのまち 7 市民も企業も行政もみんなで担える元気なまち
地域別まちづくりの方向	<p>中心市街地を含む下関地域は「<u>都市拠点ゾーン</u>」として位置づけ、本市の<u>経済産業の中心として、より高度な都市的サービスを担う地域として発展を目指す</u>ことを明記している。</p> <p>■地域別整備方針図</p> <p>(1)ゾーンの形成</p> <p>農林水産業振興ゾーン 農林水産業の振興を図る地域として発展を目指します。</p> <p>観光・レクリエーション²⁾ゾーン 学術文化や地場産業と既存の温泉や観光資源が有機的に連携した観光レクリエーションゾーンとして発展を目指します。</p> <p>田園住宅ゾーン 自然と調和のとれた良好な田園住宅地域として発展を目指します。</p> <p>都市拠点ゾーン 本市の経済産業の中心として、より高度な都市的サービスを担う地域として発展を目指します。</p> <p>(2)軸の形成 地域連携軸 本市の連携機能を担う道路、鉄道などの交通網や情報ネットワークを地域連携軸として位置付け、その機能維持・強化を図ります。</p> <p><small>2) レクリエーション: 仕事や勉強などの疲れを癒やし、精神的・肉体的に新しい力を振り返すための休養・娯楽のこと。</small></p>

(2) 下関市都市計画マスタープラン（案）

中心市街地の活性化に係る既定の計画として、現在策定中の「下関市都市計画マスタープラン」から関連内容を抜粋する。

策定主体	下関市														
策定年	策定中														
計画の位置付け	都市計画に関する基本的な方針、都市計画法第18条の2														
基本理念	<p>自然と歴史と人が織りなす交流都市 ～自然と人、人と人、ふれあいで輝く共創のまちづくりを目指して～ （下関市総合計画を踏襲）</p>														
計画内容・方針	<p>■将来都市構造</p> <p>本市域は、5つの市町の合併を経て構成されているため、旧市町の各中心部には一定の市街地が形成され、公共施設などが集積する地域拠点となっており、各地域拠点は山地などの地形的条件によって独立し、一体的な市街地としては捉えにくい市街地形態となっています。また、本市は広大な市域を有しているため、各拠点では市民生活に必要な生活利便施設の配置が必要とされます。</p> <p>1) 拠点</p> <p>本市の拠点には様々な都市機能を集積させ市の中心的役割を担う「都市拠点」、各地域住民の日常生活における利便性を確保するため一定の都市機能を担う地域の核となる「地域拠点」、固有の拠点機能を有し既成市街地内の地区住民の生活利便を担う「生活拠点」を位置づけます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点の区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市拠点</td> <td>下関市街地、新下関駅周辺</td> </tr> <tr> <td>地域拠点</td> <td>菊川、豊田、豊浦、豊北</td> </tr> <tr> <td>生活拠点</td> <td>彦島、長府、小月、川中、安岡</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 軸</p> <p>本市の軸として、山陰・山陽・九州方面とのアクセス性を重視した広域的なトリップを担う「広域連携軸」、周辺都市及び都市拠点と地域拠点等を結び広域交通の円滑な処理を担う「連携軸」を位置づけます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>軸の区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域連携軸</td> <td>中国縦貫自動車道・山陽自動車道、山陰自動車道、関門海峡道路</td> </tr> <tr> <td>連携軸</td> <td>周辺都市及び都市拠点と地域拠点等を相互に結ぶ路線</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 基本ゾーニング</p> <p>本市の基本ゾーニングとしては、将来の都市構造を分かりやすく表現するため、用途地域による土地利用の規制誘導が図られている区域を「市街地」、その他の区域を「自然・田園・集落地」として区分し、土地利用に関する基本的な方向性を示します。</p>	拠点の区分	対象	都市拠点	下関市街地、新下関駅周辺	地域拠点	菊川、豊田、豊浦、豊北	生活拠点	彦島、長府、小月、川中、安岡	軸の区分	対象	広域連携軸	中国縦貫自動車道・山陽自動車道、山陰自動車道、関門海峡道路	連携軸	周辺都市及び都市拠点と地域拠点等を相互に結ぶ路線
拠点の区分	対象														
都市拠点	下関市街地、新下関駅周辺														
地域拠点	菊川、豊田、豊浦、豊北														
生活拠点	彦島、長府、小月、川中、安岡														
軸の区分	対象														
広域連携軸	中国縦貫自動車道・山陽自動車道、山陰自動車道、関門海峡道路														
連携軸	周辺都市及び都市拠点と地域拠点等を相互に結ぶ路線														

■土地利用の方針

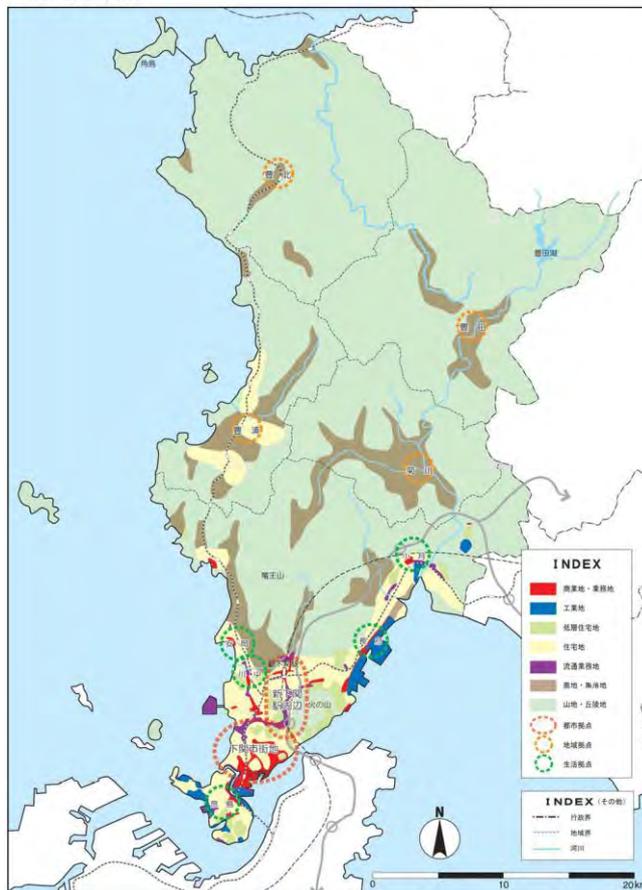
<土地利用の種類と配置方針>

1) 市街地の方針

①商業地・業務地

- ・ JR 下関駅周辺から唐戸地区周辺にかけては、本市の市街地中心部であり、観光・国際交流機能も集積しており、中核市にふさわしい魅力ある商業・業務地の形成を図るとともに、歴史的遺産等により形成された都市景観の整備・保全、にぎわい・回遊性のある基盤整備及び空間づくりによる活性化を図ります。
- ・ 唐戸地区周辺については、港湾機能と連携したウォーターフロント開発整備をさらに推進し、市民と観光客が集うにぎわい空間の創出を図ります。
- ・ 新下関駅周辺から下関インターチェンジ周辺にかけては、商業・業務等の複合機能を有する沿道サービス施設の配置を図ります。
- ・ 既成市街地における各鉄道駅周辺及び住宅市街地の中心部付近に市民の日常生活のために必要な商業・業務地の配置を図ります。
- ・ 都市の骨格軸となる主な幹線道路沿いについては、商業・流通業務地の形成など適正な土地利用の誘導を図ります。
- ・ 豊浦地域については、JR 川棚温泉駅周辺や主要幹線道路沿道等の交通利便のよい地区への商業・業務機能の配置を図ります。
- ・ 菊川地域については、岡枝・田部地区周辺及び主要幹線道路沿道において商業・業務機能の配置を図ります。
- ・ 都市構造の変化に伴って土地利用の転換が進む区域については、用途地域の見直しなどによる適正な土地利用誘導を図ります。

■土地利用方針図



(3) 下関港の整備の状況

下関港は1899（明治32）年の開港以来、1907（明治40）年に第一種重要港湾、1951（昭和26）年に特定重要港湾、1994（平成6）年に輸入促進地域（FAZ）指定され、また1995（平成7）年には、下関港を含む北部九州地域が「中枢国際港湾」として位置付けられ一世紀以上もの間、国際貿易港として発展している。

下関港は本州で最も東アジアに近いという地理的優位性、韓国・中国の特定港湾とのフェリー、コンテナ船による多頻度高速輸送サービス、年中無休通関を行える強力なCIQ体制が確立している。また、高速自動車道・主要国道・鉄道、近接する空港・国内フェリーターミナルなど港を運営するのに必要不可欠な交通網が集中しており、関西・関東地区を中心に全国の急ぐ貨物を扱う港湾物流拠点として重要な役割を担っている。

現在、この特性を活かしながら、東アジアを中心に世界に向けた人・物・情報の窓口として、2009（平成21）年には施設の一部が完成する下関港沖合人工島「長州出島」をはじめとするさまざまな施設及び港湾機能の充実を図り、新しい時代にふさわしい国際交流拠点都市の建設を目指している。

岬之町地区においては、1978（昭和53）年にふ頭が完成、1980（昭和55）年にふ頭緑地（ふ頭公園）が完成、1982（平成4）年下関港のコンテナターミナルとして供用が開始された。

現在の下関港は関門海峡に面しているため、関門航路の利用に制限があり、また市街地に近接していることから、これ以上の開発が不可能な状態のため1995（平成7）年より下関港新港地区沖合人工島が着工、2009（平成21）年には施設の一部が完成する。

今後、沖合人工島を含めた下関港全体の機能再編に取り組みつつ岬之町地区においては、ウォーターフロント開発を進めることとしている。



▲下関港港湾計画図（港湾審議会第186回計画部会 平成11年3月）

(4) 下関市定住自立圏構想

平成 20 年 6 月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき、下関市は同 10 月に定住自立圏構想の「合併 1 市圏域型」の先行実施団体として選定された。

平成 21 年 2 月、「定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応 39 号）」第 4 の定めにより、本市が当該構想における中心市として地域全体における生活機能を確保し、魅力を向上させる上で、中心的な役割を担う意思を明示するため、「下関市定住自立圏中心市宣言」を公表している。

下関市定住自立圏中心市宣言

わが国の総人口は、今後、急速に減少することが見込まれており、「過密なき過疎」の時代の到来にあって、下関市もその例外ではなく、今後の少子・高齢化、人口減少の進行に向けた対応は喫緊の課題となっている。

こうした状況を背景として、人口の流出を食い止め、また三大都市圏から下関市への人の流れを創出し、市民が安心して暮らせる持続可能な地域、社会をつくることが肝要である。

平成 17 年 2 月 13 日に 1 市 4 町での広域合併を果たした下関市を概観すれば、合併前の旧下関市には、中核的な医療機能など、既に都市機能においての一定の集積があり、加えて、現在も大規模図書館、博物館など、都市と地方の住民の共生や日常生活を支える機能の更なる充実に取り組んでいる。

また、旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町、旧豊北町の 4 町（以下「旧 4 町」という。）との関係においては、合併以前から旧下関市には旧 4 町からの通勤、通学において一定割合以上の住民の移動があり、旧下関市がこの地域において、経済、社会、文化など住民生活等において中心的な役割を担うなど密接な関係を継続している。

このような関係をもって広域合併した本市は、結果として、本市に対する通勤通学割合が 10%以上である市町村が存しないこととなるなど、周辺自治体から自立した一つの圏域が形成されたところである。このような中において、市民は、完結型の都市機能・生活機能の充足の中で、下関市に生まれ、学び、暮らしながら、地域の発展に主体的に関わっていくことができる。それはすなわち、市民の定住とその将来的持続に連結する魅力ある地域づくりの基盤となるものである。

こうした観点において、中心市街地の整備・賑わいの確保など、地域住民の生活を受け止める高次な都市機能を充実させていくべき旧下関市地域と、生活を守る上で必要不可欠な、生活交通の維持確保、地域間の情報格差解消など、生活機能の整備を必要とする旧 4 町地域の住民の生活を、融和、共生させ、「定住」のための、暮らしに必要な諸機能を確保すると同時に、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成するには、「集約とネットワーク」による施策の展開が必要である。

このため、ここに、合併前の旧下関市を中心地域とし、旧 4 町を周辺地域とした「下関市定住自立圏」の構築を掲げ、圏域全体の生活機能の集約化・ネットワーク化を促進し、圏域全体の総合的なマネジメントを行い、積極的な各種サービスを提供していくことにより、その暮らしを支え、魅力を向上させ、新市の均衡ある発展を目指すことを内外に向けて宣言するものである。

平成 21 年 2 月 16 日

下 関 市 長

[7] 中心市街地活性化の課題

下関市の中心市街地では、依然として、居住人口の高齢化、並びに商店街の衰退等が問題となっている。ここ数年、水際の拠点整備、低未利用地の有効利用により、海響館や唐戸市場、及び対岸の門司港や巖流島への栈橋を整備し、観光振興につなげ、観光キャンペーンを展開し、NHK 大河ドラマの追い風に乗って、入込観光客数は増加してきた。

しかし、多くの観光客は海響館や栈橋周辺の特定施設のみに自動車で訪れ、周辺を歩いて回遊する事が少ないため、入込観光客の約85%が日帰り客で占められている。

このように、海響館等の特定の施設への集客効果はあるものの、人口の定着・拡大や既存商業等の活性化等、市街地全体の浮揚には十分に結びついていないことが問題点として挙げられる。

現状を旧計画で掲げた2大戦略に照らし合わせると、以下のような課題が浮かび上がる。

- 海DO戦略（交流人口拡大上の戦略）の実現に向けては、これまでの誘引メニュー中心の施策展開から、民間活力や地域力を発揮することによる市街地回遊の仕掛けづくりや、既存商店街の再生を含め、市民活動や街なか居住を促進する施策展開に重心をシフトしていく必要がある。
- 2極コンパスシティ戦略（都市構造上の戦略）への対応については、「下関らしさ」具現化のコアを担う下関駅前の拠点性強化とともに、2極の中間に位置するあるかぼーと地区や細江地区での集客力の強化、2極を結ぶ軸線の機能強化等により、回遊性を高めていく必要がある。

また、市民、事業者、来訪者のアンケート結果では、バス移動の利便性の向上、歩きやすいまちづくり、海峡の景観を活かした街並みづくり、観光施設の充実が求められている。

以上を踏まえ、総合計画でも位置づけられた、高度な都市的サービスを備えた中核市の都心地区にふさわしい持続可能なまちづくりに向け、下関市中心市街地活性化の課題を5つに大別して下記に整理する。

① 2極の一翼を担う下関駅周辺の魅力づくり

- ・ 中心市街地の一体的発展、回遊性の向上には、唐戸周辺とともに、2極の一翼を担う拠点として下関駅周辺の魅力づくりが不可欠である。
- ・ 下関駅前では、駅舎の焼失によるシンボル性の低下や、鉄道とバス、人工地盤を通じた周辺市街地との交通結節機能の弱さ等の解消を図るとともに、中心市街地のみならず本市の玄関口にふさわしい魅力ある集客・交流機能の導入が必要である。
- ・ 下関駅周辺には、シーモール下関やグリーンモール等既存商店街の商業集積をはじめ、下関市民会館、平成19年5月に開館したしものせき市民活動センター、下関港国際ターミナル等の既存ストックが集積しており、これらと十分に連携し、相乗効果の期待できる拠点整備を推進する必要がある。

② 東西に広がる市街地の一体化

- ・ 近年、日帰り観光が主体で宿泊客の割合が伸びないこと、訪問先施設の満足度はある程度高いものの、本市への再訪問意向が高くないこと等が問題となっている。
- ・ これは、スポット“点”としての観光施設が唐戸地区のウォーターフロント地区を中心に充実しつつあり、そこを訪れる観光客には一定の満足度を提供しているものの、他のスポット不足と、街なか全体を回遊するネットワーク“線”が形成されていないことが一因と考えられる。
- ・ 来訪者ニーズでは、まちを活性化させる施策として「公共交通機関の充実」、「楽しく歩ける歩

行者中心の道路」が上位となっており、歩行者中心の交通施策の充実が望まれている。

- ・ JR下関駅周辺から東港地区、唐戸地区等に至る東西に広がる中心市街地について、関門海峡に面した地理的特性を活かし、回遊性を高める魅力あるスポットと、これらをつなぐ回遊空間・手段を確保していく必要がある。
- ・ さらに、対象地区内のみならず、海峡を挟んで門司港地区との連携を確保し、観光振興の相乗効果を高めることが有効である。

③既存商店街等の再生

- ・ 既存商店街では、依然として空き店舗の増加や販売額の減少、通行量の減少など、活力の停滞が問題となっている。
- ・ 市民ニーズとしても、前回調査に引き続き「魅力ある商店街の形成などの商業機能」が中心市街地で強化すべき都市機能の第1位となっている。
- ・ 既存商店街は、個性化等による観光客の誘因に加え、近隣住民の買い物をはじめとする各種生活サービスやコミュニティ活動の場として、また魅力ある通りの形成が街の回遊性の向上にもつながるなど、重要な既存ストックといえる。
- ・ グリーンモールについては、“リトル釜山”をコンセプトとした魅力強化が進められており、市外からの誘因も見込まれるイベントが開催されるなど一定の成果が現れており、引き続き個性化や魅力強化の取り組みが求められる。
- ・ 唐戸商店街については、旧計画策定以降、活性化に向けた取り組みを継続しつつも明確な成果が得られないなか、商店街自らが課題を認識し、金子みすゞ等を活かした商店街の個性化と魅力アップの取り組みを起動しようとしており、その適切かつ早急な推進が求められている。
- ・ このため、まちの特性や生活の活気が身近に感じられる既存商店街（グリーンモール、豊前田商店街、唐戸商店街等の国道9号以北の既存商店街等）においては、それぞれの特性を活かした再生の促進と、それを支えるための定住人口の維持・拡大が重要である。
- ・ 今後は、本市の商店街が多極的に立地している点を、今後の魅力あるまちづくりのポテンシャルと捉え、長期的な視点に立って、多様な商店街の個性化確立とその連携に向けた道筋を作っていく。それにより各商店街が個性を生かしたビジョンに基づく取り組みを行い、地域住民だけでなく観光客をも取り込み、大型店舗との存在価値の棲み分けを行うことにより、小売商業の調和のとれた発展を図っていく。

④市民活動と街なか居住の促進

- ・ 特定の観光施設の集客だけでは都市の持続的発展は困難である。都市の魅力は、「見る」、「買う」、「食べる」、「集う」、「憩う」等の様々な活動舞台が中心市街地の中に備わり、多様な行動目的のために都市を回遊し、交流することにあると考えられる。
- ・ 中心市街地の活性化に向けては、観光魅力の増大による交流人口拡大とともに、そこに住んだり活動している地元の活力が重要な要素となる。
- ・ このため、既に街なか集積する教育・文化、福祉などの公共・公益施設を生かすとともに良好な環境創造にも配慮し、市民が街なかで活発に楽しく活動できる環境条件を整えることにより、回遊性を高め、交流による賑わいを創出していく必要がある。
- ・ 特に高齢化率の高い中心市街地においては、交通・買物・医療・文化・福祉等の生活サービスの利便性等から、居住に対するニーズも高くなるとともに、市民活動や日常生活における回遊・

交流を活発化することは、街なかでの居住魅力の向上につながる。

- 近年のマンション建設のラッシュ等により、居住人口は平成 18 年度に増加に転じているが、より一層の定住人口確保に向けて、住環境の整備や街なか居住を促進していく必要がある。
- 中心市街地内には木造密集家屋や、居住者の高齢化や住宅の老朽化が著しい斜面住宅地、テナントの需要が低い事務所ビル等が存在しており、低・未利用地を中心とした、これら市街地の整備を促進する等で、街なか居住の促進を図っていく必要がある。

⑤ 既存地域資源の活用による下関らしさの向上

- 旧計画においては、「海峡の街・動く街」を統一コンセプトに、下関が有する「海峡」、「港」、「食（水産物等）」、「歴史の舞台」などの多彩な魅力を最大限に活かす「下関らしさ」を大切にしてきており、維新の歴史等を活かした各種観光振興施策の展開をはじめ、韓国とのつながりを活かしたグリーンモール商店街の個性化、海峡景観や水産ブランドを生かした唐戸市場やカモンワーフ、海響館等のウォーターフロントの開発等を推進し、観光面において一定の成功を得ている。
- 今後の活性化の取り組みについても中心市街地の地域資源を活用し、観光振興に加え市民生活においても愛着と誇りのもてる街を創出していく必要がある。
- 旧計画に定めながら現段階では十分な活用がなされていない下関市役所第一別館をはじめ、旧英国領事館等の歴史的建造物についての有効活用方策や、市民参加型の街なかでのイベントや祭りをより戦略的に展開していくことが求められる。

[8] 中心市街地活性化の基本方針

(1) 中心市街地活性化のコンセプト

これまでの取り組みの評価、並びに中心市街地活性化に向けた課題等を踏まえ、旧計画より掲げてきた統一コンセプトを踏襲し、更なる発展を目指していくものとする。

中心市街地の中で育まれた海峡を取り巻く“下関らしさ”は、時間の流れの中で自然や人々によって長い年月をかけてつくられてきた、「市民の宝」であり、これらを活かし「目に見える形」として具現化していくことにより、点在化していたまちのストックに球心性や方向性が生まれ、更に継承・伝達による外部からの吸引と新しい地域循環の構築で、これまでつながりが薄かった地域間相互や「箱物」間のネットワークを強めることとなり、地域内はもとより国内外の広域圏や周辺市町村との交流ネットワークの創出につながるものとする。

しかし、このような交流はそこで暮らす人々の人生の重要な場所として、また、生産の場所として意識され、地域のコミュニティが再生されることが大切であり、また、商工業者をはじめ、街づくり団体や行政等の多様な主体が協働しさまざまな活動に携わる舞台となることが活力の原動力である。

地域で培われてきた“下関らしさ”を具現化していくためには、下関の強烈なイメージであり、市民の原風景である関門海峡のダイナミックな動き、

●「海」や「港」と趣を異にし、大小の船が行き交い。潮の流れも速く、絶えず動いている自然や景観、

●平家と源氏の壇ノ浦の戦い、大陸との貿易や幕末の動乱期など歴史的な激動期の舞台、

このようなエネルギーを中心市街地に引きこみ、ラップさせながら、人が動き、システムが変化し、物流が生まれ、様々な重なりが絶え間なく繰り返されるような、活気あるまちの構築を目指していく。

まさに、「海峡の街・動く街」を中心市街地活性化の統一コンセプトとする。

海峡の街・動く街

— “らしさ”を活かしたかたちづくりをめざして—

※旧計画より統一コンセプトを引用

(2) 中心市街地のゾーニング

統一コンセプトを踏まえ、基本計画期間を含め、概ね今後10年後を見据えた中心市街地のゾーニングを以下のとおり設定する。

●交流核（下関）

JR下関駅前の都心商業ゾーンを中心に、商業・業務・観光・文化・福祉などの多彩な都市機能の強化とともに、国際観光ゾーン（グリーンモール）、文化交流ゾーン（社会教育複合施設、海峡メッセ、海峡ゆめ広場等）、ゲートウェイゾーン（下関港国際ターミナル）、下関ブランド発信ゾーン（下関漁港、下関漁港地方卸売市場）の相互の交流を促進し、市内外をはじめ東アジアをはじめとする国外をもターゲットとした交流拠点の形成を推進する。

●交流核（唐戸）

一定の集客を誇る臨海部の唐戸市場や海響館に加え、あるかぼーとを含め、海峡観光ゾーンとして海峡魅力を最大限活かした一体的な賑わい空間の形成を推進する。唐戸商店街については、近隣の都心居住ゾーンに対する近隣商業機能の維持を図りつつ、観光客との暖かい交流を育む界限型商業ゾーンとして拠点の形成を推進する。

市役所は、海峡観光ゾーンにふさわしい観光・産業・港湾振興、並びに中心市街地等の住民サービスを展開する上で必要な行政機能を維持・強化しつつ、「下関市定住自立圏構想」の推進を踏まえ、圏域全体への効率的な行政サービス提供の観点から機能の再編を検討していく。

●複合機能ゾーン（岬之町）

下関駅から唐戸までと続くウォーターフロントの中間に位置し、関門海峡に面する重要な地区であり、回遊動線における立ち寄り機能の強化、海峡景観に配慮しつつ両交流核のマグネットとなる交流厚生機能、後背の斜面住宅地にとっての生活利便・交流促進機能の導入を検討し、両翼に次ぐ副次的な拠点形成を促進する。

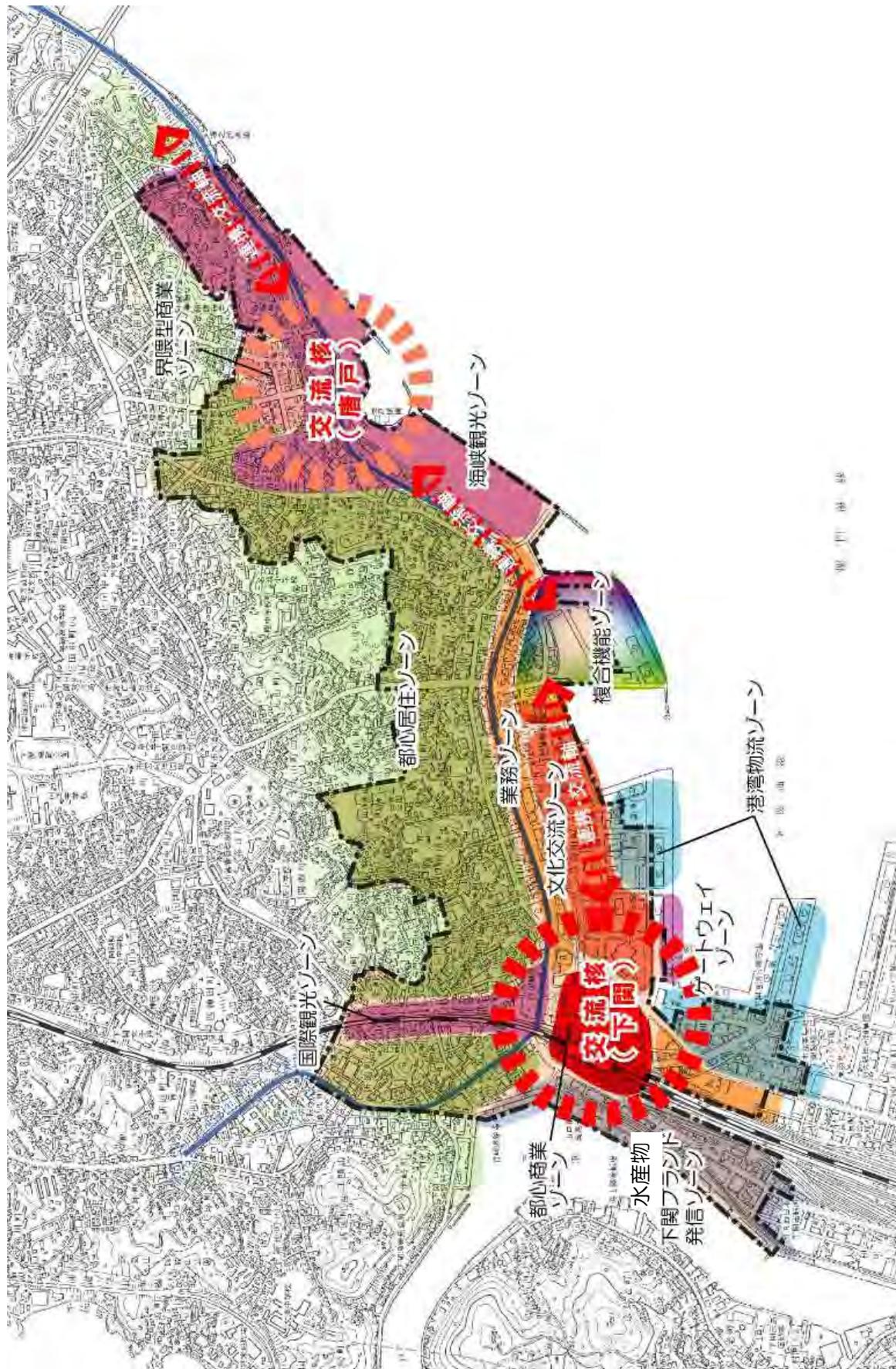
●都心居住ゾーン（斜面地）

国道9号以北の斜面住宅地等については、利便性の高い都心居住地としてのみならず、海峡を見下ろす好ロケーション等も活かしつつ、他地区には無い個性ある居住地としての再生を検討していく。

●その他のゾーン

水産物ブランド発信ゾーンは、アンコウ水揚げ日本一を誇る下関漁港地方卸売市場や下関漁港を中心とする地区であり、中心市街地の商業・飲食機能と密接に結びついており、水産都市である下関市のブランドの発信等を担う重要な地区として位置づける。

ゲートウェイゾーンは、韓国（釜山）や中国（青島・蘇州太倉）との旅客定期航路により年間約24万人の利用者により賑わいと国際性あふれる下関港国際ターミナルなどを拠点に港湾都市としての中心市街地の個性と誇りを特徴づける重要な地区として位置づける。



▲ 中心市街地のゾーニング

(3) 中心市街地活性化の推進テーマ

中心市街地活性化に向けた統一コンセプト、ゾーニングを踏まえ、これまでの拠点と軸による骨格形成を主眼とした取り組みをさらに強化するとともに、速やかに、かつ効率的に区域全体の活性化に結び付けていく必要がある。

特に、短中期的に着実に推進すべき取り組みとして、「下関らしさ」具現化のコアを担う下関駅前の拠点性強化を中心に、民間活力や地域力を発揮することによる市街地回遊の仕掛けづくり、既存商店街の再生を含め市民活動や街なか居住の促進等が重要と考え、今後5年間の中心市街地活性化の推進テーマを、以下のとおり設定する。

「共創による街なか再生 ～拠点とネットワークのしかけづくり～」

(4) 中心市街地活性化の基本方針

推進テーマを踏まえ、今後、5年間を見据えた基本方針を以下のとおり設定する。

①街なか回遊の促進

- ・ 玄関口の下関駅と周辺の回遊を円滑化するため、JR下関駅前の交通結節機能を改善する。
- ・ 外国人旅行者の街なかでの消費拡大に向け、下関港国際ターミナルを基点に回遊施策を講じる。
- ・ 東西に細長い市街地を一体化するため、街なかの多様な移動手段を確保するとともに、基盤となる道路空間の整備や商店街の個性化を推進する。

②にぎわい・交流拠点の創出

- ・ 交流核を確立するため、下関駅前の拠点整備、並びに商店街をはじめとする唐戸地区の活性化を促進する。
- ・ 2極の中間に交流・滞在拠点を形成するため、あるかぼーと地区の民間開発を促進する。
- ・ 市民の交流を促進するため、細江地区に建設した社会教育複合施設の効果的な運営を行う。
- ・ 歴史、観光資源を活用した観光振興施策を展開する。

③街なか生活の再生

- ・ 市民が安全で快適に暮らせるよう、生活環境整備と商店街の再生を促進する。
- ・ 街なか居住を促進するため、生活環境の整備と街なか定住促進施策を講じる。
- ・ 街なかでの市民活動を促進するため、しものせき市民活動センターでのサポートを充実する。
- ・ 来訪魅力を高め、市民の街への愛着や誇りを醸成するため、下関産商品のブランド化や地産地消取扱店の拡大を図る。

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

本市は、1889年（明治22年）に市政を施行し、以来、山口県下最大の人口規模を有する県西部地域の拠点都市である。

当該市街地は、本州最西端に位置し、関門海峡を挟み九州と対峙しており、明治以降の関門連絡船の就航、山陽鉄道馬関駅（下関駅）の開業、関釜連絡船の就航等によって九州や中国大陸、朝鮮半島からの玄関口として活況を呈した。

1970年代以降、山陽新幹線の整備と関門橋の完成により交通が当該市街地を通過し、九州からの玄関口としての位置づけは弱まっている。

現在は、商店街は衰退傾向にあるが、今なお商業・業務においては本市の中心地区であり、公共・公益施設や観光施設が集積している。

また、当該市街地には、国内最多便数を有する国際フェリー航路をもち、近年、外国からの観光客で賑わう下関港国際ターミナルをはじめ、海響館、唐戸市場等の観光施設が集積しており、活性化に取り組むことが、市全体はもとより関門地域の振興にもつながるものと考えられる。

(位置図)



▲位置図

[2] 区域

区域設定の考え方

(1) 区域についての考え方

中心市街地の区域は、以下の理由等により旧基本計画と同じ区域を踏襲し、JR下関駅周辺から唐戸地区にかけての商業・業務地及び一部斜面住宅地を含む範囲とする。

①歴史的な市街地形成過程

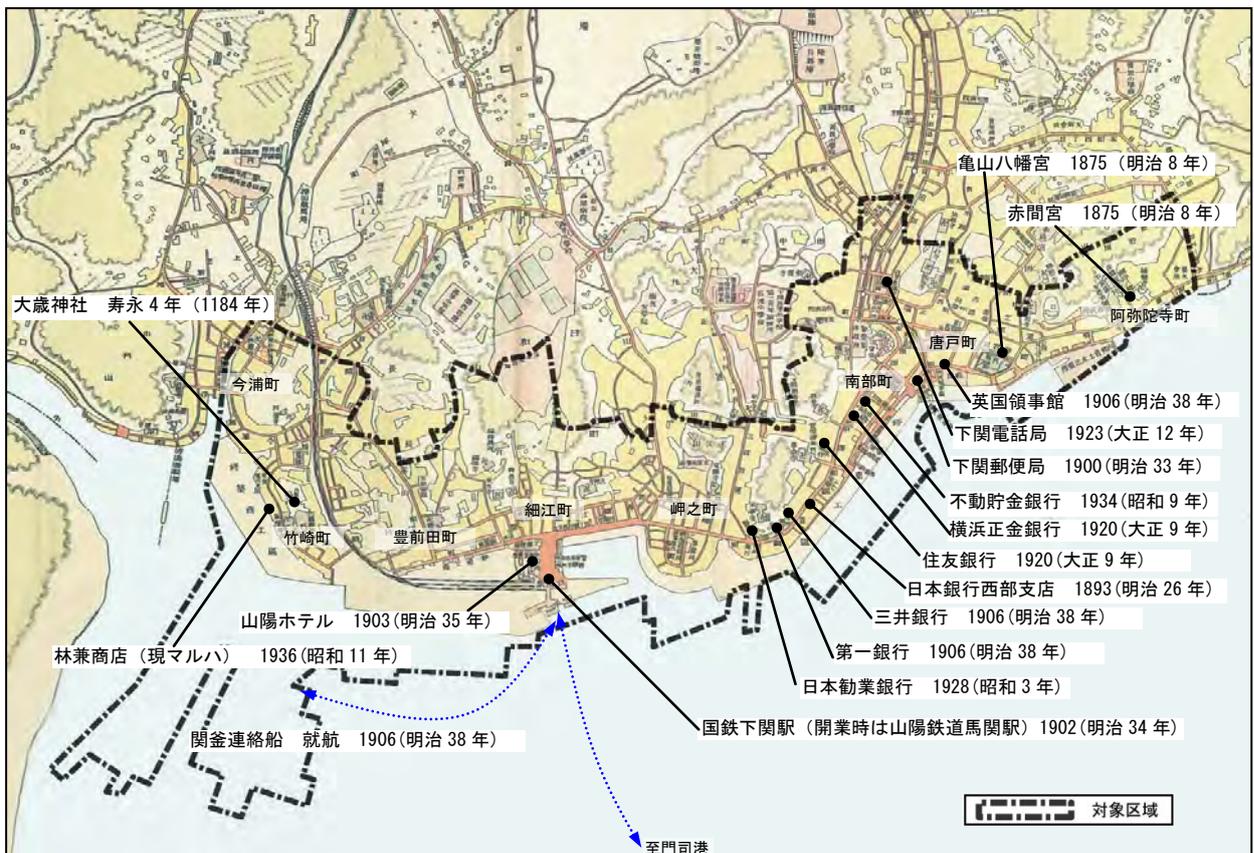
本州最西端に位置し、九州（門司港）との連絡、大陸への玄関口として反映した戦前の下関市は、国鉄下関駅や関門連絡船棧橋のあった細江町を中心に、関門海峡沿いに東西に細長い市街地が形成されてきた。

1902（明治34年）に下関駅（開業時は馬関駅）が開業し、翌年には鉄道省による日本発のステーションホテルである山陽ホテルが開業、大陸や九州への玄関口として多くの人々が往来した。

また、1893（明治26年）、日本銀行西部支店（支店長高橋是清）が大坂以西ではじめて当地に開設され、西日本の金融取引の中心的役割を担い、岬之町から南部町にかけては、明治後半から昭和初期にかけて金融機関が集積立地し西日本の有数の金融街として賑わいを見せていた。

同じころ、朝日館（豊前田町）、山陽倶楽部（細江町）、東館（赤間町）等、立て続けに映画館が開設され繁華街は活況を呈した。（昭和20年までに中心市街地内に9館）

1936年（昭和11年）には、竹崎町に大洋漁業（現マルハ）の前進である林兼商店が鉄筋コンクリート3階建ての社屋を建設し操業開始、1942（昭和17年）には、関門トンネル開通とともに下関駅が整備され、現在の市街地が形作られてきた。



▲昭和4年ごろの中心市街地と対象区域 ※「下関市史—市制施行—終戦」

②地形的条件

J R下関駅から唐戸地区については、丘陵部や山地が海岸線近くに迫っている地形条件のなか、限られた平地に商業・業務機能が細長く連担し、斜面住宅地の形成や埋め立て地への港湾・交流施設等の整備により東西に細長い市街地が形成されてきた。

区域の東西端は丘陵部や山地で囲まれているため、東西の回遊性等を高めることで、コンパクトでまとまった街づくりが可能な範囲といえる。



▲中心市街地の地形条件

③土地利用・開発動向

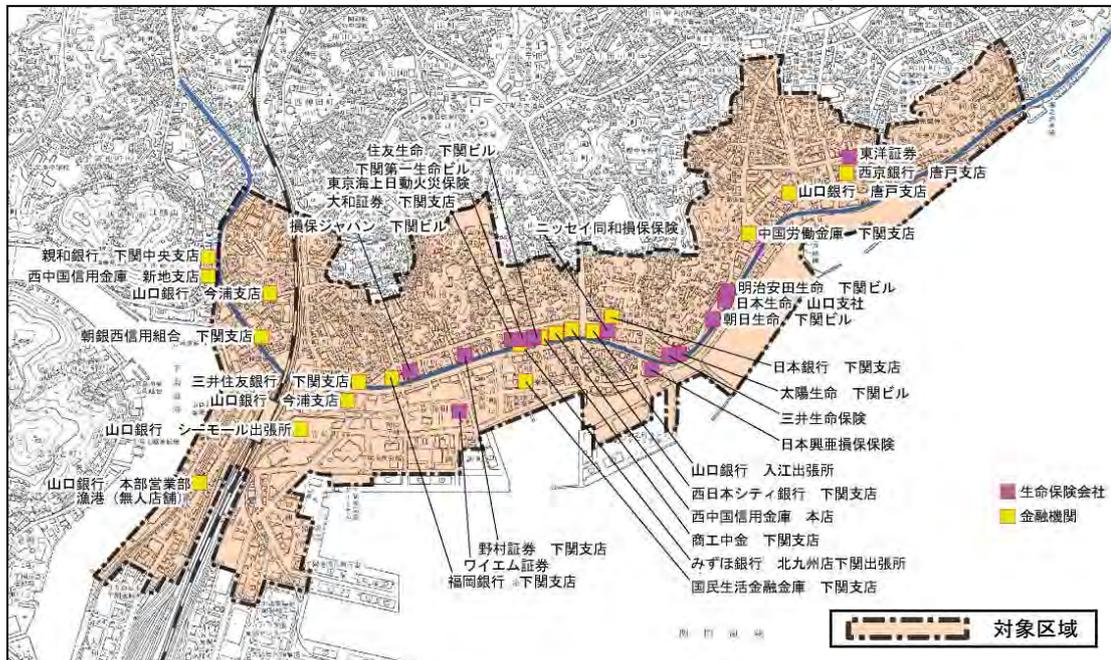
商業用地は、一般国道9号沿道を中心にJ R下関駅から唐戸地区について連担している。さらに現在事業中の「あるかぼーと民間開発」により商業等の集積が促進されること、並びに岬之町のコンテナターミナル（暫定供用中）は、概ね5年以内を目処に沖合人工島への機能移転が可能となるよう関連施設整備等に取り組んでおり、移転後には跡地の有効活用を検討していく必要があること等を踏まえ、J R下関駅から唐戸町までの範囲を一体的に、商業・業務等の賑わいの形成を図っていくことが重要である。



▲中心市街地の土地利用等 ※下関市都市計画基礎調査 H20.3

④金融機関等の集積・立地状況

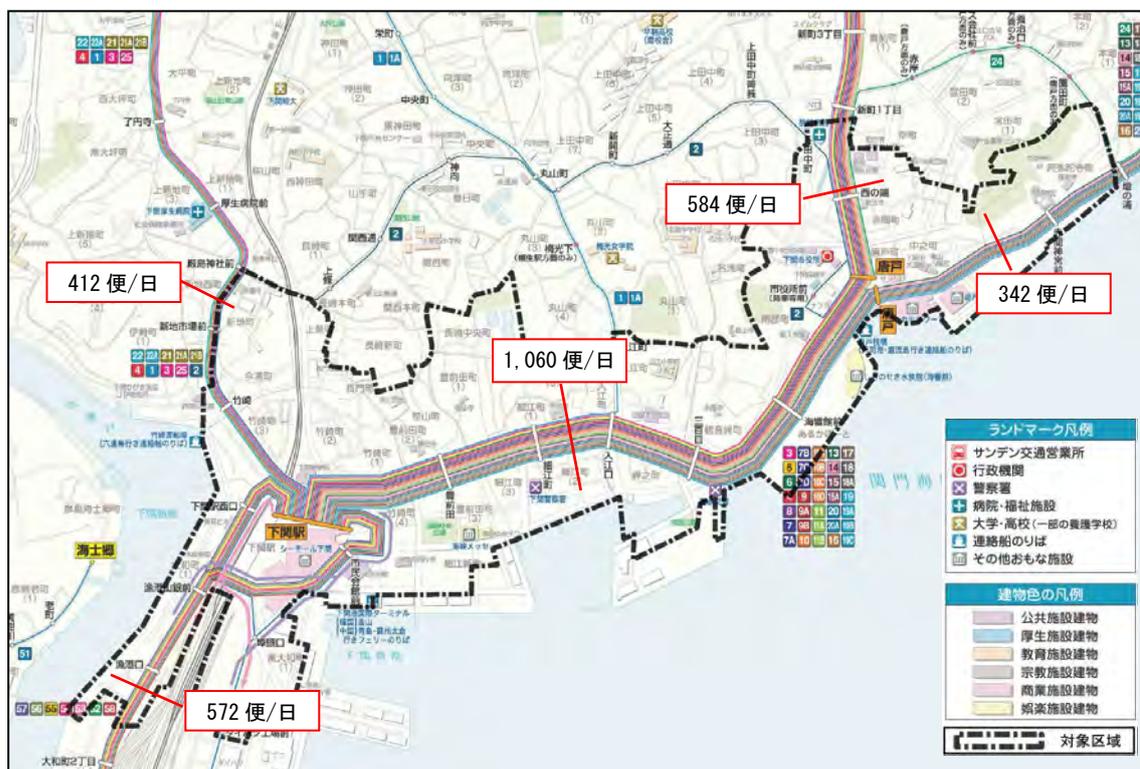
中心市街地の金融・保険会社は、JR 下関駅から唐戸地区にかけて細長く連担しているため、商業活動の振興にあたっては、当該区域の一体的な活性化が必要である。



▲中心市街地の金融・保険機関の位置

⑤公共交通（バス路線網）のサービス状況

本市のバス路線網は、JR 下関駅と唐戸町間を中心に周辺部に展開されており、中心市街地の回遊性強化や活性化を推進する上で、対象区域は最も効果的に展開が可能な範囲といえる。



▲中心市街地のバス路線網

※サンデン交通株式会社資料、便数は平日

⑥その他旧計画、都市計画との関係

- ・ 旧中心市街地活性化基本計画に基づき、市街地再開発事業をはじめ海響館や唐戸市場整備などの事業が実施される一方で、現在継続中や未実施の事業も多く残され、中心市街地活性化に向けては、引き続き当該区域に集中的な投資が必要である。
- ・ 下関市の中心市街地は、都市計画の用途地域における商業地域を中心に、関門海峡に代表される良好な自然景観と、商業地域に隣接して網目のような路地や坂道、階段に住宅が張り付いた南斜面の丘陵地や緑等が一体となって形成され、それが下関らしさを形づくっている。

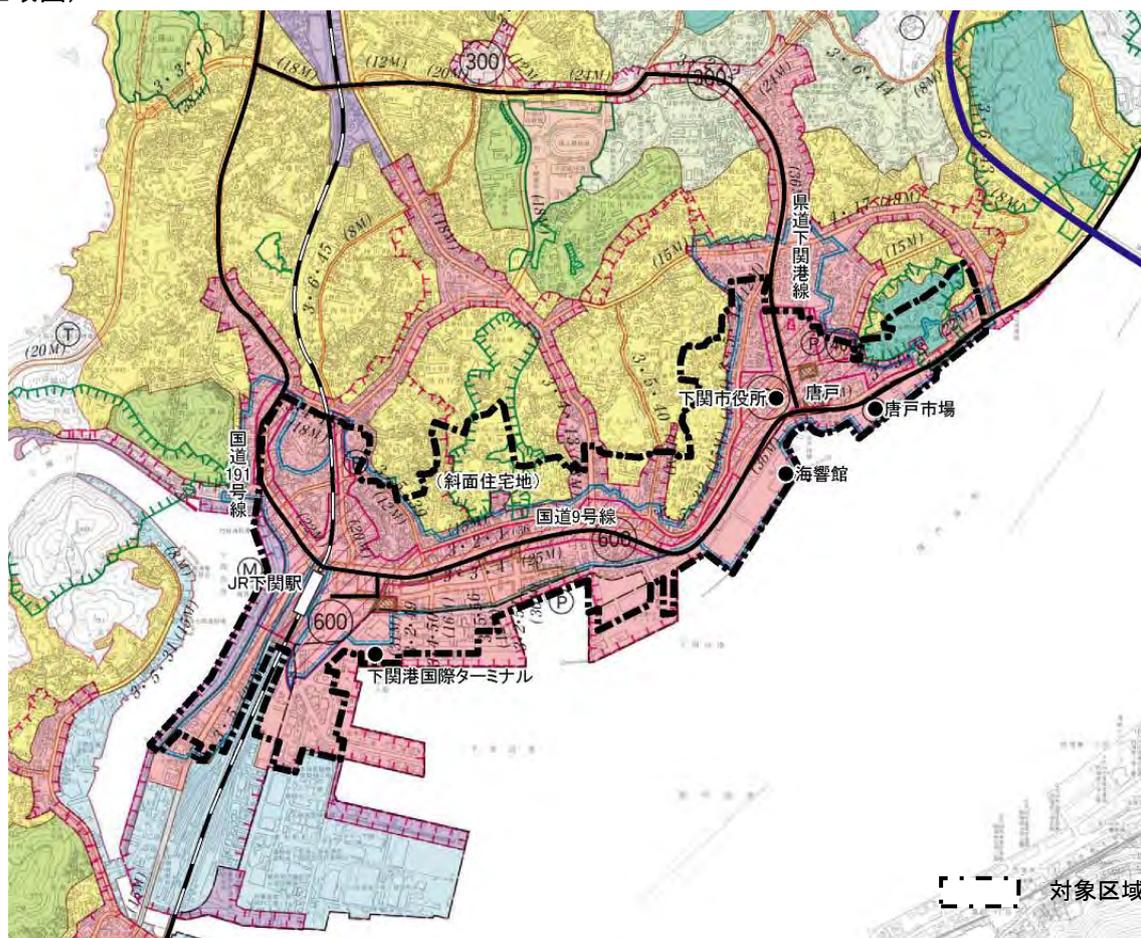
(2) 区域の境界となる部分

- ・ 東側の境界は、町丁界（阿弥陀寺町）
- ・ 西側の境界は、海岸線及び国道 191 号
- ・ 南側の境界は、海岸線及び町丁界（東大和町 1 丁目）、但し保税区域を除く
- ・ 北側の境界は、町丁界（赤間町、田中町、入江町、丸山町 5 丁目、長崎中央町、笹山町、長門町）

(3) 区域の面積

- ・ 約 215 ha （旧計画区域 230ha から保税区域 15ha を除く区域）

(区域図)

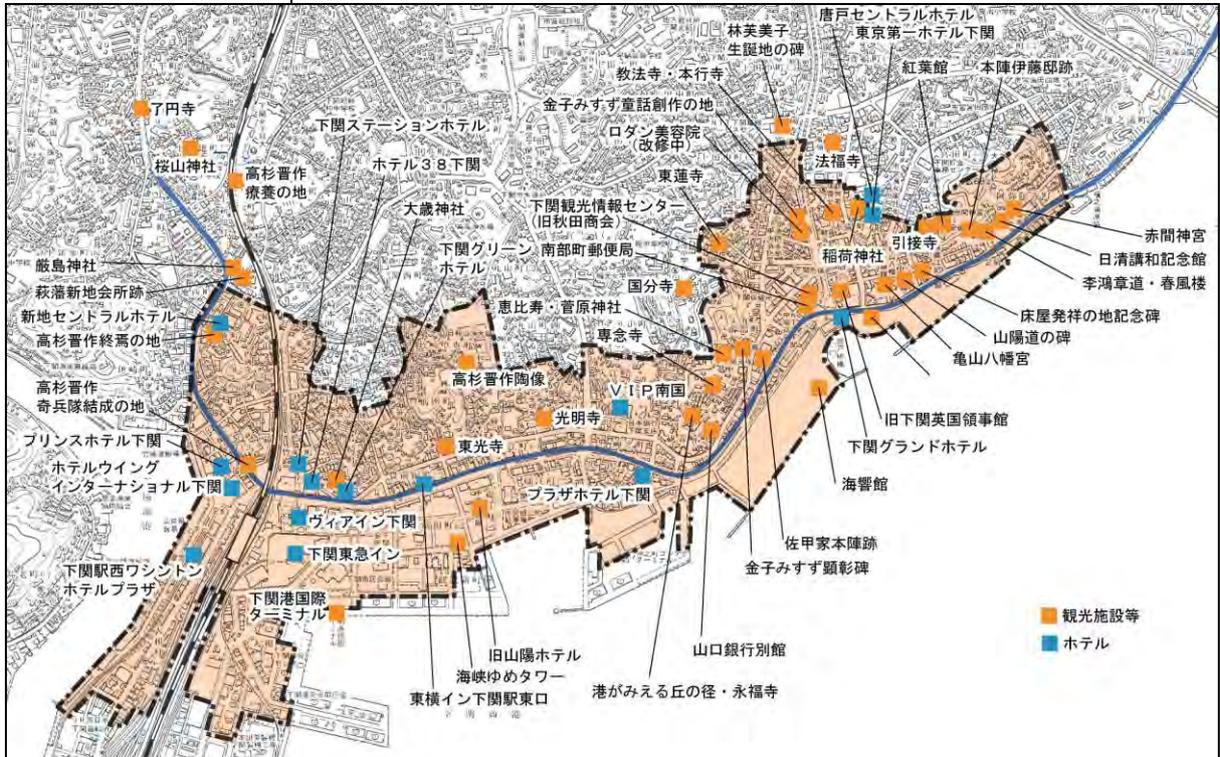


[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

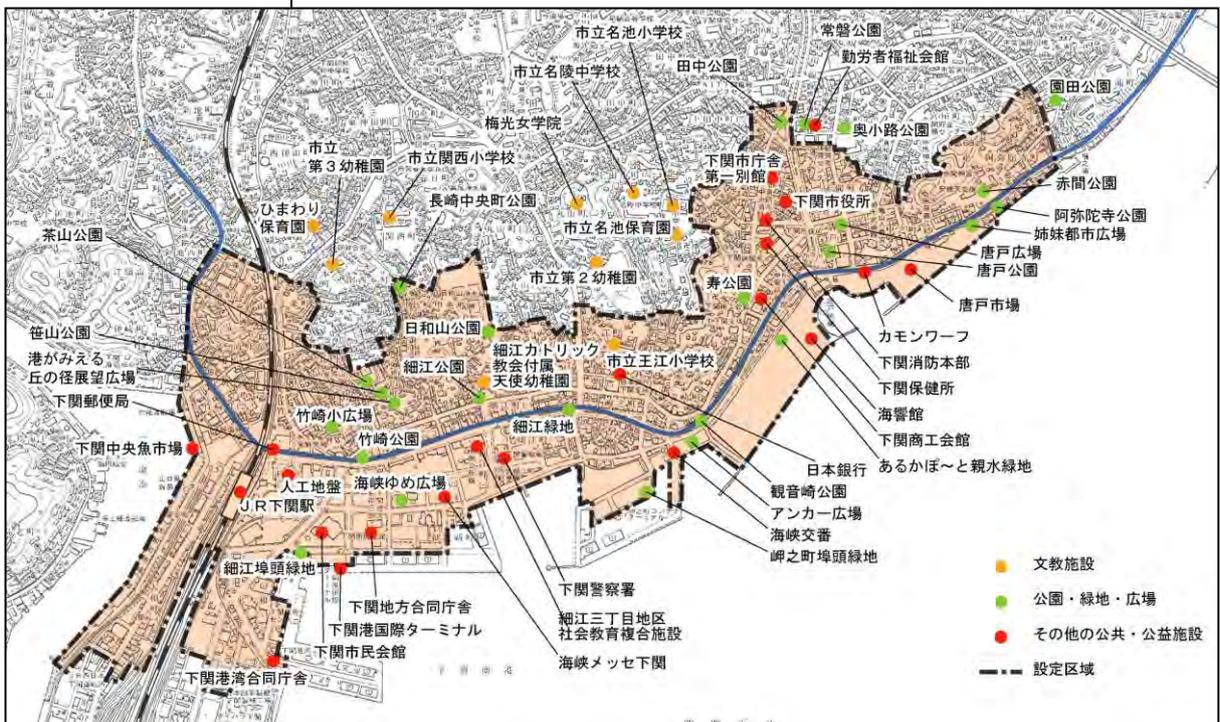
要 件	説 明																																								
<p>第1号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在として市町村の中心としての役割を果たしている地域であること</p>	<p>中心市街地は、面積としては市域の約0.3%（230ha/71,589ha）にすぎないが、商業、業務、並びに公共公益機能が集積しており、本市の中でも最も高い集積地となっています。</p> <p>○ 小売商業が集積</p> <ul style="list-style-type: none"> 小売商業では、店舗数、従業者数、年間販売額、売場面積のいずれについても本市全体の約4割が集積しています。 <p>▼商業の集積</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">中心市街地 (本庁地区)</th> <th style="text-align: center;">下関市</th> <th style="text-align: center;">対市シェア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗数</td> <td style="text-align: center;">1,130 店</td> <td style="text-align: center;">3,419 店</td> <td style="text-align: center;">37.1%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td style="text-align: center;">6,300 人</td> <td style="text-align: center;">17,747 人</td> <td style="text-align: center;">35.5%</td> </tr> <tr> <td>年間販売額</td> <td style="text-align: center;">1,185.61 億円</td> <td style="text-align: center;">2,931.06 億円</td> <td style="text-align: center;">40.5%</td> </tr> <tr> <td>売場面積</td> <td style="text-align: center;">145,781 ㎡</td> <td style="text-align: center;">383,770 ㎡</td> <td style="text-align: center;">38.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料：平成19年商業統計</p> <p>○ 相当数の業務機能が集積</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の事業所数（平成18年）のうち、中心市街地には約17%の事業所が集積し、従業者数も17%を占めます。特に、金融保険業は、市内にある事業所の約41%、従業者数の約62%が集積する経済の中心地です。 <p>▼事業所の集積</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">中心市街地 (対象区域)</th> <th style="text-align: center;">下関市</th> <th style="text-align: center;">対市シェア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数</td> <td style="text-align: center;">2,271 事業所</td> <td style="text-align: center;">13,319 事業所</td> <td style="text-align: center;">17.1%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td style="text-align: center;">20,986 人</td> <td style="text-align: center;">120,609 人</td> <td style="text-align: center;">17.4%</td> </tr> <tr> <td>金融保険業の事業所数</td> <td style="text-align: center;">107 事業所</td> <td style="text-align: center;">261 事業所</td> <td style="text-align: center;">41.0%</td> </tr> <tr> <td>金融保険業の従業員数</td> <td style="text-align: center;">2,427 人</td> <td style="text-align: center;">3,893 人</td> <td style="text-align: center;">62.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料：平成18年事業所・企業統計</p>		中心市街地 (本庁地区)	下関市	対市シェア	店舗数	1,130 店	3,419 店	37.1%	従業者数	6,300 人	17,747 人	35.5%	年間販売額	1,185.61 億円	2,931.06 億円	40.5%	売場面積	145,781 ㎡	383,770 ㎡	38.0%		中心市街地 (対象区域)	下関市	対市シェア	事業所数	2,271 事業所	13,319 事業所	17.1%	従業者数	20,986 人	120,609 人	17.4%	金融保険業の事業所数	107 事業所	261 事業所	41.0%	金融保険業の従業員数	2,427 人	3,893 人	62.3%
	中心市街地 (本庁地区)	下関市	対市シェア																																						
店舗数	1,130 店	3,419 店	37.1%																																						
従業者数	6,300 人	17,747 人	35.5%																																						
年間販売額	1,185.61 億円	2,931.06 億円	40.5%																																						
売場面積	145,781 ㎡	383,770 ㎡	38.0%																																						
	中心市街地 (対象区域)	下関市	対市シェア																																						
事業所数	2,271 事業所	13,319 事業所	17.1%																																						
従業者数	20,986 人	120,609 人	17.4%																																						
金融保険業の事業所数	107 事業所	261 事業所	41.0%																																						
金融保険業の従業員数	2,427 人	3,893 人	62.3%																																						

○ 行政、文化、観光施設などの公共公益施設が立地

- ・ 中心市街地には、国・県・市の行政施設、山口県総合国際センター、唐戸市場、カモンワーフ、海響館等多数の施設が集積しています。



▲ 主要観光施設・ホテルの集積分布 (再掲)



▲ 公共公益施設の分布 (再掲)

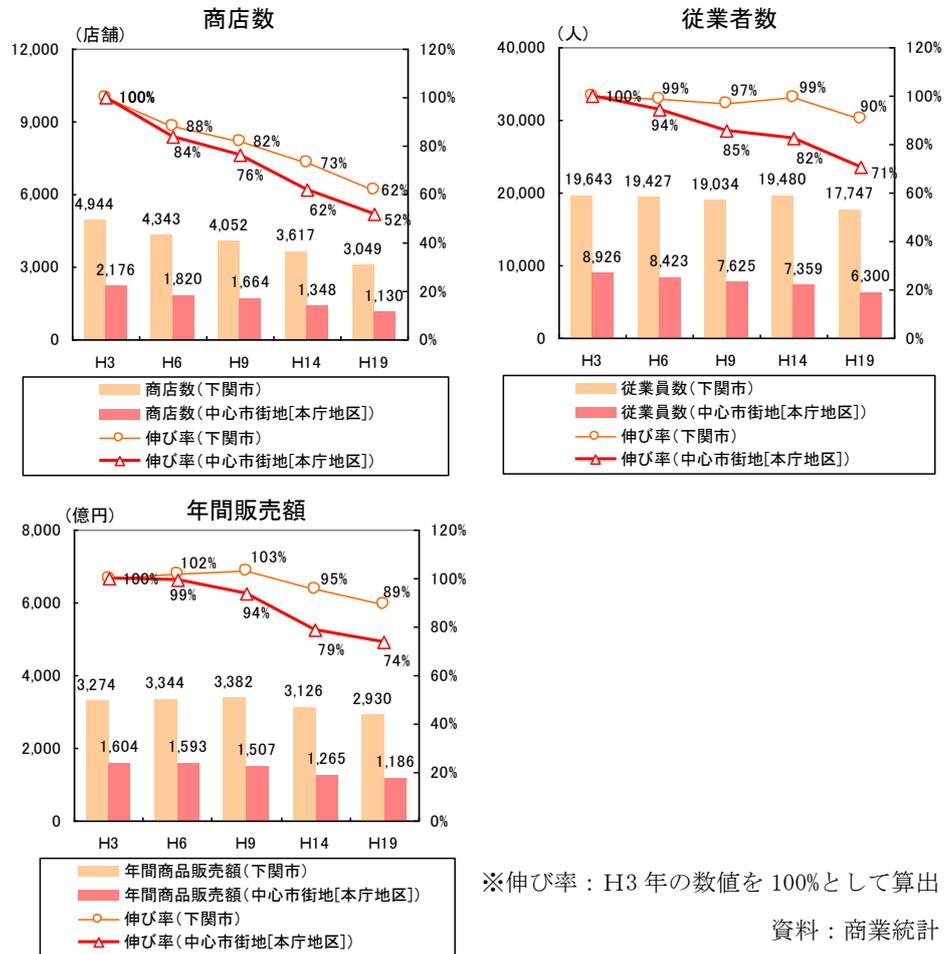
第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

○ 商店数、従業者数、年間販売額の減少

- 商業では、商店数、従業者数、年間販売額が全市的に減少する中で、中心市街地においては、いずれも全市を下回る減少傾向にあります。

▼小売業の商店数、従業者数、年間販売額



○ 事業所数、従業者数は減少し、集積力が低下

- 平成8年から18年にかけて、市全域の事業所数、従業者数が減少する中、中心市街地の各種事業所数も3,458事業所から2,271事業所に、従業者数28,366人から20,986人に減少しています。
- また、対市シェアにおいても事業所数・従業者数ともに減少しており、中心市街地への集積力の低下がみられます。

▼事業所数・従業者数

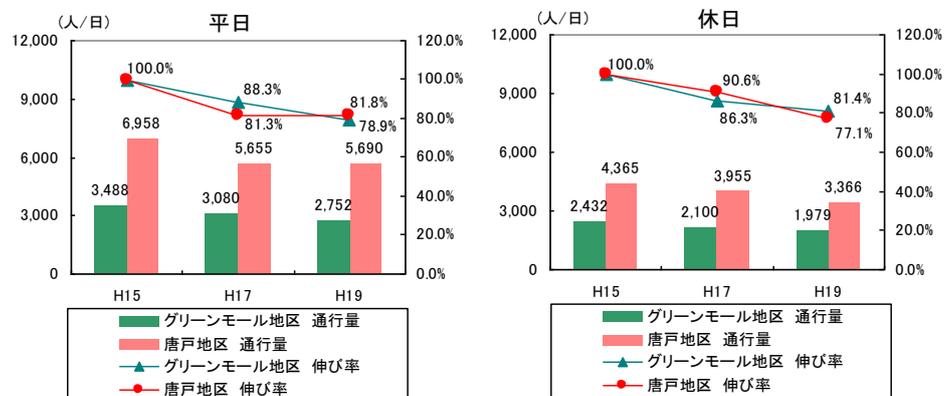
		中心市街地 (対象地区)	下関市	対市シェア
平成 8年	事業所数	3,458 事業所	16,481 事業所	21.0%
	従業者数	28,366 人	142,758 人	19.9%
平成 18年	事業所数	2,271 事業所	13,319 事業所	17.1%
	従業者数	20,986 人	120,609 人	17.4%

資料：事業所・企業統計

○ 中心市街地の歩行者通行量の減少

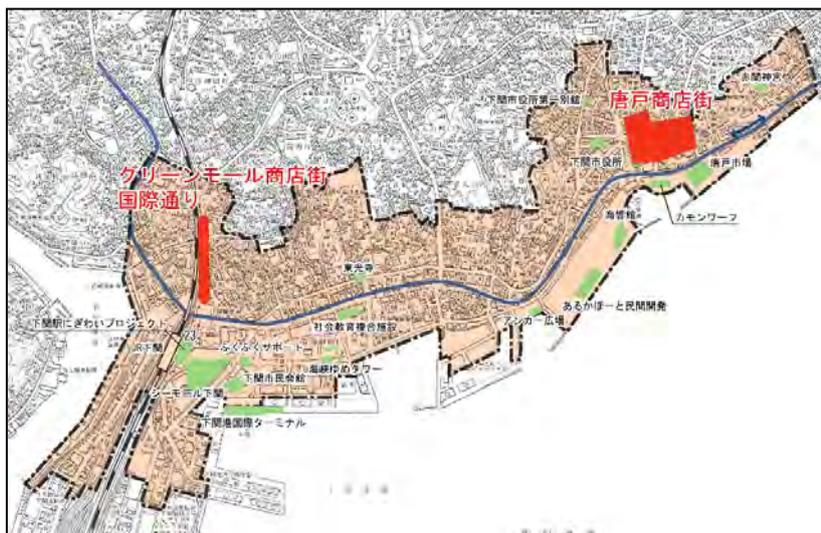
- ・ 中心市街地内の主要な商店街であるグリーンモール地区、唐戸地区では平日、休日ともに通行量が減少しており、平成19年は平成15年の約8割程度となっている。

▼歩行者通行量

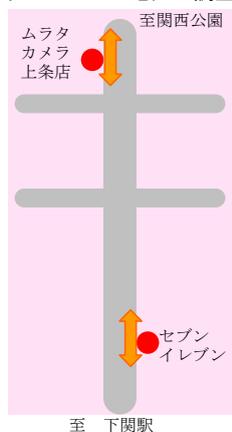


資料：下関市商工会議所

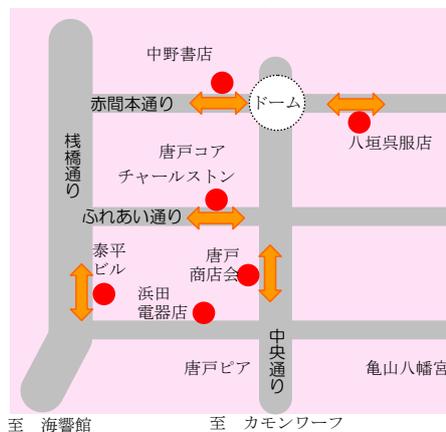
▼調査箇所



グリーンモール地区の調査箇所



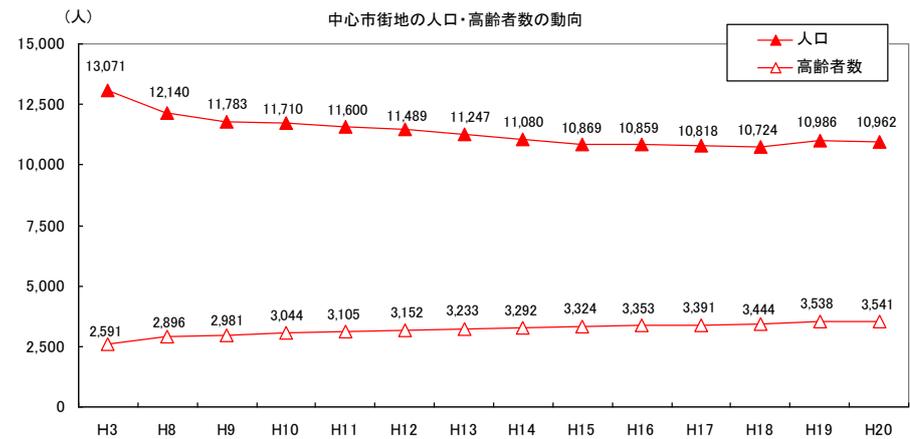
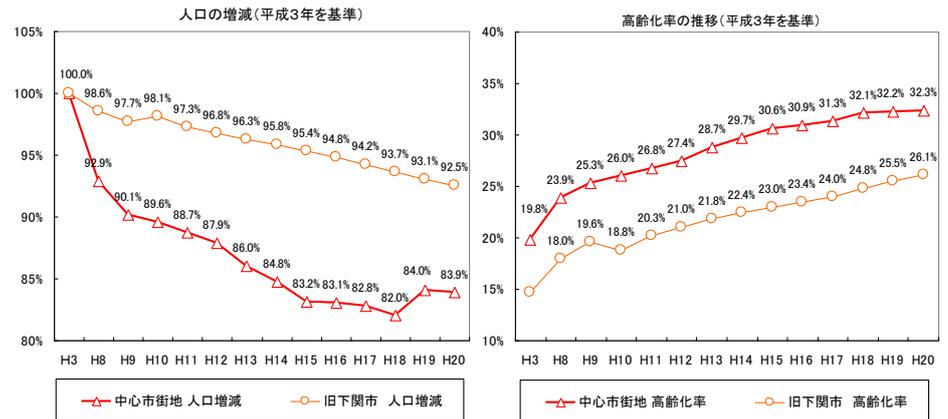
唐戸地区の調査箇所



○ **人口減少・高齢化の深刻化**

- ・ 中心市街地の人口は減少傾向にあり、平成3年を100とした場合、中心市街地では旧下関市全体の落ち込みよりも約9ポイント低く、83.9%(平成20年)まで落ち込んでいる。
- ・ 中心市街地の高齢化率は、旧下関市全体よりも約6ポイント上回って推移しており、平成20年に32.3%と約3人に1人が高齢者となっている。

▼ **中心市街地の人口・高齢化率**



資料：下関市住民基本台帳, 外国人登録

第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

- **中心市街地の活性化は、下関市総合計画、都市計画マスタープラン等との整合性をもって進めることとしており、中心市街地の発展は、下関市全域の発展に有効かつ適切である。**

(下関市総合計画との整合)

- ・ 本市は合併に伴い、新たに下関市総合計画（平成19年3月）を策定し、自然と人、人と人、ふれあいで輝く共創のまちづくりをめざして、自然と歴史と人が織りなす交流都市を目指すこととしている。中心市街地は、「中核市にふさわしい都市機能の集積を図る」拠点地区に位置づけられている。

(都市計画区域マスタープランとの整合)

- ・ 下関都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成16年3月、山口県策定）においては、「山陽・山陰から九州、アジアに広がる国際交流都市づくり」を基本理念に、本市の中心市街地は都市核として位置づけられており、中心市街地の再構築による拠点性の維持と、郊外部での市街地拡大を抑制し、コンパクトな都市づくりを進めるとしている。
- ・ 中心市街地の活性化を図ることは、社会資本が蓄積された当該地区におけるストックの有効利用に資することになり、コンパクトな都市づくりによる郊外市街地の拡散による財政負担の抑制にも結びつき、社会面、環境面、財政面での持続可能性に貢献する。

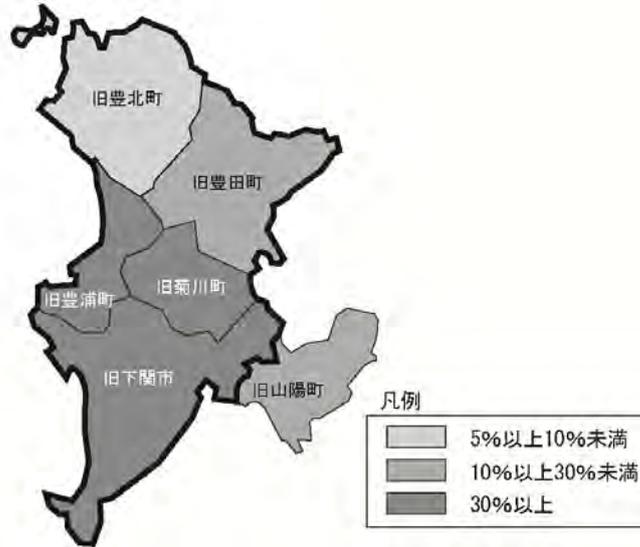
(下関市都市計画マスタープランにおける中心市街地の位置づけ)

- ・ 下関駅から唐戸にかけては、将来都市構造において「都市拠点」として位置づけているとともに、土地利用方針において、当該区域は本市の市街地中心部であり、観光・国際交流機能も集積しており、中核市にふさわしい魅力ある商業・業務地の形成を図るとともに、歴史的遺産等により形成された都市景観の整備・保全、にぎわい・回遊性のある基盤整備及び空間づくりによる活性化を図ることを定めている。

○ 本市中心市街地の発展は、旧下関市への通勤、商業吸引率から明らか
なように周辺市町の発展にとっても有効である。

- ・ 通勤では山陽町が旧下関市との関係が強く、買い物では、美祢市、山陽町との関係が強い。

▼旧下関市への通勤吸引率



資料：平成 12 年国勢調査

▼旧下関市への商業吸引率



資料：H14 年度山口県買物動向調査報告書

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

1. の[7]に掲げた中心市街地活性化の基本方針に基づき、以下の3つを中心市街地活性化の目標として設定し、将来に目指す街の姿を明確にする。

目標1：「歩きたくなる、回遊したくなる街」を実現する

⇒「方針1：街なか回遊の促進」を踏まえた目標

<目指す状態>

- ・ JR下関駅前の交通結節機能の改善により、駅前とグリーンモールや周辺商業施設、下関港国際ターミナル等との相互の人の流れができています。
- ・ 街なかの地域資源の紹介や、自転車や歩行者の快適な道路空間づくり、商店街の個性化等により、ウォーターフロント地区と国道9号を挟んだ旧市街地との間を散策する人が増えています。
- ・ 周辺からのアクセスの向上、公共交通サービスの向上により、拠点間や街なかに点在する各種施設間を行き交う人が増えています。

目標2：「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」を実現する

⇒「方針2：にぎわい・交流拠点の創出」を踏まえた目標

<目指す状態>

- ・ 下関駅賑わいプロジェクトにより2極の一翼を担う JR下関駅を中心とした都市拠点が形成され、市民をはじめ、市外や外国からの観光客が多く訪れ賑わっている。
- ・ 既に来訪実績を誇る唐戸地区の集客施設（海響館、カモンワーフ、唐戸市場）に加え、あるかぼーと地区では宿泊施設や旅客ターミナルが整い、多くの観光客が滞在している。
- ・ 観光客は、下関駅前をはじめ街なかに点在する歴史・観光資源を自由に見て回り、街なかでの滞在時間が拡大している。

目標3：「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」を実現する

⇒「方針3：街なか生活の再生」を踏まえた目標

<目指す状態>

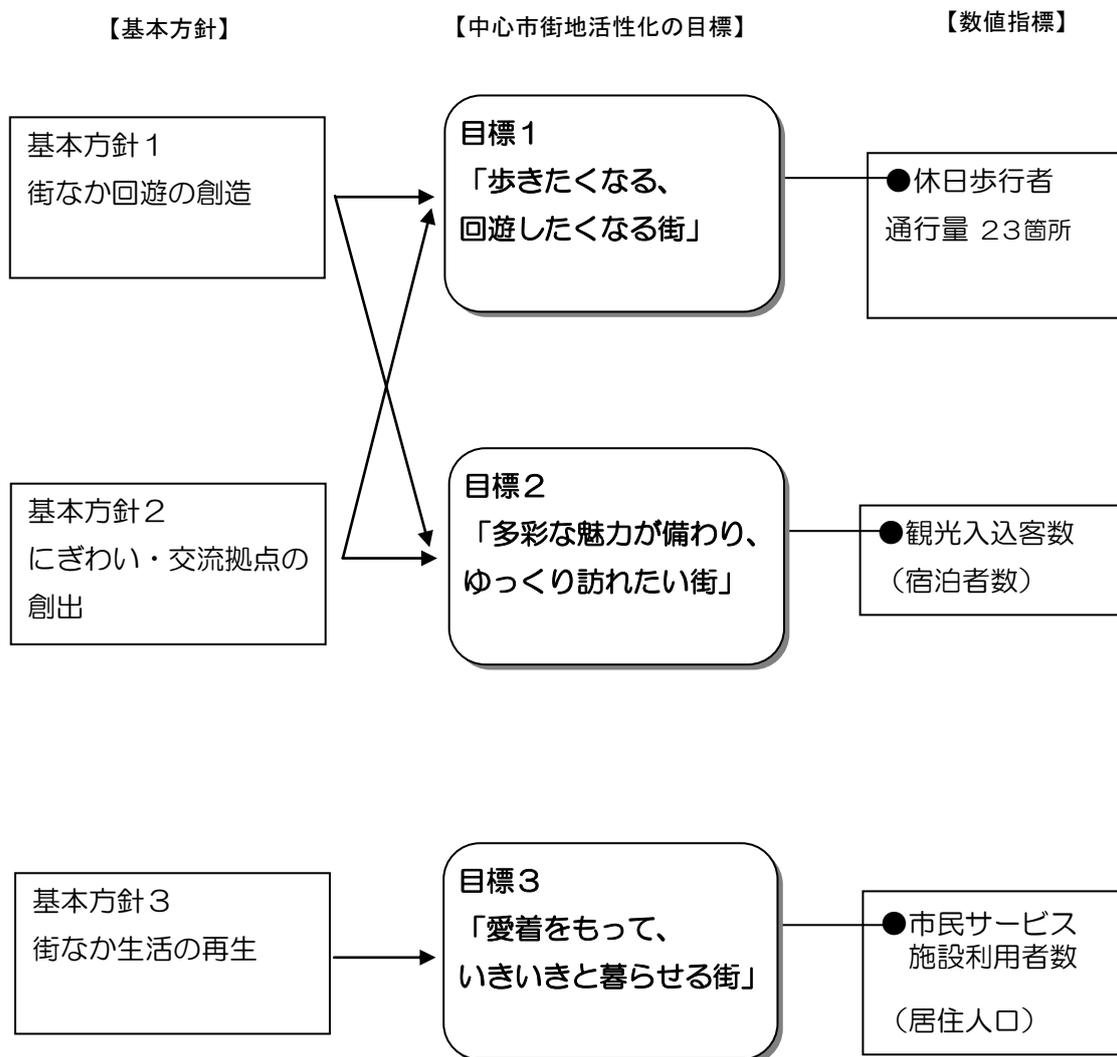
- ・ 高齢者にとっても安全な環境が整備され、身近な商店街での買い物や生活サービスが充実し、地域のコミュニティが醸成されている。
- ・ しものせき市民活動センターでの充実したサポートや社会教育複合施設の運営により、街なかでの活発な市民活動が展開されている。
- ・ ブランド化などにより下関産商品が広く認識され、また、歴史資源の活用や文化活動の展開により、市民の街への愛着や誇りが高まっている。
- ・ 老朽化した住宅が更新されるとともに、マンション等の建設が進み、市内外から住民が移り住んでいる。

[2] 目標年次の考え方

- ・ 本計画の計画期間は、平成 21 年 12 月から、事業の効果が発現すると見込まれる平成 27 年 3 月までの概ね 5 年 4 ヶ月間とし、その最終年度である平成 26 年度を目標年次とする。

[3] 数値目標の設定とその考え方

- ・ [1]を達成するための具体的指標（ものさし）として、成果指標にふさわしい数値目標項目を設定するとともに、その数値に関するフォローアップを行うことを通じて、達成状況の進行管理を図る。目標値は、これまでのすう勢とその要因、本計画に掲げた事業による効果（増分）を勘案して設定する。



※観光客宿泊者数、及び居住人口は市独自の目標・参考指標

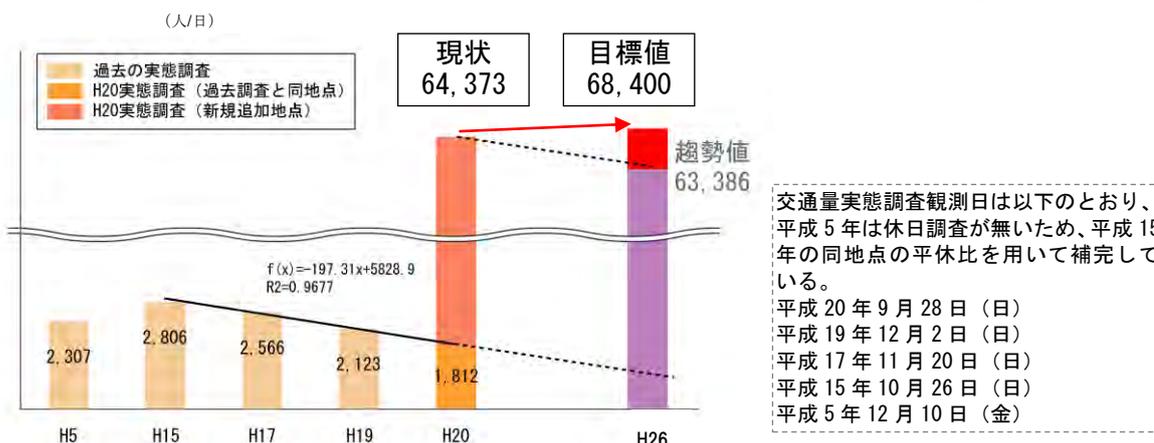
[4] 具体的な目標値の考え方

(1) 歩行者等通行量（休日）

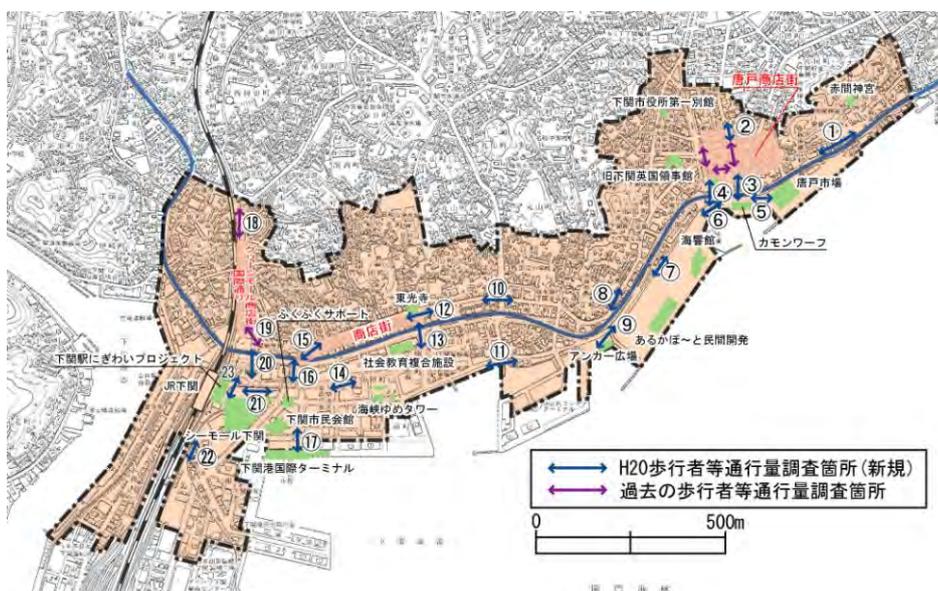


①歩行者等通行量の現況

- ・ 中心市街地の歩行者等通行量は、平成 19 年まで商店街等を中心に実態調査を行っている。
- ・ 今後、商店街のみならず臨海部や JR 下関駅・下関港国際ターミナル周辺等、中心市街地全体での回遊性向上を目指すため、平成 20 年度に、新たに過去の調査箇所を含む中心市街地全体での実態調査を行っている。
- ・ その結果、平成 5 年から平成 15 年にかけては、観光客の増大等を要因として歩行者通行量が増加しているが、平成 15 年以降は低下傾向にあり、平成 20 年では、平成 15 年の 65% (= 1,812/2,806) にまで落ち込んでいる。
- ・ 歩行者等の回遊性向上による賑わい形成に向けて、各種施策・事業を着実に展開し、このままでは低下が懸念される歩行者等通行量の維持、増大を図っていく必要がある。



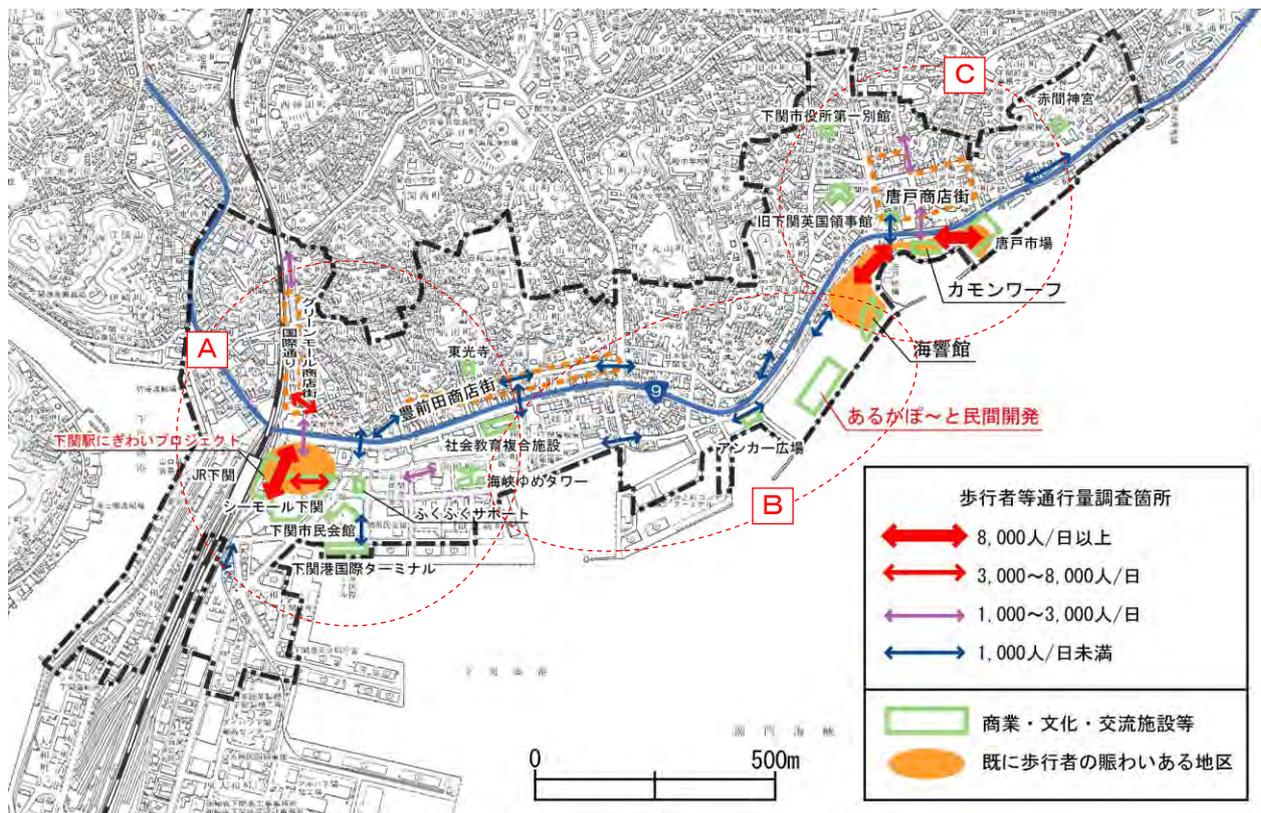
▲歩行者等通行量の推移



▲歩行者等通行量調査箇所

②歩行者等通行量増大の考え方

- ・ JR 下関駅前、及び唐戸地区の一部では、既に多くの歩行者が行き交っており、一定の賑わいが形成されている。
- ・ JR 下関駅前では、歩行者の賑わいは駅前に限定され、駅から東方向に 100m も離れると極端に通行量が減少し賑わいが不足しているため、下関駅にぎわいプロジェクトを核に、国際観光対策事業、国際通り整備事業、ふくふくサポート運営事業、社会教育複合施設運営により、既存施設を有効に活用し、市民及び観光客の回遊を駅前から周辺市街地に広げていく。・・・**A**
- ・ JR 下関駅周辺と唐戸地区の間の地区（中心市街地中央部）については、すべての調査箇所が 1,000 人/日未満と極端に賑わい形成が弱いため、あるかぼ〜と民間開発事業等により、東西方向の歩行者、自転車の通行量の増大を図る。・・・**B**
- ・ 唐戸地区では、唐戸市場や海響館等の集客により臨海部では東西方向の通行量が多いが、国道 9 号以北を横断する通行量が少なく賑わいが不足しているため、唐戸ふれあい商店街プロジェクト等により唐戸商店街の魅力を強化し、臨海部から国道 9 号以北の市街地に賑わいを波及させる。・・・**C**

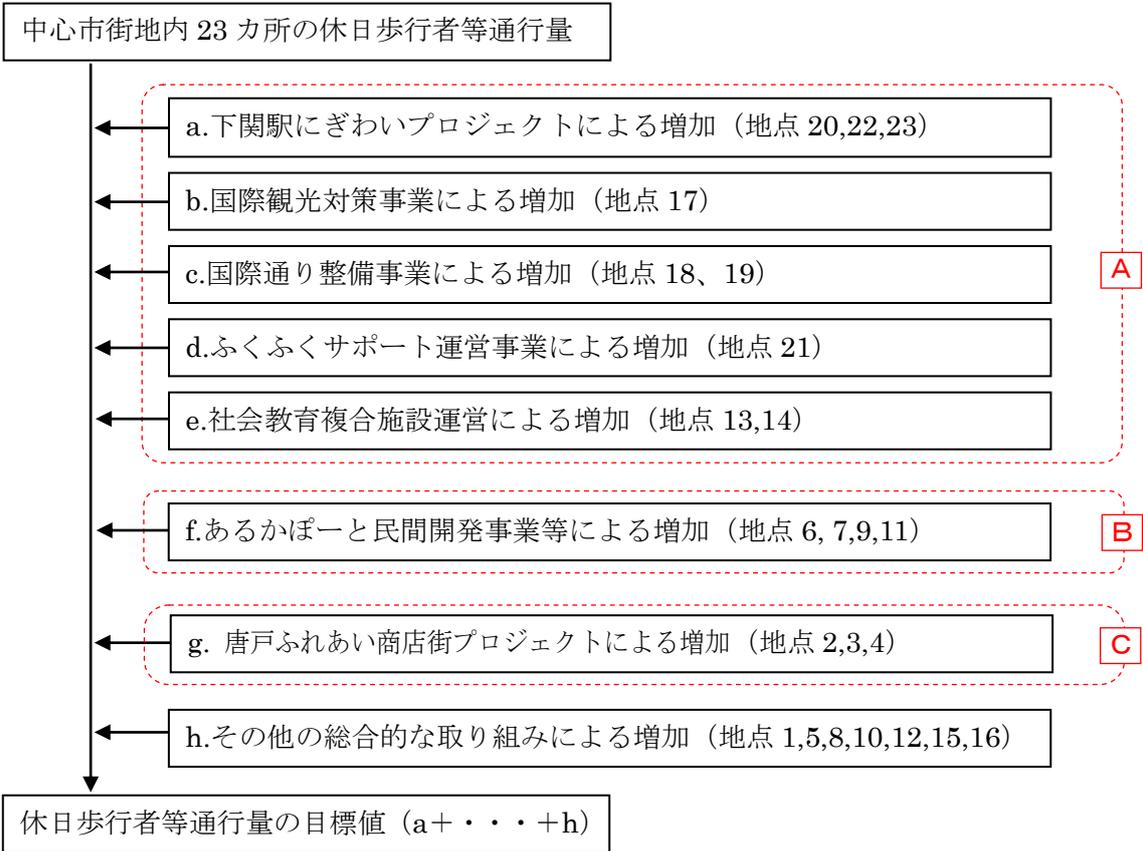


▲歩行者等通行の特徴と通行量増大の考え方

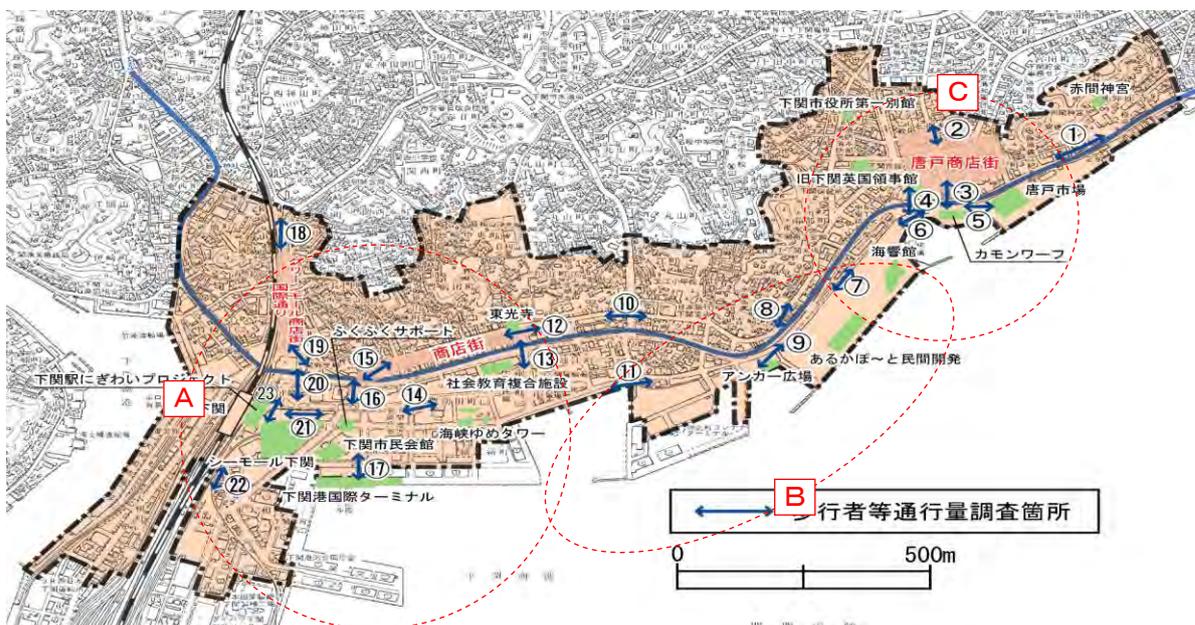
調査日：平成 20 年 9 月 28 日（日）、調査時間：7:00~20:00（13h 調査）

③歩行者等通行量の目標値設定フロー

- ・計画変更により計画の終期を当初設定していた平成26年3月から平成27年3月へ延長したが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、以下においては当初設定した平成25年度の数値をそのまま平成26年度の数値として読み替える。
- ・「歩きたくなる、回遊したくなる街」の達成については、各種施策・事業により増加する中心市街地内の休日の歩行者等通行量を目標値として設定する。



▼歩行者等通行量計測箇所



a) 下関駅にぎわいプロジェクトによる増加 (+1,050 人/日)

- ・開発ビルの整備を予定している駅東口（地点 23）については、県下最大規模のシーモール下関に隣接し、現状で 19,261 人/日の休日歩行者通行量があり一定の賑わいが備わっている。
- ・但し、郊外に大規模小売店舗の進出が見込まれ、駅周辺の商業施設では約 4%の販売力の低下が推測（次ページ参照）されるため、地点 23 はこの影響を受け、歩行者通行量（19,261 人/日）の半分が買物客と想定すると、9,631 人/日の 4%（-385 人/日）が減少し、18,876 人/日となる。
- ・このような状況に対して、下関駅にぎわいプロジェクトにより集客施設等床を 5,500 m²（福利施設床 2,800 m²集客施設 2,700 m²）を整備し、商業床 4,700 m²とあわせて約 64,200 m²（約 19%増）に増床を行う。

※シーモール下関の現況の店舗面積は 54,000 m²（大規模小売店総覧 2007）

- ・集客施設等の増床により、開発ビル前面の地点 23 の通行量は、福利施設以の増床割合（14%）の半分に相当する 7%（1,321 人/日）の増加を見込み、目標値を 20,197 人/日（+936 人/日）とする。
- ・下関駅にぎわいプロジェクトにより駅前の集客力が強化されるとともに、グリーンモール等の駅北東部につなぐ人口地盤のリニューアル、並びに駅南西部に新たに歩道等の動線を設けること等により、現在、人通りが少ない周辺市街地からの誘引が期待でき、グリーンモール商店街（地点 20）や、西華街（地点 22）を通過して周辺市街地から駅前にアクセスする買物客等が増加することが想定される。
- ・地点 20, 22 の通行量は、駅東口と同様の 7%増加を見込み、地点 20 は現状の 1,249 人/日から 87 人/日増加し、1,334 人/日となり、地点 22 は現状の 381 人/日から 27 人/日増加し 408 人/日を目標値と設定する。



▲下関駅にぎわいプロジェクトのイメージと歩行者通行量調査地点

<郊外への大規模小売店の出店に伴う中心市街地への影響について>

「下関市都市計画マスタープラン」の商業地・業務地の配置方針に基づき、新下関地区（伊倉）に 34,000 m²の大規模小売店の立地が予定されている。

下関市全体の商業施設の床面積は 383,770 m²（H19）であり、新下関地区（伊倉）に 34,000 m²の大規模小売店が立地することにより、市全体では 417,770 m²、8.8%の増床となる。

市内各地区における市民生活の向上の観点から、商業地・業務地の適切な配置が必要である反面、中心市街地以外の大規模小売店の立地は少なからず中心市街地に影響し、市民の消費動向に変化がなく、また大規模小売店の立地に伴う増床の影響を各地区が等しく受けるものと仮定した場合、新下関地区の増床分に相当する影響として、下関駅周辺地区は 8.1%（= 1-100%/108.8%）の販売力低下の影響を受けることが考えられる。

しかしながら、商業施設の集客要因は、価格のほか、商品や施設（店舗、接客等）の魅力、店舗規模、アクセス条件、地区ごとの消費者特性等により変化するものと考えられ、下関駅周辺地区は、鉄道、バスによる公共交通アクセスが市内で最も利便性が高く、また、市内唯一の百貨店が立地していること、周辺には文化施設等の集積があること等を踏まえ、販売力低下の影響を、4%（≒8.1%の半分）と設定する。



▲大型小売店の立地状況

b) 国際観光対策事業による増加 (+55 人/日)

・下関港国際ターミナルは、年間約 244,000 人/年（約 670 人/日）の観光客等の利用がある。そ

のうち韓国、中国等の観光客が約 200,000 人/年（約 550 人/日）を占めており、北部九州や山口県内をバスで観光し中心市街地を回遊することなく帰国していく。

- ・国際観光対策として、ターミナル内での周辺店舗等の情報提供、誘導サイン等の設置、中国語・韓国語等のガイドマップの作成等、ターミナルを核とした周辺商業施設等への回遊を促進する。
- ・ターミナルと周辺市街地をつなぐ人口地盤（地点 17）の休日通行量は、現在 338 人/日であり、国際観光対策により、外国人観光客の約 10%の 55 人/日が周辺市街地に回遊することを見込み、目標値を 393 人/日と設定する。

c) 国際通り整備事業による増加 (+200 人/日)

- ・グリーンモール商店街では、リトル釜山をテーマに定期的な小規模イベントの開催や、空き店舗を活用した観光情報機能を有する拠点施設の整備、各種 PR 事業等による商店街づくりを推進し、通りの賑わいを形成することとしている。
- ・休日のグリーンモール商店街は、現在、北端（地点 18）で 2,349 人/日、南端（地点 19）の駅近傍で 4,446 人/日と一定量が通行しているが、休日に閉店している店舗が多いこと等から、商店街を通過する歩行者等が多くを占め、賑わいが形成されているとはいえない状況にある。
- ・当該事業により、商店街を買い物や観光目的で訪れる利用者の拡大と回遊を図り、休日の商店街利用者を 100 人/日増加（現状の店舗数約 100 店）させることを目標に、地点 18、19 の通行量は、それぞれ 100 人/日増加の 2,449 人/日、4,546 人/日を目標値と設定する。

d) ふくふくサポート運営による増加 (+10 人/日)

- ・ふくふくサポートの利用者数は、現状の約 17,000 人/年（47 人/日）から、平成 26 年度には約 21,000 人（58 人/日、増加 11 人/日）とする目標値を設定している。
- ・ふくふくサポートは駅前に立地しているため、増加する利用者の 9 割に相当する 10 人/日が駅前から徒歩でアクセスすることを想定し、駅前からふくふくサポート等につなぐ人口地盤（地点 21）の休日通行量は、現在 3,683 人/日から、10 人が増加し、約 3,693 人/日を目標値として設定する。

e) 社会教育複合施設による増加 (+71 人/日)

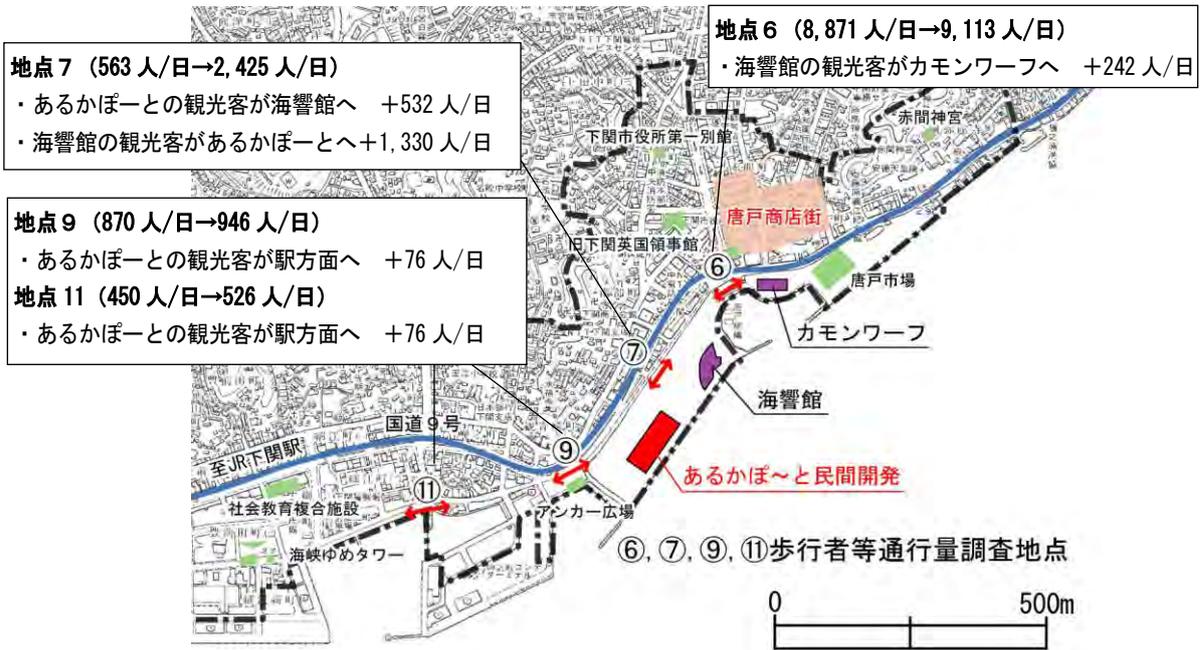
- ・社会教育複合施設は、平成 21 年度より民間活力を導入した効果的な運営を図ることで、将来の目標値を 250,000 人/年（685 人/日）と設定している。
- ・社会教育複合施設に徒歩でアクセスする利用者の割合は、施設のサービス圏と周辺の居住人口等から、約 10%※（69 人/日）とする。そのうち国道 9 号以北へ（から）の人の流れが 14 人/日（20%）、駅方面へ（から）の人の流れを 35 人/日（50%）と設定する。

※徒歩圏 10,375 人/サービス圏 105,858 人（本庁・彦島地区人口）

- ・また、徒歩以外の自動車等で来訪した利用者（616 人/日）についても、飲食や買い物等を目的に、その 5%に相当する 31 人が周辺に回遊するものとして、そのうち国道 9 号以北へ（から）の人の流れが 6 人/日（20%）、駅方面へ（から）の人の流れを 16 人/日（50%）と設定する。
- ・このため、国道 9 号以北への地点 13 の通行量は、現状の 312 人/日が 20 人/日増加し 332 人/日となり、駅方面への地点 14 の通行量は 2,340 人/日が 51 人/日増加し 2,391 人/日となる。

f) あるかぼーと民間開発事業等による増加 (+2,256 人/日)

- ・あるかぼーとに隣接する海響館や唐戸市場の運営事業により回遊魅力を高めることで、あるかぼーとへの休日観光入込客 1,519 人/日の 7 割に相当する 1,063 人/日が海響館に回遊し、その半分の 532 人/日が地点 7 を通過することを想定する。
- ・また、海響館運営事業により、海響館の観光入込客数は現状の約 600,000 人/年が約 1 割増加し 660,000 人/年 (3,799 人/日：平休比 4、年間休日数 110 日で算出) となることを見込み、その 7 割に相当する 2,659 人/日の半分の 1,330 人/日があるかぼーと方面に回遊し地点 7 を通過することを想定する。また、海響館からカモンワーフへの回遊 (地点 6) は、海響館の増分 60,000 人/年 (345 人/日：平休比 4、年間休日数 110 日で算出) の 7 割に相当する 242 人/日増加することを想定する。
- ・このため、地点 7 の通行量は、現状の 563 人/日から、532 人/日及び 1,330 人/日増加し、2,425 人/日を目標値として設定する。また、地点 6 は、現状の 8,871 人/日から 242 人/日増加し、9,113 人/日を目標値として設定する。
- ・さらに、現在ほとんど回遊が確認できない あるかぼーとから JR 下関駅方面への回遊についても、自転車通行環境モデル事業や下関港臨港道路整備による歩道確保等により、休日観光入込客 1,519 人/日の約 5%に相当する 76 人/日が、海峡ゆめタワー等のある駅周辺地区に回遊することを想定し、地点 9、11 の通行量は、現状の 870 人/日、450 人/日から、それぞれ 76 人/日増加の 946 人/日、526 人/日を目標値として設定する。



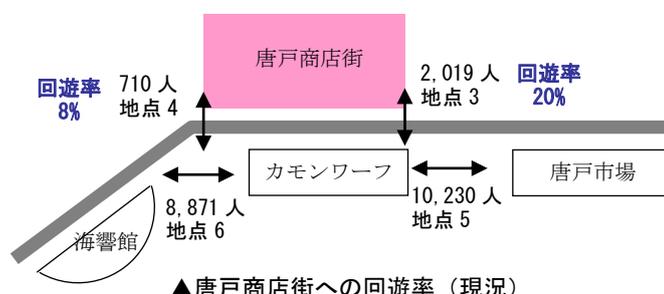
▲あるかぼーと民間開発事業等による増加地点

g) 唐戸ふれあい商店街プロジェクト等による増加 (+404 人/日)

- ・現在、唐戸市場やカモンワーフ、海響館に訪れる観光客の唐戸商店街への回遊率は地点 3 では 20%、地点 4 では 8%となっている。
- ・当該プロジェクトをはじめ、商店街活性化の各種取り組みによる観光魅力の向上に努め、地点 3 の回遊率を 1 ポイント向上させ、2,019 人/日から 129 人/日増加の 2,148 人/日とし、地点

4は回遊率を2ポイント向上させ、710人/日から177人増加の887人/日を目標値として設定する。

- ・また、唐戸商店街の近隣商業地としての利便性強化により、後背する住宅地からの利用者の拡大を図り、地点2の通行量は、現状の1,964人/日から、5%の増加(98人/日)により2,062人/日を目標値として設定する。



h) その他の総合的な取り組みによる増加 (+ α 人/日)

- ・その他、中心市街地内の歩行者等通行量の確保については、シーモール下関連携事業による集客性の向上、下関駅交通結節点としての機能強化、電線類地中化や竹崎シンボルロード整備による歩行快適性の向上、市街地内の映画ロケ地や金子みすゞや高杉晋作ゆかりの地を活用した街なか回遊促進事業、対岸の門司港を含めた関門地域の観光PR等の総合的な取り組みにより、集客・回遊の拡大を図る。但し、目標値には含めない。

④ 休日歩行者等通行量の目標値の設定(まとめ)

- ・現状の約64,373人/日から、6.3%増加の約68,400人/日を目標値として設定する。

▼ 休日歩行者等通行量の目標値

現況の休日歩行者等通行量(H20)	64,373 人/日
a) 下関駅にぎわいプロジェクトによる増加	1,050 人/日
b) 国際観光対策事業による増加	55 人/日
c) 国際通り整備事業による増加	200 人/日
d) ふくふくサポート運営による増加	10 人/日
e) 社会教育複合施設による増加	71 人/日
f) あるかぼーと民間開発事業による増加	2,256 人/日
g) 唐戸ふれあい商店街プロジェクト等による増加	404 人/日
h) その他の総合的な取り組みによる増加	+ α
休日歩行者等通行量の目標値(H26年度)	68,400 人/日
増分	4,046 人/日
増加率	6.3%

⑤ フォローアップの考え方

- ・歩行者等通行量は、毎年9月に下関中心市街地整備推進機構が行う歩行者等通行量実態調査に

基づき、各年の状況を把握する。

- ・中間年である平成 23 年度に目標指数の推移と施策・事業の進捗を確認し、活性化協議会、市等が一体となって評価を行い、施設運営の見直し・強化等、必要に応じて新たな施策の事業化を含めて目標の達成に取り組む。

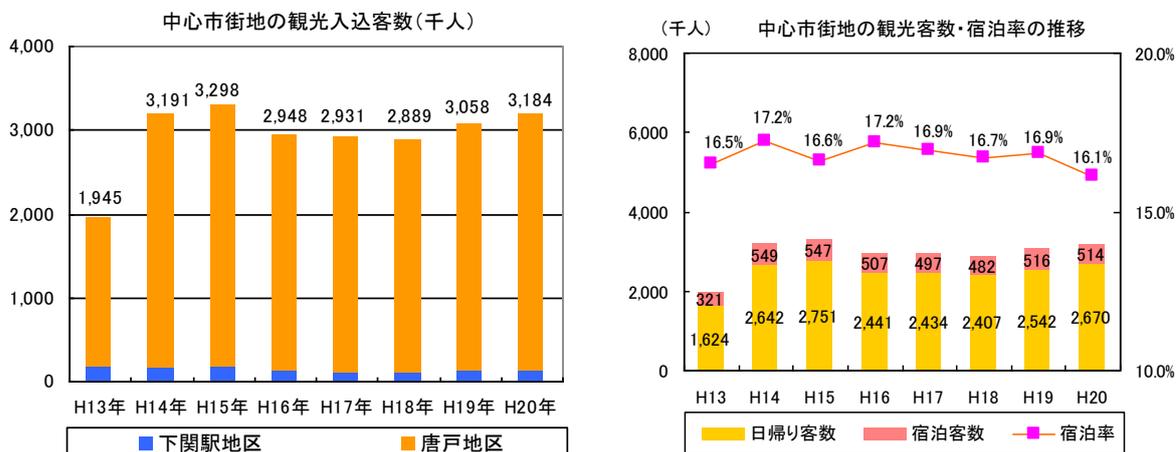
(2) 観光入り込み客数



※宿泊者数は、市独自の目標・参考数値

①観光入込客の趨勢

- ・中心市街地への観光入込客は、平成 14 年以降、年間約 300 万人で推移しており、圧倒的に唐戸地区への集客が高い。
- ・宿泊客は全体の約 17%で推移しており、唐戸市場の整備により観光客が激増した平成 14 年においても、宿泊者率に大きな変化は無い。

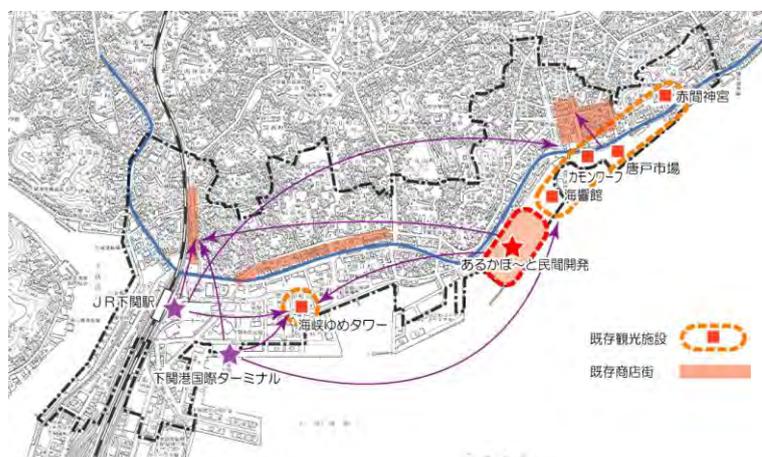


▲観光入込客、宿泊者率の推移

資料：下関市観光産業部観光振興課

②観光集客拡大の考え方

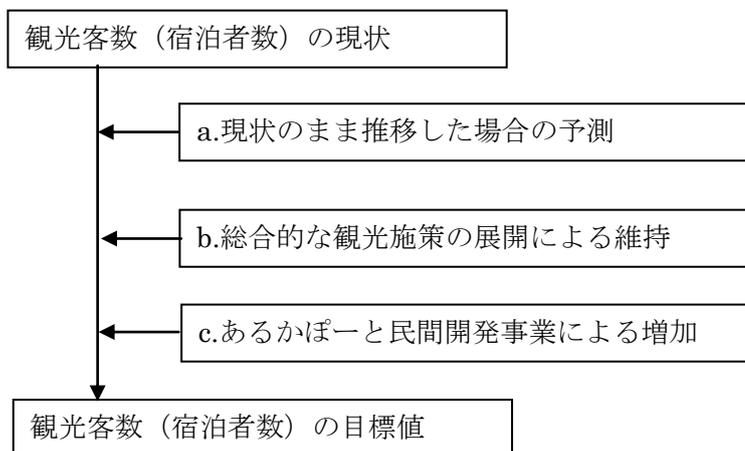
- ・唐戸地区の一定の集客に加えて、あるかぼーと地区において魅力ある集客拠点（観光施設と宿泊施設等）を整備し集客と滞在時間の拡大を図るとともに、既存の観光施設の活性化を図るため、JR 下関駅前への観光情報発信施設の整備、下関港国際ターミナルを核とした観光対策、既存商店街での観光対策、門司港地区と連携した観光 PR 等を一体的に推進し、観光客の集客と中心市街地全体への波及を促進する。



▲観光施設の整備と集客・回遊のイメージ

③観光客数の目標値設定フロー

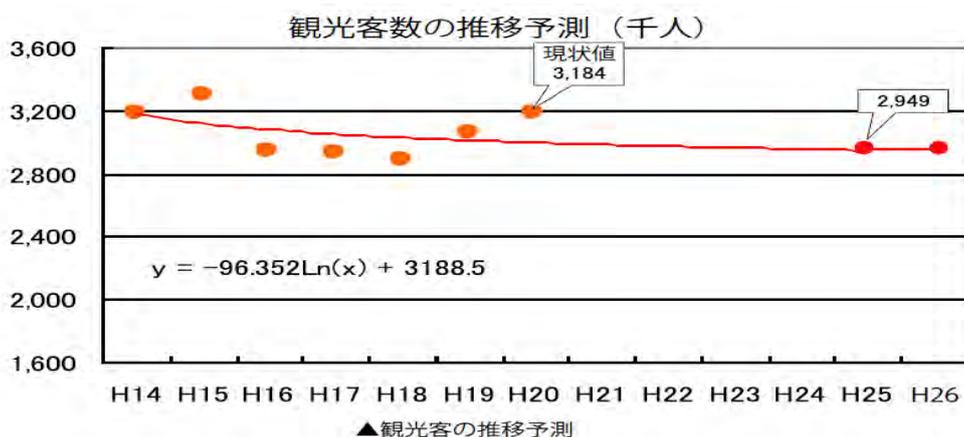
- ・計画変更により計画の終期を当初設定していた平成26年3月から平成27年3月へ延長したが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、以下においては当初設定した平成25年度の数値をそのまま平成26年度の数値として読み替える。
- ・目標値設定の考え方を以下に示す。



a) 現状のまま推移した場合の予測

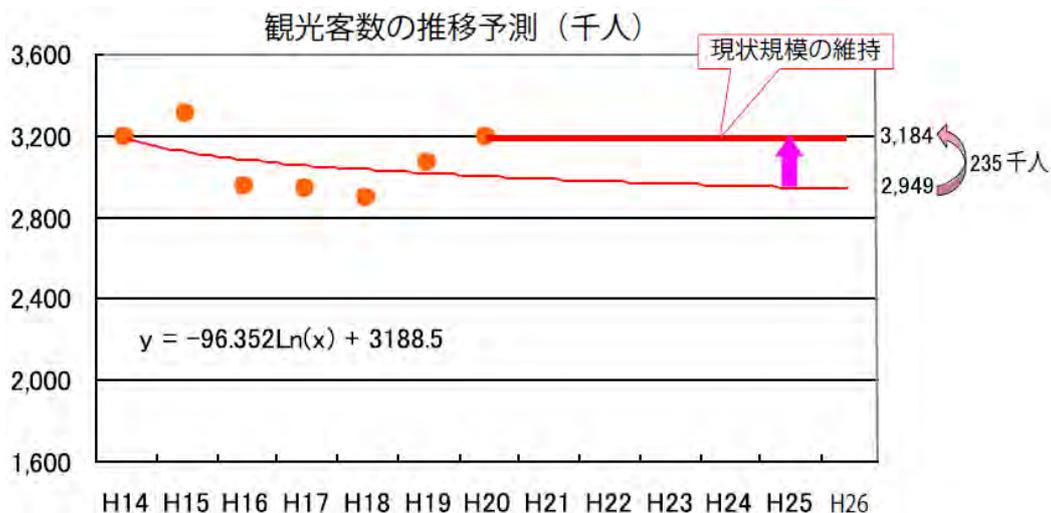
<観光客数（宿泊者数）の現状>

- ・新たに中心市街地の観光振興施策や事業展開を実施しない場合、観光客は年々減少し、平成20年の3,184千人/年から、平成26年には2,949千人（宿泊者数491千人）に低下すると予測される。



b) 総合的な観光施策展開による増加

- ・唐戸市場やカモンワーフ、海響館等の既存観光施設の活性化をはじめ、下関港国際ターミナルを核とした観光回遊促進、既存商店街での観光対策、門司港地区と連携した観光PR等を一体的に推進することにより、現状の3,184千人を維持することを目標とし、平成26年時点で予想される235千人の観光客の減少を食い止める。



▲総合的な観光施策展開による観光客の維持

▼現状規模を維持するために必要な 235 千人の内訳

主な観光施策	現状値 (千人/年)	増加率	増加人数 (千人/年)	補 足
唐戸市場振興事業	2,420	5%	121	来訪者の5%の増加を見込む
海響館利用促進事業	600	10%	60	来訪者の10%の増加を見込む
国際観光対策事業	244	10%	24	下関港国際ターミナル利用者の10%の増加を見込む
関門広域観光推進事業	3,490	1%	35	門司港地区観光入込客数の1%相当の増加を見込む
計	-	-	240	-

c) あるかぼーと民間開発事業による増加

- ・下関港あるかぼーと地区では、下関駅から唐戸地区へ続く海峡沿いの新たな賑わいの創出を図るため、ホテル、複合商業施設（物販・飲食、アミューズメント等）等により構成される集客拠点の整備を促進する。
- ・施設全体の集客数は、観光物販店、飲食店、アミューズメント施設等の集客床面積 19,000 m² から、528 千人/年^{※1}と想定する。

※1 集客原単位を休日 160 人/千m²/日、平日 40 人/千m²/日、年間の休日数 110 日として算定

- ・あるかぼーと民間開発は観光施設としての利用を想定しており、平休比を 4 倍、平日利用者の 1 割、休日利用者の 5 割を観光客と想定し、観光入込客を 187 千人/年と設定する。

▼あるかぼーとの観光入込客数の推計

	年間日数 (日/年)	平休比	年間利用者 (人/年)	観光割合	観光客 (人/年)	観光客 (人/日)
休日	110	4	334,273	50%	167,137	1,519
平日	255	1	193,727	10%	19,373	76
計	365		528,000		186,510	-

- ・残りの 341 千人/年は市民等の買い物客等が占めることを想定する。
- ・新たなホテル誘致に伴う宿泊客数は、中心市街地内の宿泊施設、及び導入施設の規模（部屋数 250 室）等を踏まえ、64 千人/年^{※2}を見込む。

※2 収容能力を 1 室あたり平均 1.5 人として 375 人/日と見込み、休日の稼働率を 85%、平日を 30%として算定



【整備例】

- ・ホテル棟：19階建て、200～300室
- ・複合商業施設：床面積18,000～20,000㎡
- ・駐車場台数：750台～850台

※公募事業者からの提案内容であり、確定したものではない。

▲あるかぼーと開発事業の概要

④観光客数の目標値の設定（まとめ）

- ・平成26年の観光入込客数の目標値を以下のとおり設定する。

▼観光入込客数の目標数値の設定

	観光入込客数 (千人/年)	宿泊客数 (千人/年)
観光客数(宿泊客数)の現状	3,184	514
a.現状のまま推移した場合の予測	2,949	491
b.総合的な観光施策の展開による増加	235	23
c.あるかぼーと民間開発事業による増加	187	64
観光客数(宿泊客数)の目標値	3,371	578
増加数	187	64
増加率(増加数÷現状)	6%	12%

※宿泊者数は、市独自の目標・参考数値

⑤フォローアップの考え方

- ・観光客数は、市が年ごとに実態の把握を行う。
- ・中間年である平成23年度に目標指数の推移と施策・事業の進捗を確認し、活性化協議会、市等が一体となって評価を行い、施策の見直し・強化等、必要に応じて新たな施策の事業化を含めて目標の達成に取り組む。

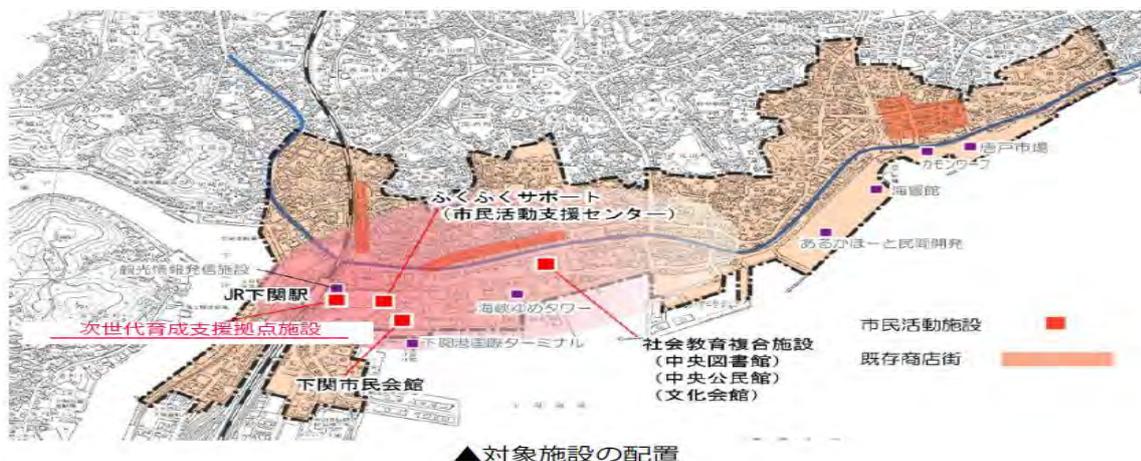
(3) -1 市民サービス施設利用者数



※複数施設の利用者数の合計値であり、現状の計測年度は施設によって違う

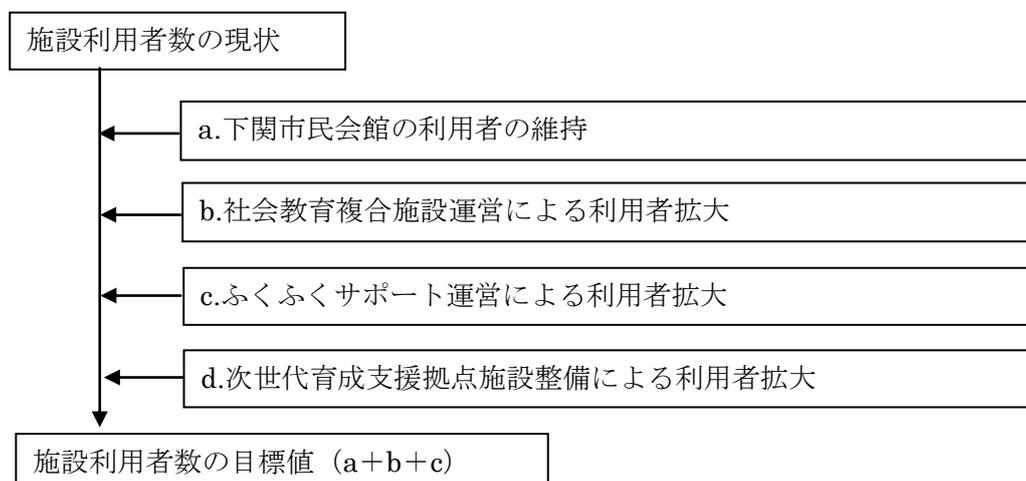
①対象施設と利用者数拡大の考え方

- ・ JR 下関駅周辺への市民サービス施設の集積立地と、効果的なサービスの提供を推進し、これまで街なかでは見られなかった市民活動を促進し、「愛着をもって生き生きと暮らせる街」の実現をめざす。
- ・ このため、下関市民会館、ふくふくサポート (H19 開館)、社会教育複合施設 (H21 開館)、次世代育成支援拠点施設の利用者数を対象とする。



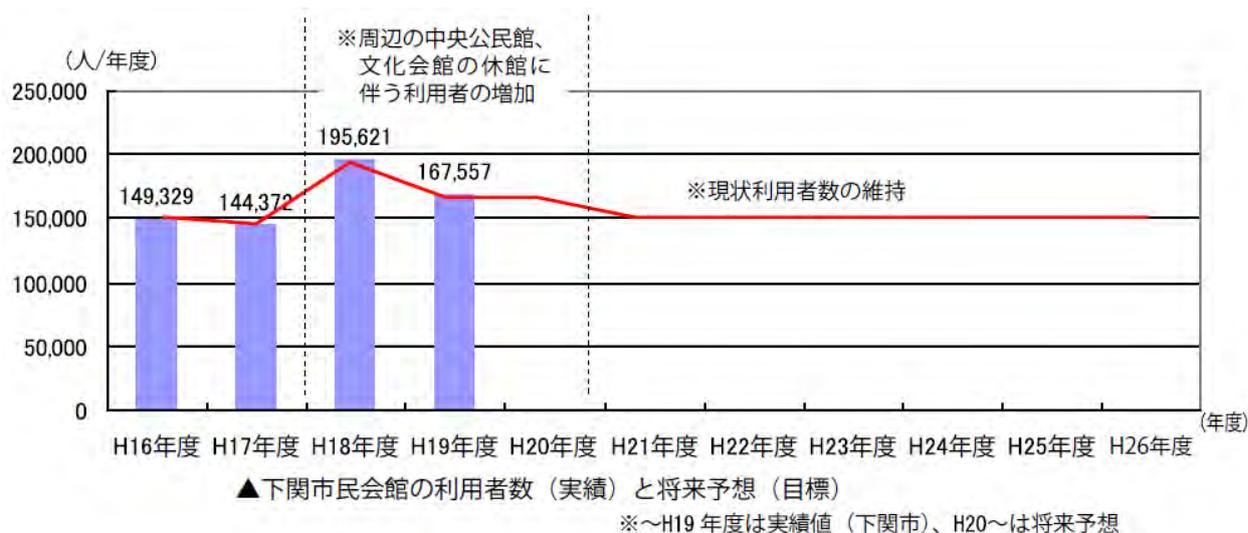
②将来施設利用者数の目標値設フロー

- ・ 計画変更により計画の終期を当初設定していた平成26年3月から平成27年3月へ延長したが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、以下においては当初設定した平成25年度の数値をそのまま平成26年度の数値として読み替える。
- ・ 中心市街地内に立地する公共施設のうち市民の主体的な文化・交流活動を支援する4施設を対象に利用を促進し、中心市街地内での市民活動によるにぎわいの醸成を図る。



a) 下関市民会館

- ・下関市民会館は、本市の芸術文化活動の拠点として、コンサートやイベント等の文化事業の実施、広報等による市民の文化活動の支援を行っている。
- ・施設は、大ホール、中ホール、展示室、会議室等で構成され、年間約 150 千人の利用がある。
- ・今後も、内外の芸術家による講演等の企画・実施とともに、市民の文化活動の奨励・推進を図ることにより、現状の利用実績を維持していくものとし、平成 26 年度の利用者数を 150 千人と設定する。



b) 社会教育複合施設

- ・平成 21 年度から運営を開始する社会教育複合施設は、図書館を中心市街地内に移転し既存の中央公民館、文化会館、婦人会館等と合わせて施設の再編を行い、市民の文化活動の拠点としての社会教育複合施設である生涯学習センターとして位置づけている。
- ・中央公民館、文化会館、婦人会館は、休館前は約 10 万 3 千人の年間利用者数の実績がある。
- ・下関図書館については、約 23 万 7 千冊（9 万 9 千人：但し中心市街地外）の年間利用がある。
- ・これら諸施設を総合的に整備する社会教育複合施設の利用者数の現状値は、年間約 10 万 3 千人といえる。（現状の図書館は中心市街地外のため除く）

▼社会教育複合施設の利用者数（現状）

		実績値			
		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
中央公民館	利用者数(人)	27,240	休館	休館	休館
文化会館	利用者数(人)	46,230	休館	休館	休館
婦人会館	利用者数(人)	29,350	休館	休館	休館
小計	利用者数(人)	102,820	休館	休館	休館
下関図書館	利用者数(人)	—	—	99,373	—
	貸出冊数(冊)	—	—	236,942	—

- ・より質の高い公共サービスの提供と利便性の向上を図るとともに、市民と行政のシンボリック施設になることを目指し、積極的に民間の経営能力及び技術的能力を活用した整備・運営を行い、年間利用者数の拡大を図る。
- ・従前施設と比較して、図書館は市民のアクセス性が高い中心市街地に移転すること、並びに市民サービスに供する施設全体の規模（床面積）が約2倍に拡張されること、飲食・喫茶等の民間施設が併設されること等を踏まえ、供用後の利用者数は約5万人増加の25万人と設定する。

▼従前施設との比較

	現況施設の状況	社会教育複合施設
図書館	<p>下関図書館は地下1階地上3階建の鉄筋コンクリート造で、明治100年記念事業の一環として昭和44年に建設されたもので、老朽化が進み、構造面の不備や書庫容積の不足など機能的に限界にきている。</p> 	<p>■中央図書館 想定面積 約4,500㎡以上 主な施設内容：一般図書コーナー、参考図書コーナー、郷土資料コーナー、ITコーナー、AV鑑賞コーナー、作業室、事務室等</p> <p>■生涯学習施設 想定面積 約4,400㎡以上 主な施設内容：生涯学習情報コーナー、学習室、講堂、会議室、キッズルーム、自由談話スペース、大ホール、小ホール、楽屋、シャワー室、練習室、事務室等</p>
生涯学習施設	<p>中央公民館、下関文化会館及び下関市婦人会館は、各施設とも建設から30年～50年が経過し、施設の老朽化、設備関係の陳腐化が進んでおり、地元からもその改善を強く望まれている。</p> 	<p>■民間施設 主な施設内容：飲食・喫茶機能等</p> <p>■共用施設 主な施設内容：一般用出入口、総合エントランスホール、共用ロビー、展示ホール・ギャラリー、駐車場、駐輪場、外構施設等</p>



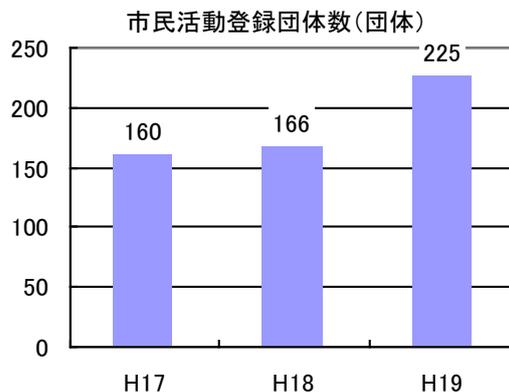
▲社会教育複合施設

c) ふくふくサポート（しものせき市民活動センター）

- ・平成19年5月に開館したふくふくサポートについては、アクセス性の高いJR下関駅周辺に立地し、従前の該当施設と比べホールや会議室等の施設内容の充実に加え、利用時間の延長、消費生活センターとの併設等とあわせ担当職員の増員等によりサービスの充実に向けている。
- ・この結果、平成19年度（H19.5～H20.3）には17,292人の利用実績がある。
- ・下関市の市民活動団体数も増加傾向にあり、ふくふくサポートが開館した平成19年の1年間には166団体から225団体に大幅に増加している。



▲ふくふくサポート（多目的ホール）



▲市民活動団体数の推移（下関市）

- ・今後は、施設の一角に中心市街地のまちづくりを活発に議論するための模型の設置を検討していくこと等を踏まえ、引き続きサービスの向上に努め、利用者の拡大を図る。
- ・ふくふくサポートの利用者数は開館後3年間、2,000人ずつ増加することを見込み、その後は一定の利用状況を維持していくことを目標として、平成26年度の利用者数を21千人と見込む。



▲ふくふくサポート利用者数（目標値）

※下関市、参考実績 17,739人（H20.1～H20.12）

d) 次世代育成支援拠点施設

- ・下関駅にぎわいプロジェクトの一貫として駅開発ビルに導入する次世代育成支援拠点施設は、交通結節点と一体的に子どもと保護者や祖父母が自由に遊び、交流したり、親が子育てを学んだり、情報を得ることができる施設を整備するものである。
- ・施設は、乳幼児や保護者への支援を行う子育てゾーンを中心に市民サークルやクラブ等が活動を行う交流ゾーン、市民の交流が活動成果の発表・表現を行う活動ゾーンで構成し市民の中心

市街地への来訪拡大とともに、愛着をもって生き生きと暮らせる街の実現を支えるものである。

- ・新たに整備する施設は、市内の既存類似施設の床面積あたりの利用者数（76 人/㎡/年）を参考に、子育てゾーンの整備規模（約 800 ㎡）等を踏まえ、平成 26 年度の年間利用者数を 60,000 人/年（164 人/日）と設定する。（76 人/㎡×800=60,800 人）

▼類似施設利用者数

	利用者数 (人/年)	床面積 (㎡)	施設利用原単位 (人/㎡)
ひかり童夢	33,600	228.5	147
ふくふくサポート	17,000	440	39
計	50,600	669	76

※下関市資料

③市民サービス施設利用者数の目標値の設定（まとめ）

- ・下関市民会館、社会教育複合施設（整備中）、ふくふくサポート、次世代育成支援拠点施設をあわせ、現状で約 270 千人の年間利用者数となっており、引き続き、「愛着をもっていきいきと暮らせる街」の実現に向けて各種市民サービス事業を展開することにより、平成 26 年度の年間利用者数は、78%増加の 481 千人とする。

▼市民サービス施設利用者数の目標値

	現状値(人/年)	目標値(人/年) H25	増加数(人/年)	増加率 (増加数÷現状値)
下関市民会館	167,557	150,000	0	0%
社会教育複合施設	102,820	250,000	147,180	143%
ふくふくサポート	17,292	21,000	3,708	21%
次世代育成支援拠点施設	—	60,000	60,000	—
合計	287,669	481,000	193,331	67%

※現状値の計測年度は以下のとおり

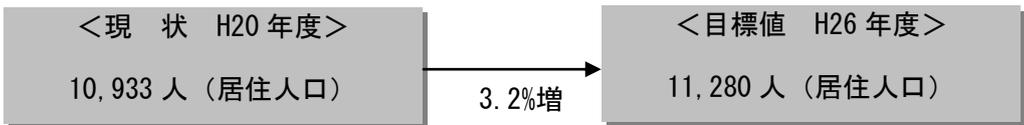
- ・下関市市民会館 H19 年度、社会教育複合施設 H17 年度、ふくふくサポート H19 年度

④フォローアップの考え方

- ・市民サービス施設利用者数は、施設管理者である市が各年度に利用者数の把握を行う。
- ・中間年である平成 23 年度に目標指数の推移と施策・事業の進捗を確認し、活性化協議会、市等が一体となって評価を行い、施設運営の見直し・強化等、必要に応じて新たな施策の事業化を含めて目標の達成に取り組む。

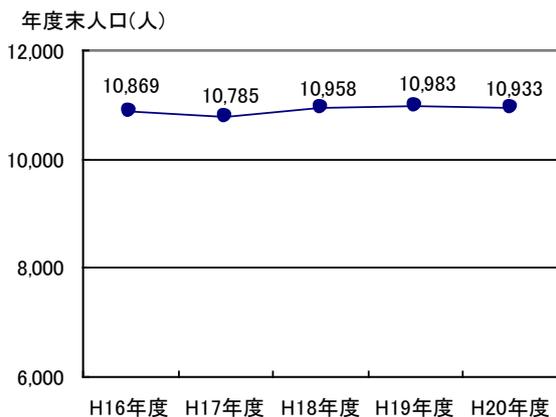
【市独自の目標・参考指標】

(3) -2 居住人口の社会増

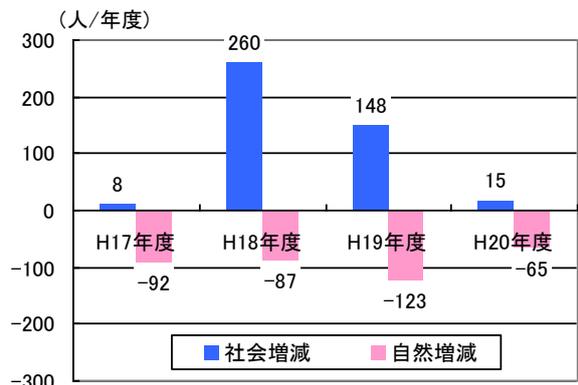


①人口の趨勢

・中心市街地の人口（年度末）は、平成 18 年度以降、マンションの建設などによる社会増（転入超過）により増加に転じたが、その後、社会増は鈍化し、平成 20 年度に再び減少し、近年は概ね横ばい傾向となっている。



▲近年の人口推移



資料：下関市住民基本台帳、外国人登録等

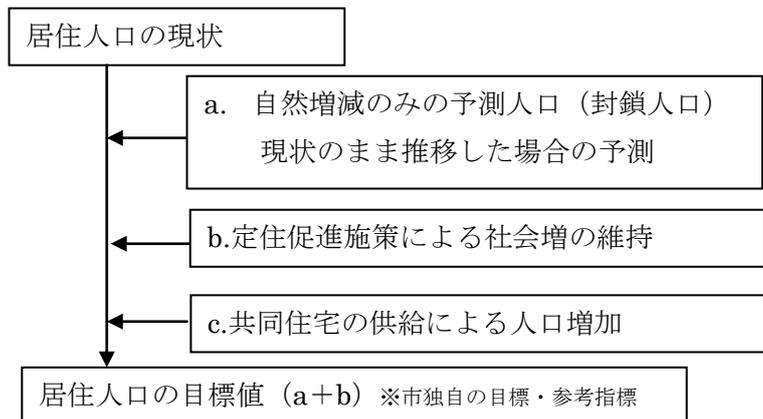
▲人口の社会増減と自然増減

②居住人口確保の考え方

・定住促進施策として市民の生涯学習や市民活動支援サービスの充実、道路等の生活基盤整備等により、街なかでの総合的な住みやすさを高め中心市街地外から移り住む人（社会増）の維持を図りつつ、共同住宅の供給を推進する。

③居住人口の目標値設定フロー

・計画変更により計画の終期を当初設定していた平成 26 年 3 月から平成 27 年 3 月へ延長したが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、以下においては当初設定した平成 25 年度の数値をそのまま平成 26 年度の数値として読み替える。



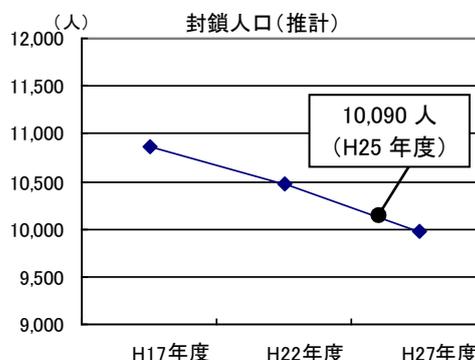
a) 自然増減のみの人口予測

- ・平成 20 年度（平成 21 年 3 月末）の中心市街地人口 10,933 人に対して、社会移動が無い場合、平成 26 年度（平成 27 年 3 月末）には 10,090 人（封鎖人口）に減少することが予測[※]され、計画期間内に約 850 人（約 170 人/年）が自然減少していくことになる。

※国立社会保障・人口問題研究所 H19.5 推計の出生率・生残率（山口県値）を用いて推計

▼封鎖人口の予測

年度	実績値	封鎖人口 推計値		
	H17	H22	H25	H27
人口	10,869	10,482	10,090	9,982



b) 定住促進施策による人口の維持

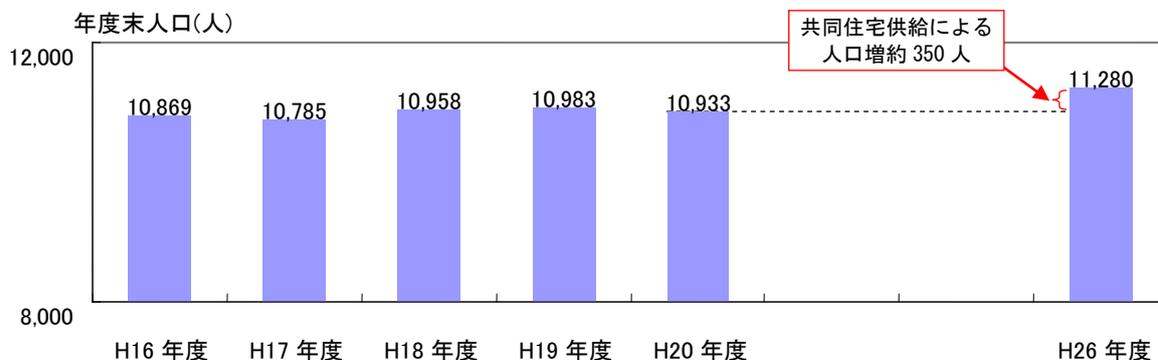
- ・街なか定住を促進する住宅相談支援やU J I ターンの促進、住宅・建築物の耐震化、密集市街地の老朽家屋の解体による緑地等の整備等、住宅関連施策の展開に加え、下関駅前への次世代育成支援拠点施設、ふくふくサポートや社会教育複合施設の運営等による市民活動の支援充実、道路のバリアフリー整備や自転車通行環境の整備、商店街の再生等により、住みやすい街づくりを総合的に進めることにより、自然減少を食い止める社会増(年度あたり約 170 人増加)を確保していくものとする。

c) 共同住宅の供給による人口増加

- ・中心市街地内の田中町、南部町、細江町等には遊休地が存在しており、民間による中高層住宅の建設を推進し、新たに平成 26 年度末までに 100~160 戸の住宅の供給を見込む。
 - ・世帯あたり人員を 2.2 人[※]として、160 戸×2.2 人/戸[※]=352 人となり、約 350 人の増加を見込む。
- ※下関市の世帯あたり平均人員

④居住人口の目標値の設定

- ・定住促進施策による人口維持と、共同住宅の供給による人口増加を見込み、目標年における居住人口は、平成 20 年度から約 350 人増加の 11,280 人と設定する。



▲居住人口の目標値

※H20 年度までは実績値、H26 年度は市独自の目標・参考指標

⑤フォローアップの考え方

- ・居住人口は、市が住民基本台帳及び外国人登録に基づき、各年度の実態の把握を行う。
- ・中間年である平成 23 年度に目標指数の推移と施策・事業の進捗を確認し、活性化協議会、市等が一体となって評価を行い、施策の見直し・強化等、必要に応じて新たな施策の事業化を含めて目標の達成に取り組む。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備 その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

【現状分析】

- ・ J R 下関駅前、唐戸地区とともに中心市街地の核として位置づけているが、平成 18 年に駅舎が焼失したまま高度利用がなされておらず、玄関口としてのシンボル性をはじめ、商業等の賑わいが不足している。また、駅からデッキ（人工地盤）への連絡には垂直移動が伴うなど、交通結節機能についても問題があり、中心市街地の活性化を牽引する拠点としての機能が弱い。
- ・ 国道 9 号をはじめ、竹崎園田線、下関臨港道路、海峡プロムナード等は、関門海峡沿いに東西に細長い中心市街地において唐戸地区と J R 下関駅前の 2 極の連絡を担う重要な動線であり、安全で快適な歩行環境等の形成に向けて道路の整備を進めてきたが、一部に未整備区間が存在し、市民や来訪者の歩行や自転車による回遊の障害となっている。
- ・ J R 下関駅周辺地区については、下関市交通バリアフリー基本構想における重点整備地区に指定し、歩道等の段差の解消等に取り組んできたが、特定経路上で未だ整備が完了していない区間が存在し、市民の買い物、通勤・通学等の日常生活に障害となっている。
- ・ 唐戸地区については、臨海部の集客施設が観光客で賑わう一方、祝祭日における駐車場待ちの自家用車による交通渋滞が問題となっている。

【市街地の整備改善の必要性】

- ・ 「多彩な魅力が備わりゆっくり訪れたい街」、「愛着をもって暮らしたい街」、「歩きたくなる、回遊したくなる街」、の実現を支える都市基盤としては、中心市街地の 2 極において魅力ある都市拠点機能を強化するとともに、2 極間の回遊性の確保に向け、安全で快適な動線を形成することが必要である。
- ・ J R 下関駅前、中心市街地の玄関口としてのシンボル性の具備、商業等の賑わいの醸成、鉄道とバス、周辺市街地等との円滑な交通結節機能の強化が求められており、これら必要な都市施設を公民連携により一体的に整備することにより、都市拠点の整備推進が必要である。
- ・ 唐戸地区と J R 下関駅前の 2 極を連絡する動線は、路線の特性に応じて自動車、バス、自転車、歩行者等、様々なモードに適切に対応しつつ、中心市街地内に点在する観光・公益施設を連絡する魅力ある回遊空間を形成する必要がある。
- ・ 唐戸地区は、祝祭日の交通渋滞の緩和とともに、商店街を中心として、下関商工会館をはじめ周辺の公共施設や住宅地を結ぶ生活動線を安全で快適な空間として整備することにより、商店街への回遊をはじめ、市民の暮らしやすい街の形成を推進する必要がある。

【フォローアップの考え方】

- ・ 事業の進捗調査を定期的実施し、効果の検証を行うほか、関係団体との十分な協議により、状況に応じて事業等の見直しや改善を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当無し

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 下関駅にぎわいプロジェクト</p> <p>●事業内容／ ・(仮称) JR下関駅開発ビル ・シネマコンプレックス、立体駐車場</p> <p>●実施時期／ H21～H26</p>	<p>下関市 ・民間</p>	<p>【位置づけ】 JR下関駅周辺について、開発ビル、駅前広場、駐車・駐輪場の整備により都市的魅力と交通結節機能の強化を図り、中心市街地の一極を担う都市拠点を形成する。</p> <p>【必要性】 下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。 開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多様な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。 駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。 アクセス性の高い開発ビルに次世代育成支援拠点施設を整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) (下関駅にぎわいプロジェクト地区)</p> <p>●実施時期 H21～H25</p>	<p>—</p>
<p>●事業名／ 下関駅にぎわいプロジェクト</p> <p>●事業内容／ ・次世代育成支援拠点施設 ・東南広場連絡通路 ・東口駅前広場 ・西口駅前広場 ・南口交通広場 ・下関駅東西連絡通路 ・市道竹崎町自歩道7号線 ・公衆トイレ ・市道竹崎町34号線 ・誘導サイン ・港湾道路(歩道) ・にぎわい通り整備事業 ・エリアマネジメント事業 ・人工地盤にぎわい創出事業 ・駐輪場管理施設整備事業</p> <p>●実施時期／ H21～H26</p>	<p>下関市 ・民間</p>	<p>【位置づけ】 JR下関駅周辺について、開発ビル、駅前広場、駐車・駐輪場の整備により都市的魅力と交通結節機能の強化を図り、中心市街地の一極を担う都市拠点を形成する。</p> <p>【必要性】 下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。 開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多様な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。 駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。 アクセス性の高い開発ビルに次世代育成支援拠点施設を整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(下関駅にぎわいプロジェクト地区)) (次世代育成支援拠点施設、東南広場連絡通路、東口駅前広場、西口駅前広場、南口交通広場、下関駅東西連絡通路、市道竹崎町自歩道7号線、公衆トイレ、市道竹崎町34号線、誘導サイン、港湾道路(歩道)、にぎわい通り整備事業、エリアマネジメント事業、人工地盤にぎわい創出事業、駐輪場管理施設整備事業)</p> <p>●実施時期／H21～H25</p>	<p>—</p>

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／竹崎メインストリート整備事業 ・道路種別/S 街路, 路線名/竹崎園田線, 事業延長/L=0.4 km</p> <p>●事業内容／歩道整備、電線類地中化、街路灯・植樹・サイン設置等 事業種別/改築 事業位置/下関市豊前田町1丁目～細江町1丁目</p> <p>●実施時期／H20～29</p>	下関市	<p>【位置づけ】 竹崎園田線は、国道9号を補完し、中心市街地の2極である下関駅と唐戸を連絡する軸を構成しており、歩道整備や街路灯の設置等を行うことにより、良好な街並み、及び歩行環境を形成する。</p> <p>【必要性】 良好な街並みや歩行環境を形成することは、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>●実施時期／H23～</p>	—
<p>●事業名／下関地区電線共同溝事業 ・道路種別/国道, 路線名/9号, 事業延長/L=1.0 km</p> <p>●事業内容／電線類の地中化 事業種別/改築 事業位置/下関市壇ノ浦町～南部町</p> <p>●実施時期／H18～21</p>	国	<p>【位置づけ】 国道9号は、中心市街地の2極である下関駅と唐戸地区を連絡する主要な動線のひとつであり、電線類の地中化を行うことにより、良好な街並み、及び歩行環境を形成する。</p> <p>【必要性】 2極を連絡する国道9号について良好な街並みや歩行環境を形成することは、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／道路事業</p> <p>●実施時期／H18～21</p>	—
<p>●事業名／自転車通行環境整備事業 (要素事業名：路線名) ・道路種別/市町村道, 路線名/丸山線, 事業延長/L=0.4 km ・道路種別/市町村道, 路線名/細江線, 事業延長/L=0.1 km ・道路種別/市町村道, 路線名/竹崎・細江線, 事業延長/L=0.5 km</p> <p>●事業内容／自転車レーンの整備（専用通行帯）、自転車歩行者道の整備（視覚による分離） 事業種別/交通安全 事業位置/下関市阿弥陀寺町～竹崎町1丁目</p> <p>●実施時期／H20～H28</p>	国・下関市	<p>【位置づけ】 中心市街地内の移動手段としてレンタサイクル等の利用促進に取り組んできており、社会資本整備総合交付金で支援されない国道9号の自転車通行環境整備事業と合わせ、自転車レーンの整備等を行うことにより、自転車等の交通死傷事故の減少と通行環境の改善を図る。</p> <p>【必要性】 東西に細長い中心市街地にとって、自転車は効果的な移動手段であり、自転車等の走りやすい道路空間を整備することは、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／社会資本整備総合交付金（道路事業）</p> <p>●実施時期／H20～H28</p>	—

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 下関市交通バリアフリー道路特定交通安全施設等整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路種別/市道, 路線名/茶山・竹崎線, 事業延長/L=0.3km ・道路種別/市道, 路線名/竹崎町28号線, 事業延長/L=0.1km <p>●事業内容／ 歩道整備(段差・凸凹の解消、歩道照明、勾配の改善、視覚障害者ブロックの設置等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業種別/交通安全 ・事業位置/下関市南部町～竹崎町1丁目 <p>●実施時期／ H21～24</p>	<p>国・ 下関市</p>	<p>【位置づけ】 下関市交通バリアフリー基本構想に基づき、交通安全事業統合補助事業で支援されない国道9号及び港湾事業(改修(特重)事業)で行われる細江臨港道路のバリアフリー事業と合わせ、特定経路のバリアフリー化を行い、歩行者等の安全性、快適性の向上を図る。</p> <p>【必要性】 バリアフリー整備により子どもからお年寄りまであらゆる市民、来訪者の安全で快適な移動を確保することは、「歩きたくなる、回遊したくなる街」とともに、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現にも必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金(道路事業)</p> <p>●実施時期／ H21～24</p>	<p>—</p>
<p>●事業名／ まちなか緑化推進事業</p> <p>●事業内容／ 老朽家屋の密集している市街地の緑化推進に係る補助金</p> <p>●実施時期／ H20～H29</p>	<p>下関市</p>	<p>【位置づけ】 老朽家屋の密集している市街地を対象に、老朽家屋の解体による緑地や広場の確保を促進し、中心市街地の居住環境を改善する。</p> <p>【必要性】 良好な居住環境の形成により、街なか居住を促進することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金(都市公園等事業と一体の効果促進事業)</p> <p>●実施時期／ H23～H29</p>	<p>—</p>
<p>●事業名／ “交通円滑化”街ナビ”事業</p> <p>●事業内容／</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場基礎調査 ・情報提供システム整備 ・交通連携実証実験、可能性調査 ・歩行者、自転車用案内マップ作成 <p>●実施時期／ H21～H25</p>	<p>下関市・民間 駐車場事業者</p>	<p>【位置づけ】 官民の駐車場の有効活用やカーナビやITと連携した情報システムの検証のほか、公共交通機関やレンタサイクル等について、総合且つ有機的な交通施策の構築を図り、道路渋滞の緩和と、回遊性向上を目指す。</p> <p>【必要性】 休祭日の慢性的な交通渋滞とあるかぼーと開発等大型事業による新たな駐車需要に対応して、情報提供と有機的な交通施策を構築することは、市民及び来訪者の快適な移動性と回遊性を確保し、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」、「歩きたくなるまち、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金(道路事業と一体の効果促進事業)</p> <p>●実施時期／ H21～24</p>	<p>—</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 下関花いっぱい計画推進事業</p> <p>●事業内容／ 下関駅前から唐戸迄の国道9号沿線へのボランティアによる緑化活動</p> <p>●実施時期／ H20～</p>	下関市・財団法人21世紀協会	<p>【位置づけ】 「花と緑」をキーワードに「身近なところから、出来ることから行動しよう」と下関のまちを花いっぱいに飾りつけ、来関されたお客様や地元住民に環境と景観に配慮した綺麗なまちづくりを目指し、下関駅から唐戸地区の国道9号沿道の緑化活動を行う。</p> <p>【必要性】 下関駅から唐戸地区に至る国道9号沿道は、中心市街地の東西を連絡する主要な連携・交流軸であり、地域住民自らの手による良好な街並みや歩行環境の創出は、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」や「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金（道路事業と一体の効果促進事業）</p> <p>●実施時期／ H22～H24</p>	—

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 下関港港湾緑地整備事業</p> <p>●事業内容／ 港湾緑地の整備 ・2.2ha</p> <p>●実施時期／ H3～H21</p>	下関市	<p>【位置づけ】 あるかぼーと地区において、市民や来訪者に憩いを与える場として、また、広く地域の人々に親しまれ、祭りやイベントなどの多目的に使用できる緑地として整備を行う。</p> <p>【必要性】 あるかぼーと地区の開発事業（宿泊施設、旅客ターミナル等）と一体的に、港湾緑地として海峡に面した場所にオープンスペースを確保することは、周辺施設を含めた滞在時間の拡大や快適な市民生活につながるため、「多彩な魅力が備わり、ゆっくりと訪れたい街」とともに、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 下関港港湾環境整備事業</p> <p>●実施時期／ H3～H21</p>	—
<p>●事業名／ 下関港臨港道路整備事業</p> <p>●事業内容／ 臨港道路の整備（車道部の改良、歩道の高質化）</p> <p>●実施時期／ H9～H25</p>	下関市	<p>【位置づけ】 下関港における物流基盤である本港地区から唐戸地区へかけて、港湾関連車両の走行性向上とともに、市民や観光客など歩行者の安全性、快適性を強化する。</p> <p>【必要性】 港湾物流の効率化や利便性の向上を図るため臨港道路の整備を行うことは、市街地内を回遊する市民や来訪者の安全性や快適性の向上につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金（港湾事業）</p> <p>●実施時期／ H9～H25</p>	—

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 下関駅にぎわいプロジェクト</p> <p>●事業内容／ (仮称)証明書発行所</p> <p>●実施時期／ H21～H26</p>	下関市	<p>【位置づけ】 市民の利用度が高い下関駅周辺において、行政サービスの窓口である(仮称)証明書発行所を設置し、市民の利便性の向上を図る。</p> <p>【必要性】 本事業により、市民の利便性が向上し、街なか生活の再生を図ることは「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)</p> <p>●実施時期／ H24～H25</p>	-

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ あんしん歩行エリア整備事業</p> <p>●事業内容／ 歩道整備 ・市道竹崎園田線 ・市道宮田町11号線</p> <p>●実施時期／ H21～24</p>	下関市	<p>【位置づけ】 唐戸地区において、市道の歩道整備を行うことにより、周辺住民の買い物や通学等における歩行者や自転車の交通死傷事故の減少と通行環境の改善を図る。</p> <p>【必要性】 唐戸地区の交通死傷事故の減少と通行環境の改善により、周辺住宅地から商店街等への安全な移動を確保することは、「歩きたくなる、回遊したくなる街」とともに、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	-	-
<p>●事業名／ 唐戸旅客ターミナル整備事業</p> <p>●事業内容／ 関門海峡を挟んだ下関側の玄関口としてのインフォメーション機能整備</p> <p>●実施時期／ H20～21</p>	株式会社安成工務店	<p>【位置づけ】 関門海峡を挟んで門司港レトロ地区との連携強化による広域的な観光振興に向け、下関側の玄関口としての機能向上を図る。</p> <p>【必要性】 渡船サービス施設に加え、収益施設を併設した新たな旅客ターミナルを整備することは、「歩きたくなる、回遊したくなる街」及び「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。</p>	-	-

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 民間公共駐車場設置推進事業</p> <p>●事業内容／ 中心市街地の区域のうち、駐車場整備地区及び商業地域を対象に、民間公共駐車場の設置促進を図るための助成金の交付</p> <p>●実施時期／ ～H28.3</p>	下関市・民間	<p>【位置づけ】 下関市民間公共駐車場設置奨励条例に基づき、一定規模の公共駐車場を新たに設置した民間に対して助成金を交付することにより駐車場の整備を促進し、違法駐車削減や自動車でのアクセス性の向上等、道路交通を円滑化する。</p> <p>【必要性】 駐車場整備により自動車でのアクセス性の向上を図るとともに、違法駐車削減を促進することは、街なかへのアクセスや回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	—	—
<p>●事業名／ 志士の杜整備事業</p> <p>●事業内容／ 下関駅周辺への維新の志士群像の建立</p> <p>●実施時期／ H20～H21</p>	志士の杜推進実行委員会	<p>【位置づけ】 下関市の新たなまちづくりの先駆けとして、高杉晋作や白石正一郎など維新の志士の息吹を現代によみがえらせ、維新発祥の地・下関を国内外にアピールするその一環として、維新の志士群像を下関駅周辺に建立する。</p> <p>【必要性】 既にあるかぼと地区に建立されている「青春交響の塔」とともに、明治維新において重要な歴史の舞台となった下関市中心市街地をアピールすることは、街の個性化と市民の愛着の醸成につながるため、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	—	—
<p>●事業名／ 下関市環境美化事業</p> <p>●事業内容／ 路上喫煙等禁止 (ポイ捨て、ふんの放置、落書き)</p> <p>●実施時期／ H20～</p>	下関市	<p>【位置づけ】 中心市街地の2極である唐戸周辺地区から下関駅周辺地区に路上喫煙等禁止区域を指定することにより、良好な街並み、及び歩行環境を創出し、中心市街地の環境美化を図る。</p> <p>【必要性】 良好な街並みや歩行環境を創出することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」や「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	—	—

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 新消防庁舎消防防災体験学習施設整備事業</p> <p>●事業内容／ 体験学習施設「下関市消防防災学習館(火消鯨)」の整備。 (防災シアター、消火体験装置、119番通報体験装置、煙体験装置等の整備)</p> <p>●実施時期／ H24～H25</p>	下関市	<p>【位置づけ】 地域住民の安全・安心を確保し、市民の防火意識の高揚及び防災力の向上を図るため、集客効果の高い中心市街地エリアの消防庁舎内に消防防災学習施設を整備する。</p> <p>【必要性】 集客効果の高い中心市街地エリア内に、市民自らが防火・防災意識の高揚に取り組むことのできる消防防災学習施設を整備することによって、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」を実現させるために必要である。</p>	—	—

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設を整備の必要性

【現状分析】

- ・現在、市内で活動する市民団体は約 225 団体あり、年々、団体数の増加とともに活発な取り組みが展開されている。
- ・中心市街地においても、文化、保健・福祉、まちづくり、子どもの健全育成等の活動を行っており、中心市街地の活性化に寄与している。
- ・これら活動団体が求める支援内容としては、経済的支援に次いで、活動場所と情報の提供に対するニーズが高いが、中心市街地には海峡メッセや下関市民会館等の大型の会議場等は充実しているものの、公民館等の施設は老朽化が問題となっている。
- ・そこで、情報の収集、発信拠点として平成 19 年度に駅前に「しものせき市民活動センター」を開館するとともに、平成 20 年度には、老朽化している中央公民館、婦人会館、文化会館を建て替え、中央図書館と併せて総合的な生涯学習拠点（社会教育複合施設）の整備を進めている。

【都市福利施設を整備等の必要性】

- ・中心市街地の活性化にあたっては、観光客等の来訪者に対する魅力アップに加え、中心市街地内での市民の生活利便性を高めるとともに、市民の芸術文化活動、生涯学習やコミュニティ活動、ボランティア活動等を促進し、市民が活発で楽しい街の実現を図ることが必要である。
- ・駅前に開設した「しものせき市民活動センター」では、市内外から利用しやすい好立地を活かし、中心市街地の活性化につなげていく必要がある。
- ・建設事業に取り組んでいる社会教育複合施設の、施設運営においては、市民等の誰もが利用しやすく、楽しめるサービスを提供することで、中心市街地への市民の来訪頻度の拡大や賑わいの創出につなげる必要がある。
- ・駅前に立地する下関市民会館では、芸術文化に関する各種の公演や講演会、シンポジウム、大会等コンベンション開催の場、集いの場として、市民の芸術文化活動を推進していく必要がある。

【フォローアップの考え方】

- ・事業の進捗調査を定期的実施し、効果の検証を行うほか、関係団体との十分な協議により、状況に応じて事業の見直しや改善を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当無し

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 下関駅にぎわいプロジェクト (再掲)</p> <p>●事業内容／ ・(仮称) JR下関駅開発ビル ・シネマコンプレックス、立体駐車場</p> <p>●実施時期／ H21～H26</p>	<p>下関市 ・民間</p>	<p>【位置づけ】 JR下関駅周辺について、開発ビル、駅前広場、駐車・駐輪場の整備により都市の魅力と交通結節機能の強化を図り、中心市街地の一極を担う都市拠点形成する。</p> <p>【必要性】 下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。 開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市の魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。 駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。 アクセス性の高い開発ビルに次世代育成支援拠点施設を整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) (下関駅にぎわいプロジェクト地区)</p> <p>●実施時期 H21～H25</p>	<p>—</p>
<p>●事業名／ 下関駅にぎわいプロジェクト (再掲)</p> <p>●事業内容／ ・次世代育成支援拠点施設 ・東南広場連絡通路 ・東口駅前広場 ・西口駅前広場 ・南口交通広場 ・下関駅東西連絡通路 ・市道竹崎町自歩道7号線 ・公衆トイレ ・市道竹崎町34号線 ・誘導サイン ・港湾道路(歩道) ・にぎわい通り整備事業 ・エリアマネジメント事業 ・人工地盤にぎわい創出事業 ・駐輪場管理施設整備事業</p> <p>●実施時期／ H21～H26</p>	<p>下関市 ・民間</p>	<p>【位置づけ】 JR下関駅周辺について、開発ビル、駅前広場、駐車・駐輪場の整備により都市の魅力と交通結節機能の強化を図り、中心市街地の一極を担う都市拠点形成する。</p> <p>【必要性】 下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。 開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市の魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。 駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。 アクセス性の高い開発ビルに次世代育成支援拠点施設を整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(下関駅にぎわいプロジェクト地区)) (次世代育成支援拠点施設、東南広場連絡通路、東口駅前広場、西口駅前広場、南口交通広場、下関駅東西連絡通路、市道竹崎町自歩道7号線、公衆トイレ、市道竹崎町34号線、誘導サイン、港湾道路(歩道)、にぎわい通り整備事業、エリアマネジメント事業、人工地盤にぎわい創出事業、駐輪場管理施設整備事業)</p> <p>●実施時期／ H21～H25</p>	<p>—</p>

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当無し

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 旧下関英国領事館保存修理事業</p> <p>●事業内容／ 建物・基礎地盤の改修</p> <p>・調査・研究等</p> <p>●実施時期／ H21～H25</p>	<p>下関市</p>	<p>【位置づけ】 旧下関英国領事館は、平成 11 年に国の重要文化財の指定を受けるとともに、現在は、夜間のライトアップや、「市民ギャラリー」等として活用中である。 この施設の長期的な保存を図るため、改修事業を実施する。</p> <p>【必要性】 明治時代、我が国の歴史の舞台となった下関市中心市街地に残る貴重な歴史的建造物であり、市民をはじめ、観光客が安全に利用できる環境を維持していくことは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 文化財保存事業費補助金（重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費）</p> <p>●実施時期／ H21～25</p>	<p>—</p>
<p>●事業名／ 下関駅にぎわいプロジェクト（再掲）</p> <p>●事業内容／ （仮称）証明書発行所</p> <p>●実施時期／ H21～H26</p>	<p>下関市</p>	<p>【位置づけ】 市民の利用度が高い下関駅周辺において、行政サービスの窓口である（仮称）証明書発行所を設置し、市民の利便性の向上を図る。</p> <p>【必要性】 本事業により、市民の利便性が向上し、街なか生活の再生を図ることは「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）</p> <p>●実施時期／ H24～H25</p>	<p>—</p>

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ボランティア・NPO推進事業</p> <p>●事業内容／平成19年5月に開館した「しものせき市民活動センター(ふくふくサポート)」の運営 ・会議室・多目的ホール等の市民への提供 ・市民活動情報の収集・発信(情報紙製作) ・市民活動に関する講座等の実施 ・調査・研究等</p> <p>●実施時期／H19～</p>	<p>下関市 ・NPO</p>	<p>【位置づけ】 NPO・ボランティア活動の活性化による市民と行政が連携したまちづくりの推進を図るため、市民活動団体と市とのネットワークづくりや、市民活動団体の育成・支援等を行う。</p> <p>【必要性】 市民が集まりやすい下関駅前において市民活動の支援等を行うことにより市民活動を促進することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>●事業名／細江町三丁目地区社会教育複合施設(仮称)整備運営事業</p> <p>●事業内容／施設整備と、民間事業者による施設運営、維持管理 ・中央図書館 ・生涯学習施設</p> <p>●実施時期／H19～</p>	<p>下関市 ・民間</p>	<p>【位置づけ】 老朽化した文化会館、中央公民館、婦人会館を解体し、中央図書館を含めた市民の生涯学習拠点の整備・運営を行う。</p> <p>【必要性】 下関駅前と唐戸地区の間に位置する当該地区において、市民の賑わいの核となる生涯学習拠点を整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要であるとともに、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現にも貢献する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>●事業名／第一別館保存事業</p> <p>●事業内容／市の指定有形文化財である下関市役所第一別館について、市出身者やゆかりの深い文化人、著名人の顕彰などの場として活用する</p> <p>●実施時期／H19～21</p>	<p>下関市</p>	<p>【位置づけ】 地域の歴史や文化に対する理解の醸成、及び地域間交流の促進を図るため、市の指定有形文化財である下関市役所第一別館を活用する。</p> <p>【必要性】 中心市街地内に残されている文化財を有効に活用し、地域の歴史や文化に対する理解の醸成、及び市民等の交流を促進することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 下関市民会利用促進事業</p> <p>●事業内容／ 芸術文化活動の推進及び環境の整備・充実</p> <p>●実施時期／ H21～</p>	<p>下関市・ 下関文化振興財団</p>	<p>【位置づけ】 街なかでの市民の芸術文化活動の推進を図るため、芸術文化に関する各種の公演や講演会、シンポジウム、大会等コンベンション開催の場、集いの場等として下関市民会館の利用を促進する。</p> <p>【必要性】 下関駅前に位置する市民会館の利用を促進し、市民の芸術文化活動を推進することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要であるとともに、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現にも貢献する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>●事業名／ 海峡メッセ下関利用促進事業</p> <p>●事業内容／ コンベンション施設等の運営</p> <p>●実施時期／ H21～</p>	<p>財団法人 山口県国際総合センター</p>	<p>【位置づけ】 国際交流の促進と産業・貿易の一層の振興を図るため、展示見本市会場、イベントホール、国際会議場、企業オフィス、パスポートセンター等に加え、シンボルタワーを併設した総合的、多目的なコンベンション施設の運営を行う。</p> <p>【必要性】 海峡夢タワーは、主要な観光スポットであるとともに、コンベンション施設において国際会議やイベントの開催を促進することは、中心市街地の集客に大きく貢献するとともに、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>●事業名／ 海響館利用促進事業</p> <p>●事業内容／ 芸術文化活動の推進及び環境の整備・充実</p> <p>●実施時期／ H20～</p>	<p>財団法人 下関海洋科学アカデミー</p>	<p>【位置づけ】 中心市街地の主要観光施設である海響館について、平成 21 年に拡張する「ペンギン村」のPRをはじめ、より魅力ある施設運営を行い、中心市街地への観光客の拡大をはじめ、市民や観光客の余暇活動の充実、海洋環境・環境保護等の学習機会等の提供を行う。</p> <p>【必要性】 年間約 60 万人が利用し、中心市街地内で集客力の高い海響館について施設の魅力を高め、新たな入館者の開拓やリピーターの確保を推進することは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／まちづくりセンター支援事業</p> <p>●事業内容／まちづくりセンターの設置、及び運営に係る支援</p> <p>●実施時期／H21～</p>	財団法人 下関21世紀協会	<p>【位置づけ】 中心市街地活性化協議会、まちづくり推進機構の設立を踏まえ、商工会議所、NPO、市民団体等を含め、まちづくりの担い手が恒常的に討議、活動を行う場として、まちづくりセンターの設置・運営を支援する。</p> <p>【必要性】 中心市街地において、まちづくりを推進する担い手が討議や活動の中核的拠点を確保することにより、まちづくりへの主体性の醸成が可能となるため、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	—	—

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

〔1〕 街なか居住の推進の必要性

【現状分析】

- ・平成 17 年まで中心市街地の居住人口は減少傾向にあったが、地価の下落等にもない遊休地ではマンションの建設などが行われ、平成 18 年には一度人口が増加に転じたが、その後再び減少傾向にもどっている。
- ・近年のマンション建設は一定規模の遊休地で行われており、今後は種地の減少とともに大規模なマンションの建設は鈍化していくものと考えられるが、未だ中心市街地内には遊休地が残されており、有効活用が求められている。
- ・中心市街地の一部では、竹崎町の木造密集市街地や笹山町や豊前田町・丸山町などの斜面住宅地などにおいて、空き地や老朽化した住宅等が多く存在する。
- ・中心市街地のなかで、特に、国道 9 号以北の街区公園等では、児童を対象に整備された遊具が老朽化しており、地区住民の年齢構成や 2 極をつなぐ公園など、公園に求められる機能に差異が生じている。

【街なか居住推進の必要性】

- ・今後、一層の街なか居住を促進するには、遊休地への共同住宅の供給を推進するとともに、斜面住宅地や既存商店街等の市街地での住宅の有効活用が必要となる。
- ・木造密集市街地の生活環境の改善にあたっては、居住者の多くが高齢者であり、一度に大規模な面的事業による居住環境の整備を図ることが難しいため、危険性の高い老朽家屋について解体を促進し、新たな住宅建設用地の確保や敷地の緑化を促進していく必要がある。
- ・老朽家屋や空き家の多い斜面住宅地等については、区域内外からの住み替えに伴う空き家の活用や、斜面住宅地の特徴を活かした住宅の建て替え等を促進する必要がある。
- ・遊具が老朽化した公園については、地区住民の意向を取り入れながら、高齢者向けの設備の導入を図ることで公園をリニューアルし、高齢者の外出機会の創出と健康増進を図る必要がある。

【フォローアップの考え方】

- ・進捗調査を継続的に実施し、効果の検証を行うほか、状況に応じて事業等の見直しや改善を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当無し

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当無し

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ まちなか緑化推進事業（再掲）</p> <p>●事業内容／ 老朽家屋の密集している市街地の緑化推進に係る補助金</p> <p>●実施時期／ H20～H29</p>	下関市	<p>【位置づけ】 密集市街地を対象に、老朽家屋の解体による緑地や広場の確保を促進し、中心市街地の居住環境を改善する。</p> <p>【必要性】 良好な居住環境の形成により、街なか居住を促進することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金（都市公園等事業と一体の効果促進事業）</p> <p>●実施時期／ H23～H29</p>	—
<p>●事業名／ 住宅・建築物耐震化促進事業</p> <p>●事業内容／ 木造一戸建て住宅を対象に市が無料にて耐震診断員を派遣し耐震診断を行う制度 木造一戸建て住宅の耐震改修及び建築物の耐震診断に係る補助金制度</p> <p>●実施時期／ H19～H27</p>	下関市	<p>【位置づけ】 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を図ることにより、災害に強いまちづくりに寄与する。</p> <p>【必要性】 災害に強い居住環境の形成により、街なか居住を促進することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業、住宅・建築物安全ストック形成事業）</p> <p>●実施時期 H19～H27</p>	—

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 危険家屋除却推進事業</p> <p>●事業内容／ 危険な空き家の除却に要する費用の補助</p> <p>●実施時期／ H25～</p>	下関市	<p>【位置づけ】 危険な空き家の除却に要する費用の一部を助成することによって、居住環境の向上を図る。</p> <p>【必要性】 市民生活の安全・安心と良好な生活環境を確保し、土地の有効活用を通じ、持続可能で魅力ある、活力あるまちづくりを図ることにより、街なか居住を促進することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>●実施時期／ H25～H29</p>	—
<p>●事業名／ 住宅改修助成事業</p> <p>●事業内容／ 住宅に係るエネルギーの使用の合理化の促進、高齢者・障害者への配慮に資する住宅改修を行う者に対する改修費用の補助</p> <p>●実施時期／ H25～</p>	下関市	<p>【位置づけ】 住宅に係るエネルギーの使用の合理化の促進、高齢者・障害者への配慮に資する住宅改修を行う者に対して改修費用の一部を助成することによって、居住環境の向上を図る。</p> <p>【必要性】 住宅の改修により良質な住宅ストックの形成を図ることにより、街なか居住を促進することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業と一体の効果促進事業）</p> <p>●実施時期／ H25～H29</p>	—
<p>●事業名／ 移住者新築住宅購入支援事業</p> <p>●事業内容／ 移住希望者への住宅購入助成・支援</p> <p>●実施時期／ H25～</p>	下関市・民間	<p>【位置づけ】 下関市への移住希望者に対し、新築住宅購入等の初期費用の負担軽減のため、官民が協働して助成・支援することで、人口流入を促進し定住人口の増加を図るとともに、併せて住宅投資により市内経済の活性化を図る。</p> <p>【必要性】 住宅購入の支援により街なか居住を促進することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>●実施時期／ H25～H29</p>	—

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当無し

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 共同住宅供給事業</p> <p>●事業内容／ 遊休地への中高層住宅の建設</p> <p>●実施時期／ H21～H25</p>	民間	<p>【位置づけ】 田中町、南部町、細江町などの遊休地に中高層住宅の建設を推進し、中心市街地への人口定着等を目指す。</p> <p>【必要性】 住宅の供給により、街なか居住を促進することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	—	—
<p>●事業名／ 住宅相談支援事業</p> <p>●事業内容／ 住宅相談窓口の設置</p> <p>●実施時期／ S46～H24</p>	下関市	<p>【位置づけ】 まちなかに住み続けたいと考える居住者ニーズに応えるため、住まいのリフォームや建替え等に対する相談や支援情報を提供する。</p> <p>【必要性】 安心して暮らしたいと考える居住者の不安に応えることにより、街なか居住を促進することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	—	—
<p>●事業名／ 斜面住宅地再生調査事業</p> <p>●事業内容／ 斜面住宅地の再生に向けた居住実態（居住者等意識）の調査</p> <p>●実施時期／ H21～H23</p>	下関市・財団法人下関21世紀協会	<p>【位置づけ】 斜面住宅地の道路整備や集合住宅建設等の再開発事業の可能性等を検討するための基礎的な調査を実施し、住宅地再生の取り組みを促進する。</p> <p>【必要性】 本事業を通じて斜面住宅地の再生と都心居住を促進することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	—	—
<p>●事業名／ U J I ターン促進事業</p> <p>●事業内容／ 定住情報提供</p> <p>●実施時期／ H19～ H21～中心市街地の情報提供を開始</p>	下関市	<p>【位置づけ】 市外から中心市街地、豊田・豊北地区や離島に定住しようとする方への情報提供を行い、下関市人口定住の促進を図る。</p> <p>【必要性】 定住の意思をもった市外居住者の、下関市居住の促進を図ることは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	—	—

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 中心市街地活性化チャレンジ資金融資</p> <p>●事業内容／ 中心市街地の空地や空き店舗などにおいて、小売業、飲食・サービス業、宿泊業等を営む際に必要となる設備、運転資金の融資</p> <p>●実施時期／ H21～ H25</p>	下関市	<p>【位置づけ】 中心市街地において、民間事業者、土地・建物所有者、商業団体等が新たな担い手となって中心市街地の活性化にチャレンジする際に、資金の融資を行うことで商業等の事業活動の活性化を図るとともに、店舗等と一体的に設置される住居も対象にすることで、定住促進も推進して行く。</p> <p>【必要性】 中心市街地における空地や空き店舗等の都市資源の有効活用を促進することは、街の賑わいの創出や魅力の強化につながるため、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要であるとともに、定住の促進を図ることは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である</p>	—	—
<p>●事業名／ 市有地等活用定住促進助成金事業</p> <p>●事業内容／ 移住のため市有地等を購入する者への助成</p> <p>●実施時期／ H24～</p>	下関市	<p>【位置づけ】 市外からの移住希望者の初期費用を軽減し、市外からの人口流入を促進すると同時に、遊休市有地等の売却を促進し、有効利用を図る。</p> <p>【必要性】 本事業により、人口流入を促進し、街なか生活の再生を図ることは「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	—	—
<p>●事業名／ まちなか住環境向上事業</p> <p>●事業内容／ 密集市街地の問題解消に向けた居住者等意識の調査</p> <p>●実施時期／ H24</p>	下関市	<p>【位置づけ】 老朽空き家等が増加している密集市街地において、住環境向上にむけた住民の意識調査を行い、今後の施策の検討材料としてのデータ収集・分析をする。</p> <p>【必要性】 本事業を通じて中心市街地の住みよいまちづくりを促進することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	—	—

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 下関市都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業</p> <p>●事業内容／ 公園への高齢者等に向けた遊器具の更新</p> <p>●実施時期／ H21～H30</p>	下関市	<p>【位置づけ】 中心市街地エリアは高齢化が進み公園内へ高齢者等に向けた遊器具を更新すると共に、孫と一緒に遊べるように児童遊器具の設置を行う。</p> <p>【必要性】 高齢化率が高く、遊器具の老朽化等が見られる公園で、地域が希望する高齢者等に向けた遊器具を更新し、高齢者が街なかで健康に暮らすことは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）</p> <p>●実施時期／ H23～25</p>	公園施設長寿命化対策支援事業を活用予定

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

【現状分析】

- ・ 中心市街地の商業活動は停滞しており、平成3年から平成19年にかけて小売販売額が約26%、店舗数が約48%と、ともに市全体の減少率を上回って減少している。
- ・ 商店街については、中心市街地内にグリーンモール、豊前田、唐戸等があり、グリーンモールでは「リトル釜山フェスタ」等により個性化が図られつつあるが、十分とはいえ唐戸地区では店舗数の減少など集客の低迷が続いている。
- ・ 一方、小売商業活動が停滞するなか、外国人を含め観光客は着実に増加している。
- ・ 近年の観光客増加の要因は、唐戸市場やカモンワーフ、海響館の整備によるものと考えられ、観光目的としては、ふくに代表される地元水産物を活用した料理の飲食をはじめ、関門海峡のダイナミックな景観や巖流島、赤間神宮等の市街地内の歴史的資源の鑑賞にある。
- ・ 外国人観光客については、下関国際ターミナルを利用して、九州を含み、下関市内外の温泉地等に観光周遊を行うケースが多く、中心市街地での回遊や消費は伸び悩んでいる。
- ・ 増加する観光客の約84%は日帰り客で占められており、海響館等の特定の施設を訪問するが、商店街等をはじめとする周辺施設に回遊していないことが問題となっている。
- ・ また、中心市街地の西端に位置する下関漁港は山口県下有数の水産物の水揚げ地であり、中心市街地の飲食店や小売店では、漁港から市場を通して新鮮な魚介類を仕入れ、観光客や市民に提供しており、本市の観光、産業活動、市民生活における下関らしさを支えている。

【商業の活性化の必要性】

- ・ 観光客で賑わう唐戸地区の既存観光施設に加え、中心市街地内では、JR下関駅ビルへの商業施設の導入やあるかぼーと地区への宿泊施設の導入を進めており、これら集客施設の整備を着実に推進し、街なかでの交流・滞在を拡大するとともに、周辺の既存商店街についても個性化等により来訪魅力を高め、増加する観光客を全体に波及させていく必要がある。
- ・ 特に、アジア方面から下関国際ターミナルに降り立つ外国人観光客については、中心市街地内の商業施設や観光施設への誘因を促進するため、案内・誘導機能を強化する必要がある。
- ・ 日帰り客中心の観光客を、できるだけ長く中心市街地に滞在してもらうため、核的な観光施設のみならず、既存商店街などを含め、多種多様な魅力が備わった街の形成を図るとともに、夜間のイベントや宿泊客に対するもてなし等を充実させ、ゆっくりと訪れたい街の実現を着実なものとしていく必要がある。
- ・ 水産都市といわれる本市の特徴を活かし、下関漁港の整備をはじめ、水産業振興に係る流通効率化や水産品のブランド化に取り組むことにより、中心市街地内の飲食店や小売店の活性化とともに、市民の街に対する愛着や誇りの醸成を育む必要がある。

【フォローアップの考え方】

- ・ 進捗調査を継続的に実施し、効果の検証を行うほか、状況に応じて事業等の見直しや改善を図る。

[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 大規模小売店舗立地法の特例措置</p> <p>●事業内容／ ・大店立地法の手続の簡素化の措置 ・対象地区：JR 下関駅地区、あるかぼーと地区</p> <p>●実施時期／ H21～</p>	下関市	<p>【位置づけ】 中心市街地内への商業施設の集積を促進するため、市内準工業地域への特別用途地区指定により、郊外への商業機能の拡散を防止するとともに、中心市街地においては、大規模小売店舗立地に係る各種手続きの簡素化により出店を促進し賑わいの創出を図る。</p> <p>【必要性】 中心市街地では、店舗数、小売り販売額が減少傾向にあるため、区域内の低・未利用地を活用して集客の見込める商業施設の立地を促進することは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 大規模小売店舗立地法の特例</p> <p>●実施時期／ H21～</p>	—

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 下関駅にぎわいプロジェクト（再掲）</p> <p>●事業内容／ ・（仮称）JR下関駅開発ビル ・シネマコンプレックス、立体駐車場</p> <p>●実施時期／ H21～H26</p>	下関市・民間	<p>【位置づけ】 JR下関駅周辺について、開発ビル、駅前広場、駐車・駐輪場の整備により都市の魅力と交通結節機能の強化を図り、中心市街地の一極を担う都市拠点形成する。</p> <p>【必要性】 下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。 開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。 駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。 アクセス性の高い開発ビルに次世代育成支援拠点施設を整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）（下関駅にぎわいプロジェクト地区）</p> <p>●実施時期 H21～H25</p>	—

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 下関駅にぎわいプロジェクト (再掲)</p> <p>●事業内容／ ・次世代育成支援拠点施設 ・東南広場連絡通路 ・東口駅前広場 ・西口駅前広場 ・南口交通広場 ・下関駅東西連絡通路 ・市道竹崎町自歩道7号線 ・公衆トイレ ・市道竹崎町34号線 ・誘導サイン ・港湾道路(歩道) ・にぎわい通り整備事業 ・エリアマネジメント事業 ・人工地盤にぎわい創出事業 ・駐輪場管理施設整備事業</p> <p>●実施時期／ H21～H26</p>	<p>下関市 ・民間</p>	<p>【位置づけ】 JR下関駅周辺について、開発ビル、駅前広場、駐車・駐輪場の整備により都市的魅力と交通結節機能の強化を図り、中心市街地の一極を担う都市拠点を形成する。</p> <p>【必要性】 下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。 開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。 駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。 アクセス性の高い開発ビルに次世代育成支援拠点施設を整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(下関駅にぎわいプロジェクト地区)) (次世代育成支援拠点施設、東南広場連絡通路、東口駅前広場、西口駅前広場、南口交通広場、下関駅東西連絡通路、市道竹崎町自歩道7号線、公衆トイレ、市道竹崎町34号線、誘導サイン、港湾道路(歩道)、にぎわい通り整備事業、エリアマネジメント事業、人工地盤にぎわい創出事業、駐輪場管理施設整備事業) ●実施時期／H21～H25</p>	<p>—</p>
<p>●事業名／ 国際観光対策事業</p> <p>●事業内容／ 下関港国際ターミナルの利用者拡大に向けた施設整備、並びに中心市街地への誘導方策の実施等</p> <p>●実施時期／ H21～26</p>	<p>下関市</p>	<p>【位置づけ】 外国からの観光客で賑わう下関港国際ターミナルについて、周辺施設への案内・誘導方策を講じることにより、観光客の回遊性を促進する。</p> <p>【必要性】 下関港国際ターミナルは、年間約24万人の外国人等の観光客が利用しており、周辺の商業施設、海峡ゆめタワー等への案内・誘導を促進することは、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業) (観光促進事業、国際ターミナル施設整備) ●実施時期／ H21～H25</p>	<p>—</p>
<p>●事業名／ 国際通り整備事業</p> <p>●事業内容／ グリーンモール商店街の活性化のためテーマ性に特化したイベント事業等</p> <p>●実施時期／ H22～25</p>	<p>下関市・グリーンモール商店街振興組合</p>	<p>【位置づけ】 グリーンモール商店街を、テーマ性、食、テーマショップ&グッズ、イベント、運営組織の観点から総合的なまちづくりを進め、JR下関駅周辺の賑わいの創出を図る。</p> <p>【必要性】 コリアンフードや韓国食材の店などが醸し出す、グリーンモール固有の特徴である韓国色を、前面に打ち出したイベントやサービス拠点施設の整備により、市民だけでなく観光客も取り込み、下関駅前のにぎわいを創出することは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 ●実施時期／ H22～24 ●支援措置の内容／ 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業) ●実施時期／ H21～25</p>	<p>—</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 中心市街地活性化協議会タウンマネージャー設置事業</p> <p>●事業内容／ 中心市街地の活性化をマネジメントする専門家としてタウンマネージャーを設置する。</p> <p>●実施時期／ H24</p>	中心市街地活性化協議会	<p>【位置づけ】 まちづくりの専門家であり、様々な利害関係者間や事業間の調整及び中心市街地活性化協議会の運営において先導的な役割を担うタウンマネージャーを設置することにより、効果的な事業推進を図る。</p> <p>【必要性】 タウンマネージャーによる企画立案・意見調整等の支援を受け、中心市街地における既存事業及び新たに実施するハード・ソフト事業を効果的に連携させることにより、周辺施設を含めた地域全体の魅力や回遊性を向上させることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>●実施時期／ H24</p>	—
<p>●事業名／ 中心市街地活性化協議会タウンマネージャー設置事業</p> <p>●事業内容／ 中心市街地の活性化をマネジメントする専門家としてタウンマネージャーを設置する。</p> <p>●実施時期／ H25～</p>	中心市街地活性化協議会	<p>【位置づけ】 まちづくりの専門家であり、様々な利害関係者間や事業間の調整及び中心市街地活性化協議会の運営において先導的な役割を担うタウンマネージャーを設置することにより、効果的な事業推進を図る。</p> <p>【必要性】 タウンマネージャーによる企画立案・意見調整等の支援を受け、中心市街地における既存事業及び新たに実施するハード・ソフト事業を効果的に連携させることにより、周辺施設を含めた地域全体の魅力や回遊性を向上させることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金</p> <p>●実施時期／ H25～</p>	—

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 民間まちづくり活動促進事業</p> <p>●事業内容／ まちづくり等へ参画することが期待できる人材の発掘及び新たなネットワークの構築を行う。</p> <p>●実施時期／ H24～</p>	中心市街地活性化協議会	<p>【位置づけ】 まちづくり等へ参画することが期待できる人材の発掘及び新たなネットワークの構築を行い、民間が主体となったまちづくり活動の企画・立案等の計画コーディネートを行うことにより、中心市街地のにぎわいの創出を図る。</p> <p>【必要性】 下関駅周辺地区と唐戸周辺地区の二つの交流核に新たに出来る施設と既存の商店街等が連携して活性化を図り、地域全体の魅力や回遊性を向上させることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 民間まちづくり活動促進事業</p> <p>●実施時期／ H24～</p>	—

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当無し

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 中心市街地活性化チャレンジ資金融資（再掲）</p> <p>●事業内容／ 中心市街地の空地や空き店舗などにおいて、小売業、飲食・サービス業、宿泊業等を営む際に必要となる設備、運転資金の融資</p> <p>●実施時期／ H21～ H25</p>	<p>下関市</p>	<p>【位置づけ】 中心市街地において、民間事業者、土地・建物所有者、商業団体等が新たな担い手となって中心市街地の活性化にチャレンジする際に、資金の融資を行うことで商業等の事業活動の活性化を図るとともに、店舗等と一体的に設置される住居も対象にすることで、定住促進も推進して行く。</p> <p>【必要性】 中心市街地における空地や空き店舗等の都市資源の有効活用を促進することは、街の賑わいの創出や魅力の強化につながるため、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要であるとともに、定住の促進を図ることは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>●事業名／ 商店街等競争力強化事業費補助事業（ソフト・ハード）</p> <p>●事業内容／ ・ソフト事業 各商店街の地域性を活かしたソフトへの助成 ・ハード事業 アーケード、カラー舗装等商業団体が共同して行う施設整備に対する助成</p> <p>●補助率／ 補助対象経費の 1/3</p> <p>●実施時期／ H21～H25</p>	<p>下関市</p>	<p>【位置づけ】 商店街の個性化確立に向けて、ソフト、ハード両面から商店街への助成を行う。</p> <p>【必要性】 当該事業は、平成 15～19 年度において利用実績が 18 件あり、その中には、グリーンモール商店街でのリトル釜山フェスタ等、県外まで知られる程成長したイベントもあり、商店街の個性化確立に着実に貢献している。 このため、引き続き、当該事業を継続し商店街の振興を図ることで市民生活の利便性を高めるとともに、来訪者の拡大及び回遊を促すため、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／あきんど活性化（空き店舗等活用）支援事業</p> <p>●事業内容／空き店舗を活用した新規創業者に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃補助 ・店舗改装費補助 ・経営相談費用補助（中心市街地区域内は特例措置有） <p>●実施時期／H21～H25</p>	下関市・下関商工会議所	<p>【位置づけ】</p> <p>空き店舗を使って新たに商売等をはじめ新規創業（予定）者に対し、下関市・下関商工会議所は、店舗賃借料、店舗改装費ならびに経営相談費用の一部を補助し、商店街を活性化する。</p> <p>【必要性】</p> <p>中心市街地内の商店街の空き店舗率は、約9%となっており、新規創業を支援し、商店街の来店魅力を強化する当該事業は、「愛着をもっていきいきと暮らせる街」、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	—	—
<p>●事業名／商店街近代化資金融資事業</p> <p>●事業内容／アーケード、カラー舗装等商業団体が共同して行う施設整備に対する融資</p> <p>●実施時期／H21～H25</p>	下関市	<p>【位置づけ】</p> <p>老朽化した商店街の街路空間について、商店街組合等が美装化を行う際に支援することにより、集客魅力の強化を行う。</p> <p>【必要性】</p> <p>アーケードやカラー舗装により商店街の連続性を確保し、歩きたくなる通りを形成することは、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	—	—
<p>●事業名／シーモール下関連携事業</p> <p>●事業内容／J R下関駅前の複数店舗（下関大丸・各専門店・シーモルエスト）の集客、販売促進強化（共同販売、企画催事等）</p> <p>●実施時期／H20～</p>	下関大丸・下関商業開発株式会社（各専門店・シーモルエスト）	<p>【位置づけ】</p> <p>J R下関駅周辺の商業活性化による賑わい形成に向けて、複数の商業施設が共同で同地区への集客の強化を図る。</p> <p>【必要性】</p> <p>中心市街地の核を担うJ R下関駅周辺において、複数の商業施設が共同により販売促進活動を行うことにより買物客の増加を図ることは、隣接する下関駅にぎわいプロジェクトとの相乗効果とともに、駅周辺の賑わい形成に貢献するため、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。</p>	—	—

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 文化事業推進事業</p> <p>●事業内容／ 下関市と釜山広域市両市の文化交流促進のため「朝鮮通信使行列再現事業」を開催する</p> <p>●実施時期／ H16～</p>	下関市	<p>【位置づけ】 中心市街地内の下関港国際ターミナルから定期航路が就航している姉妹都市釜山市にある朝鮮通信使事業会と協力し、馬関まつりにあわせ朝鮮通信使行列を再現し、市民の歴史文化に関する感心を高める。</p> <p>【必要性】 馬関まつりにおいて、中心市街地の東に位置する唐戸地区から、下関駅周辺の海峡ゆめ広場まで、朝鮮通信使行列を再現し、街の賑わいと市民の歴史・文化に対する認識を高めることは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	—	—
<p>●事業名／ 下関漁港振興対策事業</p> <p>●事業内容／ (ア) 下関漁港整備事業 下関漁港施設の整備拡充を図り、特定第三種漁港としての機能の強化と水揚げの増進を図る (イ) 集荷対策事業 新しい視点から活力に満ちた水産都市づくりを進めていく</p> <p>●実施時期／ H14～H23</p>	下関市	<p>【位置づけ】 水産物の水揚げの増進を図るため、漁港施設の整備拡充を行う。</p> <p>【必要性】 下関漁港に水揚げされた水産物は中心市街地内の小売店や飲食店に多く供給されているなど中心市街地の商業や市民生活と深く結びついている。このため、漁港整備により安定的な水揚げを確保することは、水産都市下関の個性を強化するものと捉え、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ 広域漁港整備事業(山口県)</p> <p>●実施時期／ H14～H23</p>	—
<p>●事業名／ 水産業総合振興対策事業</p> <p>●事業内容／ (ア) 水産物ブランド化推進事業 沖合底曳網漁業の漁獲物を活用とした定番料理の開発、提供、PR (イ) くじら文化発信事業 くじら文化の市民への普及啓発や交流並びに対外的な情報発信を図る 「うまいっちゃん下関」</p> <p>●実施時期／ H18～</p>	山口県・下関市・下関ふく連盟・下関くじら食文化を守る会・下関漁港沖合底曳網漁業ブランド化協議会・下関北浦特牛イカブランド活性化協議会・下関おきそこフィッシュマイレージキャンペーン実行委員会	<p>【位置づけ】 本市の基幹産業である水産業の振興を図るため、水産物ブランド化の推進及びくじら文化の発信等を行う。</p> <p>【必要性】 「ふく、うに、あんこう、くじら、いか」等、本市の水産物のブランド化を推進し、広く対外的にPRすることは、これら水産物を活用した飲食店の集積する中心市街地の観光PRに不可欠であり、PR等によって来訪者の拡大を図ることは「多彩な魅力が備わり、ゆっくりと訪れたい街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ やまぐちの農水産物需要拡大対策事業</p> <p>●実施時期／ H15～</p>	—

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 工業振興対策事業</p> <p>●事業内容／ (ア) 下関ブランド発信事業 「下関ブランド」をPRするとともに、優良な地域産品の販路拡大を推進する (イ) 下関市創業支援事業 新産業の創出のための創業支援施設の開設</p> <p>●実施時期／ H18～</p>	下関ブランド推進協議会	<p>【位置づけ】 下関市のイメージを高め、交流人口の増加や地域経済の活性化を図るため、工業振興対策業務として、「下関ブランド発信事業」、及び「下関市創業支援事業」を実施する。</p> <p>【必要性】 下関ブランドの普及・PRは、市民の愛着や誇りを醸成するとともに、創業支援は事業所数が減少しつつある中心市街地の就業の場の確保等につながるため、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	—	—
<p>●事業名／ 関門広域観光推進事業</p> <p>●事業内容／ 関門海峡観光推進協議会(山口県下関市、北九州市)を通じた、関門海峡を中心とした広域での観光振興事業</p> <p>●実施時期／ H19～</p>	関門海峡観光推進協議会	<p>【位置づけ】 観光客誘致及びエリア内の周遊促進を図るため、関門海峡観光振興協議会を通じて、広域での観光振興事業に取り組む。</p> <p>【必要性】 中心市街地に訪れる観光客の約3割が、対岸の門司港レトロ地区にも訪れているため、関門海峡地域において一体的な観光振興を図ることは、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	—	—
<p>●事業名／ コンベンション誘致促進事業</p> <p>●事業内容／ 一定規模以上の会議等を対象に、主催団体に対し補助を行う</p> <p>●実施時期／ H21～</p>	社団法人下関観光コンベンション協会	<p>【位置づけ】 国際・国内会議等の開催や観光客の誘致を促進するため、宿泊を伴う会議を主催する関係団体に対し補助を行う。</p> <p>【必要性】 中心市街地には、海峡メッセをはじめ、市民会館、社会教育複合施設等、各種コンベンションの開催が可能な公共施設が立地しており、これらの施設を有効に活用することにより、来訪者の確保と賑わいを形成することは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくりと訪れたい街」の実現に必要である。</p>	—	—

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ シーモール下関お買い物バスカード</p> <p>●事業内容／ シーモールでの買い物に応じて、バスカードの配布を行う</p> <p>●実施時期／ H19～</p>	サンデン交通株式会社・下関大丸・下関商業開発株式会社	<p>【位置づけ】 公共交通、及び商業施設の利用を促進するため、サンデン交通（株）とシーモール下関の共同企画として、バスを利用したシーモールへの買い物客に対して買い物時間帯に利用可能な割引バスカードの販売等を行う。</p> <p>【必要性】 中心市街地での買物とアクセス手段となるバス交通の利用促進を図ることは、駅前の自動車交通の混雑緩和をはじめ、中心市街地内外の市民にとって来訪のきっかけとなるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	—	—
<p>●事業名／ 滞在観光型促進事業</p> <p>●事業内容／ 宿泊者に対するおもてなし企画等の提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関門海峡観光周遊バス ・ パナマ式運河擬似体験クルーズ ・ 関門海峡遊覧クルージング ・ 関門海峡夜景観光バス ・ 源平ナイト ・ 手ぶら観光 <p>●実施時期／ H12～</p>	しものせき観光キャンペーン実行委員会	<p>【位置づけ】 宿泊客の拡大を図り、滞在型の観光地を目指すため、宿泊客に対して、おもてなし企画等の提供サービスを行う。</p> <p>【必要性】 中心市街地への観光客の約 83%が日帰りであるため、当該事業により宿泊客の増大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくりと訪れたい街」の実現に必要である。</p>	—	—
<p>●事業名／ 夜間観光の推進事業</p> <p>●事業内容／ 赤間神宮、春帆楼、亀山神宮などのライトアップされた施設を巡る関門海峡夜景バスの実施や、赤間神宮での源平ナイトの開催</p> <p>●実施時期／ H18～</p>	しものせき観光キャンペーン実行委員会	<p>【位置づけ】 夜間の観光魅力を強化するため、中心市街地内の主要観光施設に対するライトアップされた施設を巡る関門海峡夜景バスの実施や、源平ナイトの開催を行う。</p> <p>【必要性】 中心市街地への観光客の約 83%が日帰りであるため、夜間の観光魅力を強化することは、滞在時間や宿泊客の増大につながるため、「多彩な魅力が備わり、ゆっくりと訪れたい街」の実現に必要である。</p>	—	—

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 下関海響マラソン事業</p> <p>●事業内容／ フルマラソン、5 km、2 km競技を開催する</p> <p>●実施時期／ H20～</p>	<p>下関海響マラソン実行委員会</p>	<p>【位置づけ】 関門海峡沿いのコースを設定しマラソン大会を開催することにより、市民のみならず全国の方々に下関の歴史や関門海峡の魅力を広く知らしめるとともに、下関の食文化などの情報発信を行う。</p> <p>【必要性】 中心市街地の区域において、マラソン大会を開催することは、中心市街地の観光PRに効果的であり、PR等によって来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくりと訪れたい街」の実現に必要である。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>●事業名／ 唐戸市場振興事業</p> <p>●事業内容／ 唐戸市場における交流事業の推進 ・唐戸市場朝市 ・唐戸市場まつり ・魚食塾等</p> <p>●実施時期／ H13～</p>	<p>唐戸市場業者連合協同組合</p>	<p>【位置づけ】 唐戸市場は、「関門の台所」として卸売機能と一般消費者向けの小売機能が共存し、沿岸漁業者や農家による生産者直売も行うなど、交流市場としての役割も担っており、来訪者の食生活に寄与し、楽しむ市場として朝市やまつり等を実施する。 水産特区で「交流機能の強化市場」の位置づけがされている。</p> <p>【必要性】 海響館、カモンワーフに隣接し、多くの観光客で賑わう唐戸市場において、他市には無い中心市街地の観光魅力のひとつである地域の海産物を活用した交流市場として各種イベント等を実施することは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくりと訪れたい街」の実現に必要である。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>●事業名／ からと土曜めき朝市</p> <p>●事業内容／ 商店街活性化イベント（3月～12月の土曜日）</p> <p>●実施時期／ H21～</p>	<p>協同組合唐戸商店会</p>	<p>【位置づけ】 商店街活性化の一環として、商店街の各店が目玉商品や海産物等の特産品などを販売する露店を設営し、商店街全体の賑わいを創出する。</p> <p>【必要性】 商店街への来客を促すイベントを定期的で開催することは、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 街なか回遊促進事業</p> <p>●事業内容／ 中心市街地に来訪する観光客を市街地全体に回遊させるための各種事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロケ地めぐり ・銭湯めぐり ・金子みすゞ詩の小径 ・モアしものせきスタンプラリー <p>●実施時期／ H19～</p>	<p>下関市・ 下関フィルム・コミッション・ モアしものせき委員会・ しものせき観光キャンペーン実行委員会</p>	<p>【位置づけ】</p> <p>既に一定の認知がなされている海響館や唐戸市場等に加え、金子みすゞゆかりの地や映画ロケ地、昭和レトロな銭湯等、中心市街地内の地域資源を広く観光客等にPRし、街なか全体への回遊を促進するため、回遊マップの作成やスタンプラリー、観光PR等を実施する。</p> <p>【必要性】</p> <p>中心市街地に来訪する観光客の多くが唐戸地区のウォーターフロント部に集中しており、東西に広い中心市街地全体で「歩きたくなる、回遊したくなる街」を実現するには、既存地域資源を活用し、観光客等に対して回遊を促す当該事業が必要である。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>●事業名／ 街なか賑わい創出事業</p> <p>●事業内容／ 長州屋台村、幕末維新村等の設置</p> <p>●実施時期／ H22～</p>	<p>関門関旅会・ 新興産業株式会社</p>	<p>【位置づけ】</p> <p>一定の集客が見込まれる海響館やあるかぽーと開発の観光客を、唐戸商店街をはじめ、中心市街地全体に回遊させるためのしかけづくりとして、下関にゆかりのある幕末の志士に関する幕末維新村等を設置する。また、下関の食・人・情報が集まり、下関の文化を感じられる長州屋台村等を開設し、街なかの賑わいを創出する。</p> <p>【必要性】</p> <p>中心市街地に来訪する観光客の多くが唐戸地区のウォーターフロント部に集中しており、東西に広い中心市街地全体で「歩きたくなる、回遊したくなる街」を実現するには、既存地域資源を活用し、観光客等に対して回遊を促す当該事業が必要である。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 唐戸ふれあい商店街プロジェクト</p> <p>●事業内容／ 金子みすゞをテーマに、空き店舗等を活用した商店街の活性化事業</p> <p>●実施時期／ H21～25</p>	<p>協同組合 唐戸商店会</p>	<p>【位置づけ】 唐戸商店街について、周辺居住者の近隣商店街としてのにぎわいづくり、またウォーターフロントに集中する観光客に対しては、金子みすゞをコンセプトに再生を図る。</p> <p>【必要性】 中心市街地の一翼を担い、交流核（界限型商店街）として位置づけている唐戸商店街については、明確なコンセプト（金子みすゞをテーマにした多世代ふれ逢い村）と戦略（空き店舗の活用と回遊のしかけづくり）により、市民のみならず観光客にとっても魅力の高い商店街として再生することが「歩きたくなる、回遊したくなる街」、並びに「多彩な魅力が備わり、ゆっくりと訪れたい街」の実現に必要である。</p>	<p>●支援措置の内容／ やまぐち地域中小企業育成事業助成金（商業・商店街振興助成金）</p> <p>●実施時期／ H21～H22</p>	<p>—</p>
<p>●事業名／ 国際フェリー定期航路支援事業</p> <p>●事業内容／ 韓国・中国との定期フェリー利用した中心市街地の活性化</p> <p>●実施時期／ S45～</p>	<p>関釜フェリー株式会社・オリエンツフェリー株式会社・上海下関フェリー株式会社・光陽フェリー株式会社</p>	<p>【位置づけ】 下関港は2011年1月に韓国との間に新航路を開設し、韓国・中国との間に4航路、週13便を有する国内最大の国際フェリー基地である。これらフェリーを利用した物流、観光客の増加を図っていき、まちなか回遊の創造、賑わい、交流拠点の創出を中心市街地全体へ波及させる。</p> <p>【必要性】 国内最大の国際フェリー航路を支援・拡充することは、観光客のみならず、市民の利用も見込めることで、「歩きたくなる、回遊したくなる街」、「多彩な魅力備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>●事業名／ 宿泊施設新規建設及び改修事業</p> <p>●事業内容／ 宿泊施設の新規建設（147部屋）、宿泊施設の全面改修（171部屋）等</p> <p>●実施時期／ H21～</p>	<p>ドーミーインプレミアム下関・下関ステーションホテル</p>	<p>【位置づけ】 新たなホテルの新設や、既存ホテルの全面改修を行うことで、中心市街地を訪れる国内外の観光客（宿泊数）を増やすと共に、域内での消費による商業の活性化を図る。</p> <p>【必要性】 中心市街地に宿泊施設の新設及び既存の施設の改修を行うことで国内外の観光客の宿泊をふやすことは、「歩きたくなる、回遊したくなる街」、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 次世代若者交流事業</p> <p>●事業内容／ 市の魅力発信及び出会いと交流の場の提供</p> <p>●実施時期／ H24</p>	下関市・民間	<p>【位置づけ】 本市の魅力発信に加え、地元商店街等との連携による若い世代への出会いの場提供により、人口流出防止や小売商業の活性化を図る。</p> <p>【必要性】 本事業により、人口流出を防止し、街なか回遊の創造を図ることは「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	—	—
<p>●事業名／ あるかぼーと(国道側地区)開発事業</p> <p>●事業内容／ あるかぼーと国道側地区において公募により飲食店の誘致を行う。</p> <p>●実施時期／ H24～</p>	民間	<p>【位置づけ】 あるかぼーと地区について、飲食店を誘致し「賑わい・交流支援ゾーン」を提供することで、臨海部の都市的魅力の強化を図り、東側・西側地区を含めた、あるかぼーと地区の一体的な開発を行う。</p> <p>【必要性】 当該事業は、中心市街地の2核を構成する下関駅と唐戸地区の中間に位置しており、2極の拠点整備とあわせて当該事業を促進することは、中心市街地への来訪者の拡大とともに、周辺施設との回遊性の向上に寄与するため、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	—	—
<p>●事業名／ あるかぼーと(西側地区)開発事業</p> <p>●事業内容／ あるかぼーと西側地区のふ頭用地を芝生化する。</p> <p>●実施時期／ H24～H25</p>	下関市	<p>【位置づけ】 あるかぼーと地区について、海側のふ頭用地を芝生化し「くつろぎ交流のゾーン」を提供することで、臨海部の都市的魅力の強化を図り、東側・国道側地区を含めたあるかぼーと地区の一体的な開発を行う。</p> <p>【必要性】 当該事業は、中心市街地の2核を構成する下関駅と唐戸地区の中間に位置しており、2極の拠点整備とあわせて当該事業を促進することは、中心市街地への来訪者の拡大とともに、周辺施設との回遊性の向上に寄与するため、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	—	—

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／あるかぼーと(東側地区)開発事業</p> <p>●事業内容／あるかぼーと東側地区に、アミューズメント施設・飲食物販施設を誘致する。</p> <p>●実施時期／H25～</p>	民間・まちづくり会社	<p>【位置づけ】あるかぼーと地区について、アミューズメント施設・飲食物販施設を誘致し「賑わい創出のゾーン」を提供することで、臨海部の都市的魅力の強化を図り、国道側・西側地区を含めた、あるかぼーと地区の一体的な開発を行う。</p> <p>【必要性】当該事業は、中心市街地の2核を構成する下関駅と唐戸地区の中間に位置しており、2極の拠点整備とあわせて当該事業を促進することは、中心市街地への来訪者の拡大とともに、周辺施設との回遊性の向上に寄与するため、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	—	—
<p>●事業名／まちづくり会社設立事業</p> <p>●事業内容／中心市街地活性化に具体的に取り組むまちづくり会社の設立事業</p> <p>●実施時期／H24～</p>	下関市、下関商工会議所、財団法人下関21世紀協会	<p>【位置づけ】中心市街地活性化に具体的に取り組むまちづくり会社の設立を行う。</p> <p>【必要性】中心市街地活性化事業に主体となって取り組み、収益事業を展開するまちづくり会社を設立することで、「歩きたくなる、回遊したくなる街」とともに、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。</p>	—	—

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

【現状分析】

- ・ 中心市街地の公共交通機関としては、山陽・山陰本線が乗り入れているJR下関駅が区域西端に配置されているとともに、駅前を発着点として唐戸地区等に対する民間路線バス、及び福岡、大阪、山口宇部空港、北九州空港等への高速バスが運行されている。
- ・ 高速バスの利用者は増加傾向にあるが、中心市街地内や周辺地域との交通手段である鉄道や路線バスの利用者は減少傾向にある。
- ・ この他、中心市街地内の1日乗り放題乗車券、シーモールお買い物バスカード、環境定期券、高齢者へのバス料金助成など、中心市街地へのアクセス向上に資する各種サービスが、民間事業者、市により実施されている。
- ・ しかしながら、市民アンケート「まちを活性化させる施設整備」では、公共交通機関の利便性の充実を求める回答が多く、これらバス交通サービスについて情報提供やPR等が不足している。
- ・ 船舶については、対岸の門司港レトロ地区と唐戸栈橋との間に、主に市民利用が中心の連絡船が就航しているが、平成14年以降、利用者は減少しつつある。

【公共交通機関の利便性の増進の必要性】

- ・ 地球環境問題への対応や、高齢化により自動車を運転しない市民の増加が見込まれるなか、鉄道やバス等の公共交通機関の利用促進に向けたサービスの向上が求められている。
- ・ 中心市街地においては、周辺地域から唐戸地区やJR下関駅前の拠点へのアクセス性を高めるとともに、関門海峡沿いに東西に細長い中心市街地に点在する各種施設間の移動手段においては、バスの役割が大きく、利用利便性の向上とともに適切な情報提供・効果的な広報活動が必要である。
- ・ 唐戸市場や海響館等の観光施設、商店街、下関商工会館などの公共施設が集積する唐戸地区と、拠点整備を進めているJR下関駅前の連絡については、民間バス路線が担っており、今後もサービスの維持・向上を図る必要がある。
- ・ 周辺地域から中心市街地へのアクセスの向上については、既存商業施設との連携によるバスサービスを提供するほか、高齢化への対応として高齢者が外出しやすい環境整備が必要である。
- ・ これらバス等の利便性を高めることに加え、観光客等に対しては中心市街地での移動そのものを楽しむことができる仕掛けを導入することも必要である。

【フォローアップアップの考え方】

- ・ 進捗調査を継続的に実施し、効果の検証を行うほか、状況に応じて事業等の見直しや改善を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当無し

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当無し

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当無し

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当無し

(4) 国の支援がないその他の事業

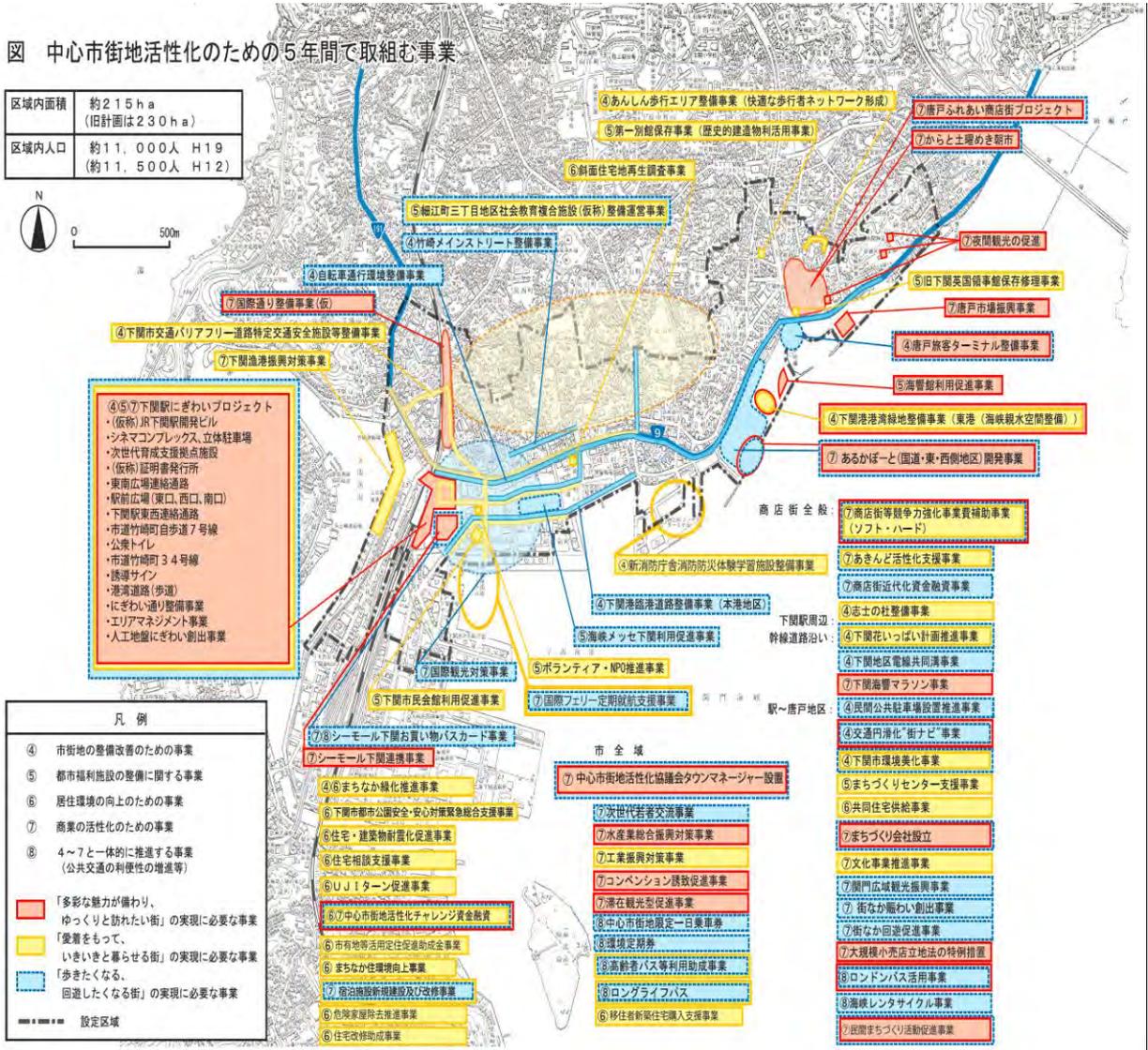
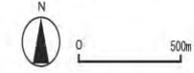
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ 中心市街地（下関～唐戸）限定一日乗車券</p> <p>●事業内容／ 1日乗り放題のバス乗車券「海峡散策きっぷ」販売</p> <p>●実施時期／ H13～</p>	サンデン交通株式会社	<p>【位置づけ】 中心市街地内に点在する公共公益施設、観光施設等の周遊利便性の向上とバス利用の促進を図るため、300円で1日バス乗り放題の乗車券を販売する。</p> <p>【必要性】 中心市街地内を比較的低料金で移動できる公共交通サービスを導入することは、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	—	—
<p>●事業名／ 環境定期券</p> <p>●事業内容／ 土日祝日等の対象となる日に通勤定期券所持者と同居の家族が、定期券所持者と同一区間を乗車する場合に、乗車運賃を100円にする。</p> <p>●実施時期／ H12～</p>	サンデン交通株式会社	<p>【位置づけ】 自動車から公共交通に転換を図り、低炭素社会の実現を図るとともに、バスを利用した中心市街地へのアクセス利便性の向上を図る。</p> <p>【必要性】 通勤定期券所持者とその同居家族が、土日祝日等に買い物や食事等に出かける際のバス料金を割り引くことは、自動車からの転換と中心市街地の集客を促進するため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	—	—
<p>●事業名／ 高齢者バス等利用助成事業</p> <p>●事業内容／ 高齢者に対するバス利用運賃の助成制度</p> <p>●実施時期／ H9～</p>	下関市	<p>【位置づけ】 70歳以上の高齢者に対して、社会参加の促進と生きがいをづくりを支援するため、バス乗車料金の助成を行う。</p> <p>【必要性】 高齢者に対するバス利用料金の助成により、高齢者の外出と社会参画を促進することは、郊外から中心市街地への集客と高齢者の生きがいをづくりに貢献するため、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」とともに、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	—	—

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名／ ロングライフパス</p> <p>●事業内容／ 高齢者に対する割引バス定期券の販売</p> <p>●実施時期／ H13～</p>	サンデン交通株式会社	<p>【位置づけ】 65歳以上の高齢者に対して、社会参加の促進と生きがいを支援するため、割引バス定期券を販売する。</p> <p>【必要性】 高齢者に対する割引バス定期券販売により、高齢者の外出をはじめ、社会参画を促進することは、郊外から中心市街地への集客と高齢者の生きがいに貢献するため、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」とともに、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	-	-
<p>●事業名／ シーモール下関お買い物バスカード（再掲）</p> <p>●事業内容／ シーモールでの買い物に応じて、バスカードの配布を行う</p> <p>●実施時期／ H19～</p>	サンデン交通株式会社・下関大丸・下関商業開発株式会社	<p>【位置づけ】 公共交通、及び商業施設の利用を促進するため、サンデン交通（株）とシーモール下関の共同企画として、バスを利用したシーモールへの買い物客に対して買い物時間帯に利用可能な割引バスカードの販売等を行う。</p> <p>【必要性】 中心市街地での買物とアクセス手段となるバス交通の利用促進を図ることは、駅前の自動車交通の混雑緩和をはじめ、中心市街地内外の市民にとって来訪のきっかけとなるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	-	-
<p>●事業名／ ロンドンバス活用事業</p> <p>●事業内容／ 市に無償で貸与されたロンドンバスについて、JR 下関駅から城下町長府の定期路線をサンデン交通に運行委託する。</p> <p>●実施時期／ H20～</p>	下関市	<p>【位置づけ】 観光の目玉として、また、長府地区と中心市街地とのアクセスを担う公共交通機関として、ロンドンバス「ルートマスター」の日本初の定期運行を行う。</p> <p>【必要性】 JR 下関駅と唐戸、城下町長府を連絡する路線バスは観光客の利用が多く、観光の目玉となるロンドンバスを定期運行することは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくりと訪れたい街」の実現に必要であるとともに、観光客等が中心市街地内での移動そのものを楽しむことは、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現にも必要である。</p>	-	-
<p>●事業名／海峡レンタサイクル事業</p> <p>●事業内容／ 中心市街地内の12の宿泊施設において、レンタサイクルの貸し出しを実施</p> <p>●実施時期／ H14～</p>	しものせき観光キャンペーン実行委員会	<p>【位置づけ】 中心市街地内の観光地等の周遊にあたり、宿泊客等に対して自転車を貸し出し、回遊を促進する。</p> <p>【必要性】 中心市街地においては、自転車通行環境モデル地区整備事業の実施を予定しており、これら走行環境のハード整備とあわせて、レンタサイクルのソフト事業をあわせて行うことは、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p>	-	-

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

図 中心市街地活性化のための5年間で取組む事業

区域内面積	約215ha (旧計画は230ha)
区域内人口	約11,000人 H19 (約11,500人 H12)



④⑤⑦下関駅にぎわいプロジェクト
 ・(仮称)JR下関駅開発ビル
 ・シネマコンプレックス、立体駐車場
 ・次世代育成支援拠点施設
 ・(仮称)証明書発行所
 ・東海広場連絡通路
 ・駅前広場(東口、西口、南口)
 ・下関駅東西連絡通路
 ・市道竹崎町3号線
 ・公衆トイレ
 ・市道竹崎町34号線
 ・誘導サイン
 ・港湾道路(歩道)
 ・にぎわい通り整備事業
 ・エリアマネジメント事業
 ・人工地盤にぎわい創出事業

- 凡例**
- ④ 市街地の整備改善のための事業
 - ⑤ 都市福祉施設の整備に関する事業
 - ⑥ 居住環境の向上のための事業
 - ⑦ 商業の活性化のための事業
 - ⑧ 4～7と一体的に推進する事業(公共交通の利便性の増進等)
- 「多彩な魅力が備わり、ゆっくりと訪れたい街」の実現に必要な事業
- 「変革をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要な事業
- 「歩きたくなる、回遊しなくなる街」の実現に必要な事業
- 設定区域

- 市 全 域**
- ⑦ 中心市街地活性化協議会タウンマネージャー設置
 - ⑦ 次世代若者交流事業
 - ⑦ 水産業総合振興対策事業
 - ⑦ 工業振興対策事業
 - ⑦ コンベンション誘致促進事業
 - ⑦ 滞在観光型促進事業
 - ⑧ 中心市街地限定一日乗車券
 - ⑧ 環境定額券
 - ⑧ 高齢者バス等利用助成事業
 - ⑧ ロングライフバス
 - ⑥ 移住者新築住宅購入支援事業

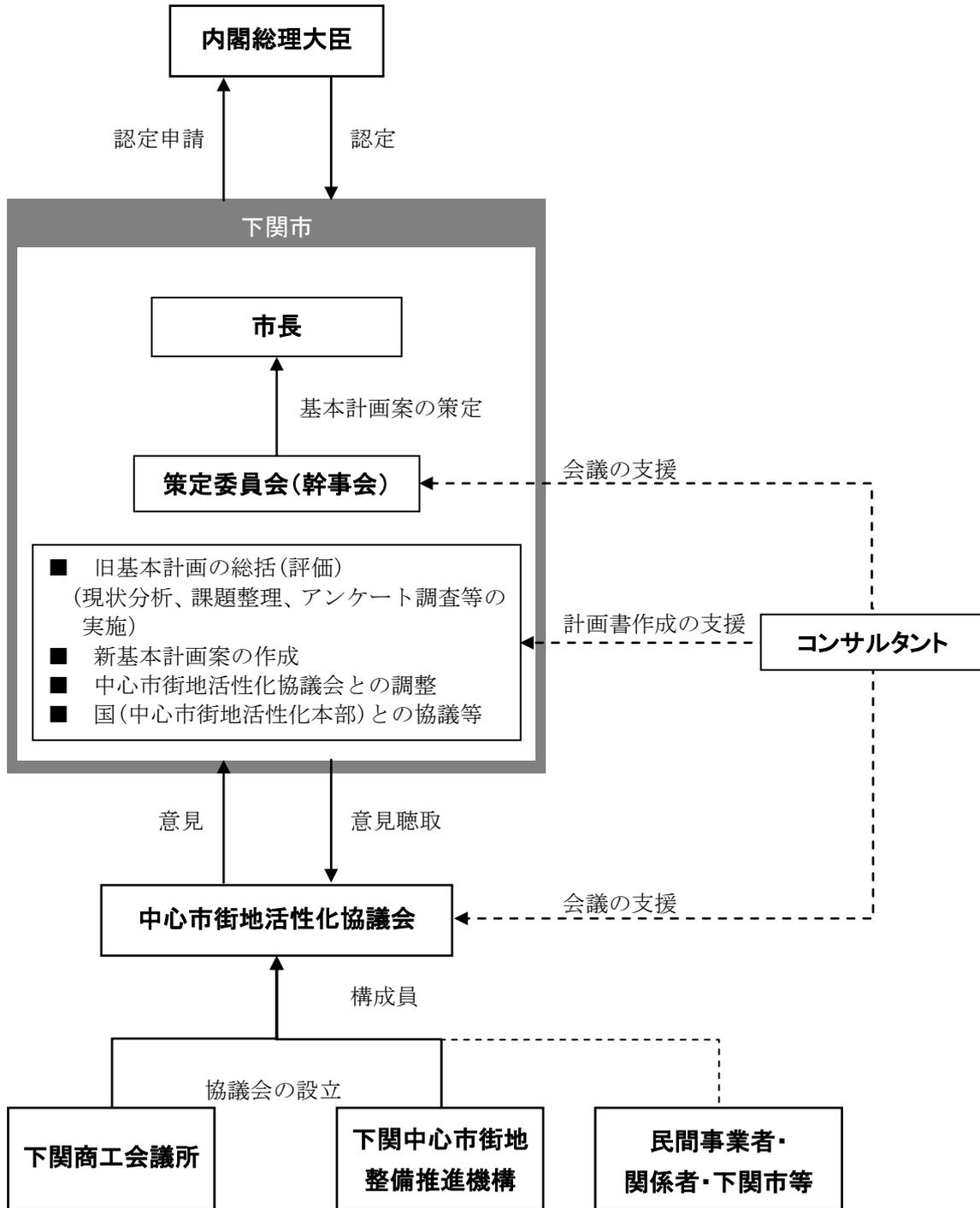
- 商店街全般**
- ⑦ 商店街等競争力強化事業(ソフト・ハード)
 - ⑦ あきんど活性化支援事業
 - ⑦ 商店街近代化資金融資事業
 - ④ 志士の社整備事業
- 下関駅周辺**
- ④ 下関花いっぱい計画推進事業
 - ④ 下関地区電線共同溝事業
 - ⑦ 下関海響マラソン事業
 - ④ 民間公共駐車場設置推進事業
 - ④ 交通円滑化「街ナビ」事業
 - ④ 下関市環境美化事業
 - ⑤ まちづくりセンター支援事業
 - ⑦ 共同住宅供給事業
 - ⑦ まちづくり会社設立
 - ⑦ 文化事業推進事業
 - ⑦ 関門広域観光振興事業
 - ⑦ 街なか賑わい創出事業
 - ⑦ 街なか回遊促進事業
 - ⑦ 大規模小売店立地の特例措置
 - ⑧ ロンドンバス活用事業
 - ⑧ 海鏡レンタサイクル事業
 - ⑦ 民間まちづくり活動促進事業

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等	
(1) 旧計画策定後の取り組みの経緯	
① 中心市街地活性化推進室（商工振興課内）設置	
平成14年4月に下関市商工振興課内に「中心市街地活性化推進室」を設置し、旧計画に基づき実施する事業の進行管理を行うとともに、中心市街地再生に重要な観光面、文化面等を民間と協働で強力に推進していくための庁内事務局を担ってきた。	
② (旧) 基本計画推進委員会・幹事会	
平成14年4月に「下関市中心市街地活性化基本計画推進委員会・幹事会」を設置し、旧計画に基づき実施する市の事業について、事業の進行管理、庁内部局の横断的な対応が必要となる事業間の調整等を行ってきた。	
③ 中心市街地活性化推進協議会	
平成14年6月に、地元まちづくり団体や市民代表、関係機関、下関市等で構成する組織として「下関市中心市街地活性化推進協議会」を設置し、TMOと密に連携を図りつつ、各事業の実施に関する連絡調整を行ってきた。	
④ TMO内（特別委員会、作業部会、事務局の設置）	
旧計画を受けて、下関市商工会議所において中心市街地中小小売商業高度化事業構想を策定し、平成14年4月、下関市よりTMOの認定を受けた。	
下関TMOでは、旧計画のコンセプト「海峡の街・動く街」を踏まえ、重点事業実施地区である「唐戸レトロ地区」や「竹崎長門アジアタウン地区」での事業コンセプトとして「異文化、異時代が共生し、舫う街」を追加し、主に商業の活性化に繋がるソフト事業を展開してきた。	

(2) 基本計画策定に向けた推進体制

平成 19 年 6 月より以下の体制にて基本計画の策定を行った。



※下関中心市街地整備推進機構は平成 20 年 7 月 28 日指定

▲ 中心市街地活性化基本計画策定体制

①策定委員会・幹事会の開催

基本計画策定にあたっては、本市に副市長を委員長とする「下関市中心市街地活性化基本計画策定委員会」を設置し、庁内各部長を委員に、関係課長級の幹事会を設置している。

この委員会は、策定後の事業推進ための部局間連携や事業のフォローアップ機能の役割を担う。

a) 委員会の構成

区分	所属・役職
委員長	副市長
副委員長	副市長
委員	総合政策部長、総務部長、財務部長、観光産業部長、農林水産部長、建設部長、統括技術監、都市整備部長、港湾局長、教育次長
事務局	総合政策部企画課

b) 委員会の開催経緯

- 第1回 (H19.6) 策定方針、策定スケジュールについて
- 第2回 (H19.10) 旧計画の総括（中間評価）について
- 第3回 (H20.1) 中心市街地の位置・区域の検討、公共事業の抽出
- 第4回 (H20.4) 活性化の目標検討、公共事業の確認
- 第5回 (H20.6) 素案の検討・協議、基本方針・目標検討
- 第6回 (H21.1) 中心市街地活性化基本計画（案）について
- 第7回 (H21.6) 中心市街地活性化基本計画（案）について

c) 幹事会の構成

区分	所属・役職
幹事長	総合政策部次長
副幹事長	観光産業部次長 都市整備部次長
幹事	総合政策部企画課長、同交通政策課長、総務部管財課長、財務部財政課長 観光産業部商工振興課長、農林水産部市場管理課長、建設部道路建設課長 都市整備部都市計画課長、港湾局経営課長、教育委員会生涯学習課長
事務局	総合政策部企画課

d) 幹事会の開催経緯

委員会の開催にあわせ、平成19年6月から平成21年6月にかけて計7回開催している。

② 中心市街地活性化推進機構の指定

平成 20 年 7 月、中心市街地活性化に関する法律 第 51 条（中心市街地整備推進機構の指定）の規定により、財団法人下関 21 世紀協会（理事長 岡田 健）を中心市街地整備推進機構として指定した。

▼ 下関中心市街地整備推進機構

名称	財団法人下関 21 世紀協会
主たる事務所	山口県下関市上田中町二丁目 5 番 2 号
法人設立の年月日	昭和 63 年 10 月 23 日
目的等	まちづくりに関する調査、研究及び実践活動を行い、もって下関地域の発展に寄与することを目的とする。 この目的を達成するため、次の事業を行う。 1. まちづくりに関する情報、資料の収集及び提供 2. まちづくりに関する調査、研究及び助言 3. まちづくりに関する各種団体間の連絡及び調整 4. まちづくりに関するイベント等の誘導 5. 中心市街地整備推進機構に関する業務 6. その他本協会の目的を達成するため必要な事業 平成 20 年 7 月 17 日変更 平成 20 年 7 月 18 日登記
役員に関する事項	山口県下関市長府侍町一丁目 13 番 3 号 理事 井上 正明

(3) 基本計画策定後の市のフォローアップ体制

基本計画策定後は、中心市街地活性化推進機構、並びに協議会が活性化の取り組みの主体となり、第 4 章～8 章に位置づけた事業の展開と調整を図っていく。

このような中、行政によるフォローアップ体制としては、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画の策定、必要な事項を調査、対象事業等の検討及び調整を行うため設置された、「下関市中心市街地活性化基本計画策定委員会」を活用し、公共事業の進捗状況の把握及び、民間事業を含め本計画の目標達成状況等のフォローアップを行っていく。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 協議会の概要

① 設立経緯

財団法人下関 21 世紀協会が平成 20 年 7 月に下関市中心市街地整備推進機構の指定を受けたことを受け、平成 20 年 10 月 1 日、下関商工会議所と共同で下関市中心市街地活性化協議会を設立した。

協議会では、協議会への提案事項等の調整等を図るため幹事会を置き、具体的な検討を行っている。

② 協議会規約

下関市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第 1 条 下関商工会議所及び (財)下関 21 世紀協会は中心市街地の活性化に関する法律(平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。)第 15 条第 1 項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名 称)

第 2 条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、下関市中心市街地活性化協議会 (以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議を行うことを目的とする。

(1) 下関市が策定する中心市街地活性化基本計画(法 9 条第 1 項)並びに認定基本計画(法 9 条第 6 項)及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出(法 9 条第 4 項)

(2) 民間事業者が国の認定及び支援を受けようとする事業計画(法 9 条第 10 項)についての協議

(3) 前 2 号に掲げるものの他、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に必要な事項

(協議会の事務所)

第 4 条 協議会の事務所は、下関市南部町 21 番 19 号 下関商工会議所内に置く。

(協議会の構成員)

第 5 条 協議会は次の者をもって構成する。

(1) 下関商工会議所

(2) (財)下関 21 世紀協会(中心市街地整備推進機構)

(3) 下関市

(4) 法第 15 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第 4 号に該当するものであって、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第 1 項 4 号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は下関商工会議所会頭をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は2名とし、会長が指名する者をもって充てる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

第8条 委員は、第5条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

(任期)

第9条 会長及び副会長並びに委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(オブザーバー)

第10条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーをおくことができる。

(会議)

第11条 協議会の会議(以下「会議」という。)は年1回の総会の他必要に応じて開催し、会長が召集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の召集の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項を予め委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第12条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第13条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第14条 法第9条2項各号に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理をするため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、下関商工会議所が処理する。

(経費の負担)

第16条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金、その他の収入を充てる。

(協議会の監査)

第17条 協議会の会計を監査するため、委員の中から監事2名を置く。

- 2 監事は、会長が協議会の同意を得て選任する。
- 3 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
(財務に関する事項)

第18条 協議会の財務に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(費用の弁済等)

第19条 会長、副会長、監事及び委員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

- 2 前項の規定による費用弁済等の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、下関商工会議所又は(財)下関21世紀協会がこれを決算する。

(タウンマネージャーの設置)

第21条 協議会は、基本計画の円滑な推進を図り、実効性を高めるため、先導的な役割を担うタウンマネージャーを設置することができる。

- 2 タウンマネージャーの設置に係る経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。
- 3 タウンマネージャーは、前項の業務を行なうために必要に応じてタウンマネジメント会議を招集することができる。

第22条 協議会の目的の推進実施のための協議・検討に必要な調査・研究及び事業計画の策定を行うため、必要に応じて協議会に部会を置くことができる。

(補則)

第23条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年2月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年12月20日から施行する。

③協議会の構成

団体・事業所名	役 職	代表者氏名	根拠法令	備 考
下関商工会議所	会 頭	川上 康男	法15条第1項	
(財)下関21世紀協会	理事長	平野 貴昭	法15条第1項	
国立大学法人 山口大学	監 事	坂本 紘二	法15条第8項	(幹事 兼任)
(株)山口銀行	地域振興部長	綿重 栄	法15条第4項	(幹事 兼任)

西中国信用金庫	理事長	山本 徹	法 15 条第 4 項	
西日本旅客鉄道(株)広島支社 下関地域鉄道部	鉄道部長	酒谷 芳郎	法 15 条第 4 項	(幹事 兼任)
サンデン交通(株)	常務取締役	篠原 眞	法 15 条第 4 項	
(株)下関大丸	社 長	西田 光明	法 15 条第 4 項	
下関商業開発(株)	代表取締役社長	吉田 実	法 15 条第 4 項	
(協) 唐戸商店会	理事長	山口 昌則	法 15 条第 4 項	(幹事 兼任)
豊前田商店街 (協)	理事長	中原 保	法 15 条第 4 項	(幹事 兼任)
グリーンモール商店街振興組合	理事長	柴田 哲也	法 15 条第 4 項	(幹事 兼任)
(株)原弘産	代表取締役	原 孝	法 15 条第 4 項	
下関旅館協同組合	代表理事	和田 健資	法 15 条第 4 項	(幹事 兼任)
(社)下関観光コンベンション協会	専務理事	近藤 洋平	法 15 条第 4 項	(幹事 兼任)
(社) 下関青年会議所	理事長	伊藤 雅彦	法 15 条第 4 項	(幹事 兼任)
下関商工会議所	専務理事	冷泉 憲一	法 15 条第 1 項	(幹事 兼任)
下関商工会議所 地域開発委員会	委員長	安成 信次	法 15 条第 1 項	(幹事 兼任)
(財)下関 21 世紀協会 まちづくり部会	部会長	井上 博臣	法 15 条第 1 項	(幹事 兼任)
下関市連合自治会	会 長	永尾 遜	法 15 条第 4 項	
下関市連合婦人会	会 長	林 登季子	法 15 条第 4 項	
下関市	副市長	本間 俊男	法 15 条第 4 項	
下関市	産業振興部長	森本 裕之	法 15 条第 4 項	
(財) 山口経済研究所	常務理事	宗村 敏彦	法 15 条第 8 項	
OIRAN 会	会 長	米田 賢二	法 15 条第 4 項	(幹事 兼任)
下関飲食組合	組合長	青木 光海	法 15 条第 4 項	

④幹事会設置規約

下関市中心市街地活性化協議会 幹事会設置規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、下関市中心市街地活性化協議会規約第 14 条第 2 項の規定に基づき、下関市中心市街地活性化協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものと

する。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、下関市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会への提案事項の調整に関する事項
- (2) 調査、研究に関する事項
- (3) その他協議会の運営全般に関し必要な事項

(組 織)

第3条 幹事会は、幹事長・副幹事長及び幹事をもって組織する。

(幹事長)

第4条 幹事長は、会長が指名する者をもって充てる。

(副幹事長)

第5条 副幹事長は、幹事長が指名する者をもって充てる。

2 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠席のときはその責務を代理する。

(幹 事)

第6条 幹事は、協議会規約第5条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

(会 議)

第7条 幹事会は、必要に応じて幹事長が召集する。

2 幹事長は、幹事会を主催し、会議の議長となる。

3 幹事長は、必要に応じて幹事会に関係者等の出席を求めることができる。

(報 告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について会長に報告しなければならない。

(庶 務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(補 則)

第10条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、幹事長が会長と協議のうえ、別に定める。

付 則

この規定は、平成20年10月1日から施行する。

⑤幹事会の構成

団体・事業所名	役 職	代表者氏名	根拠法令	備 考
国立大学法人 山口大学	監 事	坂本 紘二	法15条第8項	
(株)山口銀行	地域振興部長	綿重 栄	法15条第4項	
西中国信用金庫	常務理事	村上 幸男	法15条第4項	
西日本旅客鉄道(株)広島支社 下関地域鉄道部	鉄道部長	酒谷 芳郎	法15条第4項	

サンデン交通(株)	業務担当課長	辻野 透	法 15 条第 4 項	
(株)下関大丸	営業推進部長	東 孝之	法 15 条第 4 項	
下関商業開発(株)	営業部長	三宅 靖	法 15 条第 4 項	
(協) 唐戸商店会	理事長	山口 昌則	法 15 条第 4 項	
豊前田商店街 (協)	理事長	中原 保	法 15 条第 4 項	
グリーンモール商店街振興組合	理事長	柴田 哲也	法 15 条第 4 項	
(株)原弘産	不動産情報部長	上林 英明	法 15 条第 4 項	
下関旅館協同組合	代表理事	和田 健資	法 15 条第 4 項	
(社)下関観光コンベンション協会	専務理事	近藤 洋平	法 15 条第 4 項	
(社) 下関青年会議所	理事長	伊藤 雅彦	法 15 条第 4 項	
下関商工会議所	専務理事	冷泉 憲一	法 15 条第 1 項	
下関商工会議所 地域開発委員会	委員長	安成 信次	法 15 条第 1 項	
(財)下関 21 世紀協会 まちづくり部会	部会長	井上 博臣	法 15 条第 1 項	
下関市連合自治会	副会長	中島 弘	法 15 条第 4 項	
下関市連合婦人会	副会長	岩本 玲子	法 15 条第 4 項	
下関市 総合政策部企画課	課 長	植田 恵理子	法 15 条第 4 項	
下関市 産業振興部商工振興課	課 長	松田 一宏	法 15 条第 4 項	
下関市 都市整備部都市計画課	課 長	石田 朋彦	法 15 条第 4 項	
(財) 山口経済研究所	調査研究部長	宗近 孝憲	法 15 条第 8 項	
OIRAN 会	会 長	米田 賢二	法 15 条第 4 項	
下関飲食組合	副組合長	森本 直泰	法 15 条第 4 項	

(2)開催状況

①協議会の開催

- 第1回 (H20.10. 1) 設立総会、中心市街地活性化基本計画（素案）について
- 第2回 (H21. 2. 5) 中心市街地活性化基本計画（案）について
- 第3回 (H21. 3.17) 中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書について
- 第4回 (H21.10.14) 中心市街地活性化基本計画（案）について
- 第5回 (H23. 2.25) 中心市街地活性化基本計画の変更について、大規模小売店舗立地法の特例措置の適用について
- 第6回 (H23.12.20) 中心市街地活性化基本計画の進捗・今後の活動について
- 第7回 (H24. 6. 7) 中心市街地活性化基本計画の変更について
- 第8回 (H24.10.22) 中心市街地活性化基本計画の変更について
- 第9回 (H25. 7.19) 中心市街地活性化基本計画の変更について
- 第10回 (H25.11.22) 中心市街地活性化基本計画の変更について（文書照会により開催）
- 第11回 (H26. 1.21) 中心市街地活性化基本計画の変更について（文書照会により開催）
- 第12回 (H26.10.10) 中心市街地活性化基本計画の変更について（文書照会により開催）

②幹事会の開催

- 第1回 (H20.10. 1) 設立総会、今後の進め方
- 第2回 (H20.10.17) 自由意見交換
- 第3回 (H20.11.10) 中心市街地活性化基本計画（素案）への対応について
- 第4回 (H21. 1.26) 中心市街地活性化基本計画（案）について
- 第5回 (H21. 2.16) 中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書について
- 第6回 (H24. 6. 1) 中心市街地活性化基本計画の変更について
- 第7回 (H24.10.16) 中心市街地活性化基本計画の変更について
- 第8回 (H25. 6.28) 中心市街地活性化基本計画の変更について

(3)意見書

平成 21 年 2 月 5 日に提示された中心市街地活性化基本計画（案）について、第 3 回協議会において同意が得られたとともに、計画の実施等について以下の意見書が提出された。

下関市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

このほど、下関市におかれては中心市街地の活性化を図るため、「下関市中心市街地活性化基本計画（案）」を策定されたところであります。

本基本計画については、市ご当局より、下関市中心市街地活性化協議会に対し意見照会があり、当協議会では数次にわたり協議を重ね、意見を申したところです。その結果、本基本計画については、協議会の意見も反映されており、同意するものであります。

一方、これからのまちづくりは、行政だけでなく、市民・関係団体をはじめ下関市の各界各層が参画し協同して進めていくことが重要であります。行政の果たすべき役割は依然として大きいものがあり、中心市街地の活性化に向けて先導的な役割を果たされますよう強くお願いを申し上げます。

なお、当協議会といたしましては、本基本計画の実施にあたりましては、下記事項について格別のご留意をお願い申し上げます。

記

1. 唐戸地域の活性化について

市庁舎の移転問題については、基本計画の期間外であるとしても、唐戸地域の拠点性の低下等、大きな影響を及ぼすことが予想されるため、中心市街地の中核となる唐戸地域の活性化について十分配慮されますようお願いいたします。

2. 景観形成への配慮について

中心市街地における基本計画（案）外の新たな施設等の整備についても、基本計画との整合性が図られ、景観形成上の配慮が十分になされるよう適切な指導・助言をお願いいたします。

3. 街なか居住の推進について

基本計画（案）において、3つの目標と数値指標が定められていますが、中でも街なか居住の推進については、民間投資の誘導を図られるようお願いいたします。

また、各数値目標については、適宜検証を行い成果をあげられるようお願いいたします。

4. まちづくりセンター（仮称）への支援協力について

基本計画の実施にあたっては、常時、市民はじめ各界各層の意見を結集していくことが必要であり、まちづくりの担い手が恒常的に討議・活動する場として「まちづくりセンター（仮称）」のような組織が必要と考えます。

つきましては、当センターの設置・運営について格段のご協力をお願いいたします。また、基本計画期間終了後も、まちづくりの中核として当センターを存続させたく考えておりますので、継続的に運営について格別のご配慮をお願いいたします。

以上

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) パブリックコメントの実施

第2回協議会（平成21年2月5日）において提示された中心市街地活性化基本計画（案）について、平成21年2月9日から3月6日にかけて、以下のとおり意見募集を行っている。

- ◆意見募集状況
 - (1) 応募者数 3名
 - (2) 総意見件数 6件
 - ※ 欠格意見数 4件（提出者 住所、氏名、年齢等未記入）

◆意見への対応区分とその件数

対応区分	内容	件数
A	意見を踏まえて素案を補足修正、又は追加記載したもの	
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考にするもの	
C	既に記載済み・対応済みのもの	2
D	反映が困難なもの	
E	情報、感想、質問等に対する回答を行ったもの	

◆意見の要旨とこれに対する市の考え方

意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
中心市街地の事業所や就業人口の減少については甚だしいものがあり、それには、中心市街地に商業集積をすることで就業人口増に結びつけることが必要だと思えます。その点で大型商業施設の立地は必要不可欠だと思えます。	基本計画の中で、下関駅にぎわいプロジェクト、あるかぼーと民間開発事業による新たな商業施設の設置や観光客数の増加を目指しております。	C
大型商業施設の立地は必要不可欠である一方、そのことで既存商店街がこれ以上寂れることがあってはなりません。 特に唐戸地域はまだ再生への取り組みが遅れているようで、ウォーターフロント部の観光客が商店街に回遊していないのをそのまま放置するのはあまりにも惜しい気がします。	基本計画の中で、唐戸多世代ふれ逢い商店街プロジェクト、街なか回遊促進事業、街なか賑わい創出実証実験等による回遊性の向上に努めてまいります。	C

(2) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

第1章 参照

(3) 地域ぐるみの取り組み

本計画に位置づけた施策・事業を着実に推進し目標の達成を図るには、事業主体のみならず、市民、関連事業者、各種団体、NPO、並びに行政が、お互いの役割分担を明確にした上で効果的な連携をとっていくことが必要である。

中心市街地を対象に、地域ぐるみの具体的な取り組みを反映した事例を以下に示す。

① まちづくりセンター

中心市街地内において、まちづくりに関する情報の収集・発信や意見交換が行える場所（機会）を提供するものとして“まちづくりセンター”の設置と運営支援を行っている。（まちづくりセンター支援事業）

まちづくりセンターでは、斜面住宅地の再生に向けた住民意識調査やシンポジウムの開催、関門景観形成に向けた基礎的調査、中心市街地の駐車場の有効利用による回遊性向上に向けた実態調査等の各種事業を推進するとともに、各種活性化イベントの企画・運営、目標指数の達成状況のフォローアップ調査等について、地域住民等と協働のもと取り組んでいくこととする。

② 下関市立大学との連携

唐戸商店街の一角（カラトピア 1 F 空き店舗）を活用し、下関市立大学地域共創センターのサテライトの設置・運営を検討している。

ここでは、学生及び研究者が商店街事業者や地域住民との交流を通じて、まちづくりについて臨牀的に学習・研究を行い、高齢化の進行する中心市街地において若者の参画による新たな賑わいの創出を図ることとし、活動例として、まちづくりの基礎的・实际的調査研究、唐戸商店街イベントへの参画（朝市・楽市やキャンドルインナイト）、中心市街地活性化に資する商品企画等を想定している。

③ 下関景観協議会

平成 6 年に市内 14 のまちづくり団体により組織化された下関景観協議会では、唐戸から竹崎町までの国道 9 号沿線約 2km の住民、企業に呼びかけ、花の植え付けに取り組んでいる。平成 13 年に「花の観光地づくり努力賞」、「下関市都市景観賞奨励賞」を受賞、平成 14 年には国土交通省・下関市と山口県で最初のボランティアロード協定を締結した。そして、この通りを「海峡花通り」と命名し、現在では、多くの市民や観光客に親しまれている。さらに、平成 16 年「道路維持功労賞」を受賞し、現在では 80 の団体や企業、住民約 450 人が参加し国道や市役所前広場等、公共性の高い場所を中心に花の植え付けを行っている。

④ その他

地域住民等のボランティアによる清掃活動「下関バースデー・クリーン作戦」や、JR 下関駅南高架下を活用したストリートアート「西華街ウォールペイント」等を実施し、中心市街地の美化活動等に取り組んでいる。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 上位計画における都市機能集積の考え方

① 総合計画

下関市の最上位計画である「下関市総合計画（平成 19 年 3 月）」の地域別まちづくりの方向において、旧下関市の関門海峡地域を「都市拠点ゾーン」に位置づけ、本市の経済産業の中心として、より高度な都市的サービスを担う地域として発展を目指すこととしている。

② 都市計画マスタープラン

将来都市構造において、下関駅から唐戸にかけての下関市街地は、様々な都市機能を集積させ市の中心的役割を担う「都市拠点」として位置づけている。

また、土地利用の基本方針において、「既存の都市機能を生かした土地利用」として、以下の方針を定めている。

・本市は、アジアの玄関口として商業・業務・観光・国際交流など様々な機能が見られ、JR 下関駅周辺から唐戸地区周辺にかけての商業地を中心としたにぎわいの空間整備や、主要幹線道路沿いの業務地の形成などを進めており、今後ともこれらの都市機能を活用した既成市街地の土地利用誘導を図ります。

※下関市都市計画マスタープラン P31

[2] 都市計画手法の活用

(1) 準工業地域における大規模集客施設の立地制限

上記「[1] 都市機能の集積の促進の考え方」に示す、総合計画、及び都市計画マスタープランに基づき、都市機能の無秩序な拡散を抑制し、中心市街地の活性化を図るため、平成 20 年 10 月 22 日には、下関市都市計画審議会において、市内のすべての準工業地域に対して「大規模集客施設制限地区」に指定する特別用途地区の変更を付議し承認された。その後、平成 20 年 12 月 26 日には、都市計画決定の告示を行った。

また、準工業地域において、大規模集客施設（床面積 1 万㎡超の店舗、飲食店、映画館、アミューズメント施設、展示場等）の立地を制限する内容の「下関市特別用途地区建築条例」の一部を改正し、前述の特別用途地区の都市計画決定の告示とあわせ、平成 21 年 3 月 2 日に本条例を施行し、大規模集客施設の立地の制限を行った。

■ 大規模集客施設の立地制限に係る経緯

平成 20 年 9 月 8 日～22 日	都市計画案（特別用途地区）の縦覧
平成 20 年 10 月 22 日	下関市都市計画審議会
平成 20 年 12 月 26 日	都市計画（特別用途地区）の告示
平成 21 年 3 月 2 日	下関市特別用途地区建築規制条例の一部改正

■ 特別用途地区の都市計画決定状況

- ・ 下関都市計画区域（全体 約 22,433ha）
準工業地域 約 391ha（市街化区域 5,635ha の約 7%）
- ・ 豊浦都市計画区域（全体 約 7,584ha）
準工業地域 約 50ha（用途地域 483ha の約 10%）

■ 特別用途地区「大規模集客施設制限地区」での制限内容

< 建築できない建築物 >

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの



▲ 準工業地域の配置状況

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における公共・公益施設の立地状況

中心市街地内には、市役所本庁舎のほか、財務、法務、警察、港湾関連等をはじめとする国・県の行政機関が集積している。また、県下最大級の会議場である「山口県国際総合センター」や、我が国最多の国際航路数を有する「下関港国際ターミナル」、県内唯一の水族館の「下関市立しものせき水族館（愛称：海響館）」が立地しており交流基盤が充実している。

また、平成19年に市民活動の核となる「ふくふくサポート」を開館し、平成20年度には、中央図書館や中央公民館、婦人会館で構成する社会教育複合施設を整備し、中心市街地内の拠点機能の集積を図っている。

▼中心市街地内に立地する公共・公益施設

区分		施設・機関名
行政機関	国	国土交通省九州地方整備局港湾空港部
		国税庁広島国税局下関税務署
		財務省中国財務局山口財務事務所下関出張所
		気象庁下関地方気象台
		法務省法務局山口地方法務局下関支局
	県	山口県下関水産振興局
		山口県警察本部下関警察署
	市	下関市役所
		下関市消防本部
		港湾事務所
産業振興	下関商工会館	
	山口県国際総合センター	
	唐戸市場	
観光振興	下関駅観光案内所	
文化交流	細江町三丁目地区社会教育複合施設	
	ふくふくサポート（下関市民活動センター）	
	市民会館	
	下関市立しものせき水族館「海響館」	
交通	旧下関英国領事館	
	JR下関駅	
		下関港国際ターミナル

(2) 大規模小売店舗の立地状況

下関市内には、11店の大規模小売店（床面積10,000㎡以上）が立地し。そのうち中心市街地内には山口県下最大規模の「シーモール下関ショッピングセンター」が立地するものの1店のみであり、中心市街地内への商業施設の誘導を推進している。

▼中心市街地内の大規模小売店舗

店舗名称	開店日	店舗面積(㎡)	延床面積(㎡)	用途地域
シーモール下関 ショッピングセンター	S52.10.21	54,000	90,000	商業地域

※大規模小売店総覧2007

下関市管内図



大型小売店店舗面積	
●	3,000㎡未満
●	3,000~6,000㎡未満
●	6,000~10,000㎡未満
●	10,000㎡以上
■	既存商店街
□	対象区域

▲大規模集客施設の立地状況

[4] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地内への商業・業務・福利・居住等の各種都市機能の新たな集積を促進するための事業は以下のとおりである。

(1) 商業・業務機能の集積

- 下関駅にぎわいプロジェクト
- あるかぼーと民間開発事業
- あきんど活性化（空き店舗等活用）支援事業
- 大規模小売店舗立地法の特例措置

(2) 都市福利機能の集積

- 下関駅にぎわいプロジェクト（再掲）
- 第一別館保存事業
- 旧下関英国領事館保存修理事業
- まちづくりセンター支援事業

(3) 居住等機能の集積

- 共同住宅供給事業
- 斜面住宅地再生支援事業
- まちなか緑化推進事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

【1】基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 事業遂行に関わる実践的・試行的な活動

(下関海峡の街歴史ウォーク)

中心市街地において海峡沿いの歴史的史跡等を二日間にかけて巡るウォーキングイベントを、毎年1回、これまで6回開催している。

毎年、約1,200人の参加があり、市民等の健康増進とともに、歴史を通じた下関市の魅力の認識、中心市街地の観光PR等に貢献している。

大会の準備・運営は、下関ウォーキング協会が中心に、各種ウォーキング協会、商工会議所、新聞社等により構成する「海峡のまち下関歴史ウォーク実行委員会」が主催している。

【2】都市計画との調和等

(1) 「下関都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合

中心市街地は、以下のとおり位置づけられている。

3. 主要な都市計画の決定の方針

3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

① 商業地・業務地

- ・市役所や国、県等の出先機関や銀行等の業務施設や広域的集客力のある商業施設が集積している下関駅周辺から唐戸地区周辺は、下関市の中心部であるとともに、九州やアジアからの玄関口としての役割も果たしており、山口県西部の中核都市らしい魅力ある商業・業務地の形成を図るとともに、歴史的背景により形成された都市景観、にぎわい・回遊性のある基盤整備及び空間づくりによる活性化を図る。
- ・唐戸地区周辺の臨海部では、港湾機能と連携したウォーターフロントの開発整備による新市場や海洋環境・自然科学体験施設などの新たな交流基盤の整備を進め、観光客や市民が集う商業地の形成を図る。

(2) 下関市総合計画（平成19年3月）との整合

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 [6]下関市のまちづくりの考え方 参照

(3) 下関市都市計画マスタープラン（案）との整合

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 [6]下関市のまちづくりの考え方 参照

[3] その他の事項

(1) 関門地域の広域観光振興

関門海峡を挟み、中心市街地の対岸の北九州市とは、「関門海峡観光推進協議会」を設置し、観光資源のPR、観光客誘致・関門周遊の促進事業、景観形成事業等、連携して観光振興に取り組んでいる。

(2) 航路誘致対策の推進

港湾都市として発展してきた中心市街地において、港湾機能は街づくりの重要な柱のひとつであり、中心市街地内の下関港国際ターミナルは、日本最大の国際フェリー基地として韓国（釜山）、中国（青島、上海）を結ぶ定期フェリー航路を有しており、機能強化に努めている。

また、港湾関連産業及び観光を中心に地域経済の活性化を図るため、国内外におけるポートセールスの実施、ポートセミナーの開催により、船主・荷主・港湾関連事業者等の下関港の利点をPRし、既存航路の貨物量の拡大・新規航路及び旅客の誘致に努めている。

(3) 環境への配慮

下関市では、平成19年3月に「下関市環境基本計画」を策定している。特に地球温暖化問題については、平成10年3月に、現在の地球温暖化対策推進法第20条の地球温暖化対策地域推進計画にあたる「下関市地球温暖化防止計画」を策定した。

このような中、中心市街地活性化に向けての各種事務・事業の推進にあたっては、地球温暖化対策推進法第21条に基づく「下関市地球温暖化対策実行計画（平成20年4月）」に則し、温室効果ガスの排出抑制に努める。

また、中心市街地におけるバス等の公共交通や自転車の利用を促進する以下の事業については、「歩きたくなる街、回遊したくなる街」の実現とともに、低炭素社会の実現の観点からも必要な取り組みであるため、民間交通事業者との連携により着実な展開を促進するものとする。

- 自転車通行環境モデル地区整備事業
- 中心市街地（下関～唐戸）限定一日乗車券
- 環境定期券
- 高齢者バス等利用助成事業
- ロングライフパス
- シーモール下関お買い物バスカード
- 海峡レンタサイクル

(4) まちづくりセンターの継続的な取り組みの促進

中心市街地の活性化は、今までのように行政主体で行うのではなく、市民とともに行ってゆく必要があるため、街づくりに関する情報の収集・発信や意見交換が行える場所（機会）として“まちづくりセンター”の設置と運営の支援を行うこととしている。（まちづくりセンター支援事業）

協議会では、本計画の期間終了後も活性化の中核的施設として、まちづくりセンターを継続的に運営していく必要があることを留意点として意見書に示している。

まちづくりセンターでは、本計画に具体的に位置づけた施策・事業に加え、中長期的な取り組みとなる下関港湾機能の再編に伴う岬之町等のウォーターフロントの賑わい形成などについても、市民と協働のもと取り組んでいくこととする。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」及び「3. 中心市街地の活性化の目標」参照
	認定の手續	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」参照
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」参照
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」参照
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」参照
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」参照
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」～「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」参照
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」参照
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4から8までの全ての事業等を実施主体を記載している。
	事業の実施スケジュールが明確であること	4から8までの全ての事業等は計画期間の平成26年度までに完了もしくは事業着手できる見込みである。